

金融検査評定制度

— F I R S T —

(預金等受入金融機関に係る検査評定制度)

平成 17 年 7 月

写

金 検 第 3 7 0 号
平成 17 年 7 月 1 日

各財務（支）局長
沖縄総合事務局長
検査監理官
統括検査官
特別検査官
専門検査官
金融証券検査官

） 殿

金融庁検査局長 西原 政雄

預金等受入金融機関に係る検査評定制度について

金融庁は、昨年12月、今後2年間の金融行政の指針となる「金融改革プログラムー金融サービス立国への挑戦ー」を策定・公表し、今後実行すべき改革の道筋を示した。同プログラムは、現在の金融システムを巡る局面を「不良債権問題への緊急対応から脱却し、将来の望ましい金融システムを目指す未来志向の局面（フェーズ）に転換しつつある」とした上で、望ましい金融システムを「官」の主導ではなく、「民」の力により実現することを目指すものである。その具体的施策の1つとして、「財務状況のみならず、様々な観点からの、検査における評定制度の導入等によるメリハリの効いた効果的・選択的な行政対応」が提案されたところであるが、今般、「評定制度研究会」の検討結果等を踏まえ、下記のとおり、「預金等受入金融機関に係る検査評定制度」（以下「金融検査評定制度」という。）を定め、運用することとしたので、了知のうえ、遺憾なきよう期せられたい。

記

1. 目的

金融機関の検査の際、金融検査マニュアルに基づき検証した検査結果を段階評価することにより、金融機関の自主的・持続的な経営改善に向けての取り組みや検査官と金融機関との双方向の議論を促す。また、評価結果を選択的な行政対応に結びつけ検査の効率化等を図るとともに、金融行政の透明性等を向上させる。

なお、金融検査評価制度の運用に際しては、「預金等受入金融機関に係る検査マニュアル（金検第177号）」及び「評価制度研究会報告書（平成17年5月25日）」（別添）に十分留意されたい。

2. 評価項目

評価項目は、「法令等遵守態勢」「顧客保護等管理態勢」「リスク管理態勢（共通）」「自己資本管理態勢」「信用リスク管理態勢」「資産査定管理態勢」「市場関連リスク管理態勢」「流動性リスク管理態勢」「オペレーショナル・リスク管理態勢」の9項目とする。

3. 評価方法

「評価段階及び着眼点（例）」（別紙）に基づき各評価項目について、A、B、C、Dの4段階評価を行う。

4. 対象金融機関

- ・ 銀行
- ・ 信用金庫及び信用金庫連合会
- ・ 信用協同組合及び信用協同組合連合会

5. 事務処理等

- (1) 検査に際しては、まず検査官が、立入検査期間中に、評定に係る事実関係及びその評価について、被検査金融機関と十分に意見を交換することとする。その上で、立入検査終了手続（エグジット・ミーティング）において、評定結果についての金融機関の認識を聴取し、その時点での主任検査官と被検査金融機関との間の認識の一致及び相違を確認するものとする。
- (2) 被検査金融機関は、立入検査終了後、評定結果について認識の相違がある場合は、意見申出制度に則り、その旨を検査局長に申し出て審理を求めることができるものとする。
- (3) 最終的な評定結果は、検査結果通知の一部として、被検査金融機関に通知されるものとする。

6. 選択的な行政対応への反映

評定結果は、その後の検査の濃淡（検査頻度、範囲、深度）に反映させるものとする。

7. 施行日等

金融検査評定制度は、平成 17 検査事務年度中に試行を開始し、平成 18 検査事務年度以降、速やかに施行に移すこととする。具体的な施行日等については、別途指示するところによる。なお、試行期間中は、評定に係るデータやノウハウの蓄積に重点を置くこととし、評定結果そのものは、金融機関に通知されるものの、選択的な行政対応には反映させないこととする。

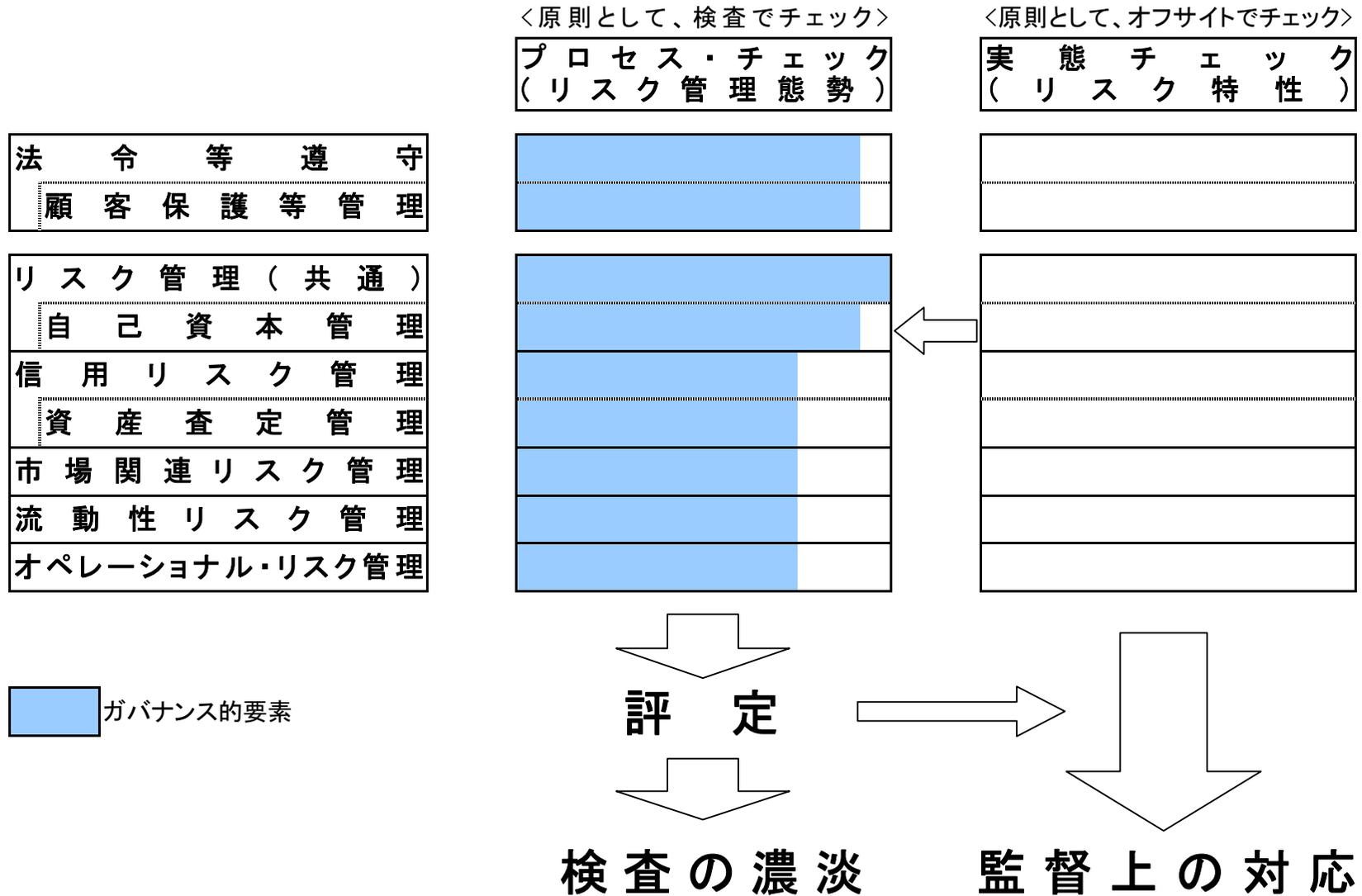
(別紙)

評定段階及び着眼点(例)
(金融検査評定制度 : FIRST)

平成 17 年 7 月

※ FIRST = Financial Inspection Rating SysTem

金融検査評定制度のイメージ図



(注)「中小企業融資」は、金融検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕に沿い「信用リスク管理態勢」及び「資産査定管理態勢」の中で評価する。

評定段階及び着眼点(例)

目次

1. 法令等遵守態勢	1
2. 顧客保護等管理態勢	9
3. リスク管理態勢(共通)	17
4. 自己資本管理態勢	29
5. 信用リスク管理態勢	35
6. 資産査定管理態勢	43
7. 市場関連リスク管理態勢	55
8. 流動性リスク管理態勢	71
9. オペレーショナル・リスク管理態勢	77

評 定 段 階

1. 法 令 等 遵 守 態 勢

A :

法令等遵守態勢について、強固な法令等遵守態勢が経営陣により構築されている。認識される弱点は軽微であり、金融機関としての業務の適切性等に対する影響は小さい。

B :

法令等遵守態勢について、軽微な法令等違反などが認められるものの、十分な法令等遵守態勢が経営陣により構築されている。軽微な弱点については、金融機関としての業務の適切性等に重大な影響を及ぼすものではなく、既に自主的に適切な対応がなされている、または、今後なされることが期待できる。

C :

法令等遵守態勢について、軽微ではない法令等違反の発生が認められるなど、不十分な法令等遵守態勢となっている。経営陣の法令等遵守態勢への取組みは不十分であり、金融機関としての業務の適切性等に対する影響も認められ、改善の必要がある。

D :

法令等遵守態勢について、経営陣自らが関与する重大な法令等違反が認められるなど、その遵守態勢に欠陥がある、または、重大な欠陥が認められる。その結果、金融機関としての存続が脅かされるような法令等違反の発生が懸念される、または、そのような法令等違反が発生している状況にある。

法令等遵守態勢

(注1)：【評定上の優先度】◎最優先項目 ○優先項目 △それ以外の項目

(注2)：【ガバナンス上の位置付け】網掛け部分は、経営陣による統制に係る項目であり、ガバナンスを重視する観点からは特に評定上留意すべき部分である。

(注3)：「評定における着眼点(例)」に掲げられた項目は、実際に評定を行う際に特に着眼すべき事項を例示したものであり、検査で見るとすべき点を全て網羅しているものではない。検査においては、実態をよく見極めながら、例示されていない事項についても勘案していくことが必要である。

検査マニュアル等			(注1)	(注2)	評定における着眼点(例)(注3)
項目	チェック項目	チェック項目に係る説明			
○法令等遵守態勢の確認検査用チェックリスト					
I. 法令等遵守体制の整備・確立状況	1. 業務執行の意思決定及び取締役に対する監督機関としての取締役会の機能	1. 業務執行にあたる取締役の責任・義務 (1) 取締役は、業務執行にあたる代表取締役の独断専行を牽制・抑止し、適切な業務執行を実現し、ひいては、金融機関の信頼の維持・向上を図る観点から、取締役会における業務執行の意思決定及び取締役の業務執行の監督に積極的に参加しているか。 (2) 取締役は、業務執行にあたり、信用の基礎を強固なものとする観点から、実質的議論に基づき善管注意義務・忠実義務を十分果たしているか。 (3) 取締役会においては、社会的責任と公共的使命等を柱とした企業倫理の構築を重要課題として位置付け、それを具体的に担保するための体制を構築しているか。 (4) 取締役会は、単に業務推進にかかることのみではなく、業務運営に際し、コンプライアンスに関する諸問題について議論しているか。	◎	経営陣による統制	<ul style="list-style-type: none"> ● 法令等遵守態勢の確立に向けた代表取締役によるリーダーシップの発揮状況や他の取締役による牽制機能の発揮状況等に着眼する。 なお、評定に当たっては、支店長会議等において示されている代表取締役による法令等遵守態勢の確立に向けた取組姿勢、役員等が法令等違反に関与している場合における他の取締役による牽制機能の発揮状況、法令等違反の発生が認識された際の取締役会における議論の内容等を議事録等によって確認したうえで行うことに留意する。 ● 法令等遵守に係る基本方針及び遵守基準は、金融機関の規模や特性を踏まえ、実効性のあるものとなっている必要があるが、検証に当たっては、金融機関の経営判断にかかる部分については、過度に立ち入ることがないように留意する。 なお、評定に当たっては、基本方針及び遵守基準において、例えば、反社会的勢力に対する厳格な姿勢、マネー・ロンダリングの防止や顧客情報の流出防止等が明確に定められ、当該金融機関の業務の実情に適った実効的な内容となっているかに着眼する。 ● 監査役会等の機能発揮については、監査役会の独立性と取締役に対する業務監査、外部監査の実効性が確保されているかに着眼する。 ● 経営陣自らが関与する法令等違反が認められる場合には、監査役による牽制機能の発揮状況に着眼する。 ● 委員会等設置会社形態が採用されている場合には、その組織形態を採用していること自体に着眼するのではなく、実効性の伴う監査態勢が確保さ
	2. 取締役会議事録等の整備	2. 取締役会議事録等の作成及び備置 (1) 取締役会議事録を作成しているか。 (2) 取締役会議事録を法律に定められた期間備え置いているか。 (3) 取締役会に付された議案の内容がわかる原資料を作成しているか。 (4) (3)の原資料を取締役会議事録と同期間、保存しているか。 (5) 取締役会議事録又は原資料は、代表取締役のコンプライアンスに関する決定の記録、各種リスクの実態や問題点のほか、不正行為やトラブル等の報告が確認できる内容となっているか。	◎		
	3. 監査役会等の機能	3. 監査役及び監査役会の独立性と取締役に対する業務監査、会計監査の実効性の確保（なお、協同組織金融機関にあっては、会計監査人の選任を義務付けられる場合が限定されているので、その点に留意する必要がある。） (1) コンプライアンスに関する事項を議案とする取締役会には、一人以上の監査役が出席しているか。また、その場合、商法特例法18条2項が適用ないし準用される金融機関にあっては、常勤監査役が望ましい。 (2) 監査役会については、制度の趣旨に則り、その独立性が確保されているか。 (3) 監査役会は、付与された広範な権限を適切に行使し、会計監査に加え	◎		

検 査 マ ニ ュ ア ル 等			(注1)	(注2)	評 定 に お け る 着 眼 点 (例) (注3)
項 目	チ ェ ッ ク 項 目	チ ェ ッ ク 項 目 に 係 る 説 明			
		業務監査を実施しているか。また、監査役会を補佐する適切な人材を必要な数だけ確保しているか。 (4) 監査役会等の機能発揮の補完のために、会計監査人を活用しているか。また、必要に応じて法律事務所等も活用しているか。 (5) 監査役会が設けられている場合であっても、各監査役は、あくまでも独任制の機関であることを自覚し、自己の責任に基づき積極的な監査を実施しているか。 (6) 監査役会は、会計監査人等による外部監査の結果自体が適正なものであるか否かをチェックし、場合によっては、会計監査人等の交代等の処置をとることができる体制となっているか。	◎		れていることが重要であることに留意する。 また、評定に当たっては、委員会等設置会社に移行するに際しての理由・背景等を踏まえ、当該金融機関の企業風土に適ったものとして実効的な監査機能が確保されているかに着目する。 ● 当局検査や当局に対する報告・届出に対して、経営陣が真摯な姿勢で、適切な対応の確保を図っているかに着目する。
	4. 法令等遵守に係る基本方針及び遵守基準の存在チェック	4. 基本方針等の存在チェック (1) 法令等遵守を経営の最重要課題の一つとして位置付けているか。また、その実践に係る基本方針及び遵守基準は、取締役会において策定しているか。 (2) 役職員に基本方針及び遵守基準の内容を周知徹底しているか。また、例えば、下記〔参考：省略〕に掲げる書類を役員室をはじめ、各業務部門及び営業店等（海外拠点を含む。）に備え置いているか。 (3) 反社会的勢力への対応については、警察等関係機関等とも連携して、断固とした姿勢で臨んでいるか。 (4) 基本方針及び遵守基準は、単に倫理規定に止まらず、具体的な行動指針や基準を示しているか。	◎	経営陣による統制	
	5. コンプライアンスに対する「取締役としての具体的な行動」のチェック	5. 「取締役の意義」の確認 (1) コンプライアンスに関しては、取締役が誠実にかつ率先垂範して取り組んでいるか。また、取締役会は、高い職業倫理観を涵養し、あらゆる職階における職員に対して内部管理の重要性を強調・明示する風土を組織内に醸成する責任を果たしているか。 (2) 取締役の法令等遵守に対する姿勢を職員に理解させるための具体的な施策が講じられているか。 ① 代表取締役は、年頭所感や支店長会議等、可能な機会をとらえ、法令等遵守に対する取組姿勢を示しているか。 ② 取締役は、コンプライアンス担当部門を営業部門と同等に位置付け、適切な人材と規模を確保し、関心をもって管理するとともに業績評価、人事考課において適切な評価を与えているか。 ③ 取締役自身が、社内外のコンプライアンスの問題に対し、規則に基づき、公平、公正に断固とした姿勢で対応しているか。 ④ 法令等遵守状況に関し、定期的に施策の評価を行っているか。	◎		
Ⅱ. 法令等遵	「コンプライアンス・マ	(1) コンプライアンスを実現するための具体的な手引書（遵守すべき法令			● 「コンプライアンス・マニュアル」については、

検 査 マ ニ ュ ア ル 等			(注1)	(注2)	評 定 に お け る 着 眼 点 (例) (注3)
項 目	チ ェ ッ ク 項 目	チ ェ ッ ク 項 目 に 係 る 説 明			
守すべき事項（行動規範）の規定・整備状況	マニュアル」のチェック	<p>の解説、また、違法行為を発見した場合の対処方法などを具体的に示したものを。以下、「コンプライアンス・マニュアル」と称する。）を策定しているか。また、コンプライアンス・マニュアルの策定及び重要な見直しを行うに当たっては、その内容について取締役会の承認を受けているか。</p> <p>(2) 「コンプライアンス・マニュアル」は、本チェックリストのV.に掲げる内容を含むものとなっているか。また、「コンプライアンス・マニュアル」は、前記〔参考：省略〕「全銀協・倫理憲章」等を反映させた銀行の社会的責任と公共的使命を踏まえつつ企業風土等を勘案して、適切かつ具体的な内容となっているか。</p> <p>(3) 「コンプライアンス・マニュアル」の存在及び内容を、役職員に周知徹底しているか。</p> <p>(4) 「コンプライアンス・マニュアル」については、随時、適切に内容の見直しを行っているか。</p> <p>(5) 基本方針及び遵守基準の作成・変更に際しては、リーガル・チェックを実施しているか。また、新たな業務の開始、新たな商品の発売に当たっても同様に実施しているか。</p>	◎		<p>金融機関の企業風土等を踏まえた実効性のある内容であり、かつ、各役職員に周知徹底され、浸透していることが重要である。</p> <p>また、改訂等に際しては、時機に適ったものであり、実際に生じている問題をカバーするとともに当該金融機関の現状に即した内容となっていることが重要である。</p>
Ⅲ. 遵守体制（態勢）が機能しているか否かのチェック体制の整備状況	1. 「コンプライアンス・プログラム」のチェック	<p>1. コンプライアンスを実現させるための具体的な実践計画（規定の整備、内部統制の実施計画、職員の研修計画など。以下、「コンプライアンス・プログラム」と称する。）の策定及び重要な見直しを行うに当たっては、その内容について取締役会の承認を受けているか。</p> <p>(1) 「コンプライアンス・プログラム」は、適時、合理的なものとして策定されているか。なお、最長でも年度毎に策定されているか。</p> <p>(2) 「コンプライアンス・プログラム」の進捗状況や達成状況がフォローアップされているか。</p> <p>(3) 「コンプライアンス・プログラム」担当部門の責任が明確となっているか。また、代表取締役及び取締役会は、その進捗状況や達成状況を正確に把握・評価しているか。</p> <p>(4) 「コンプライアンス・プログラム」の策定に当たっては、営業店等の規模や性格等に配慮するとともに、そのプログラムの実施状況を業績評価、人事考課等に衡平に反映しているか。</p>	◎	内部管理	<ul style="list-style-type: none"> 「コンプライアンス・プログラム」については、金融機関の企業風土等を踏まえつつ、社会環境や経済環境を反映した実効性のある計画であることが重要である。 また、その策定・実行に当たっては、経営陣が積極的に関与し、実効性を確保することが重要である。 なお、「コンプライアンス・プログラム」の内容に具体性が欠けている場合や実施に移されていないものがある場合には、その要因を把握し、経営陣の認識を確認する。
	2. 「コンプライアンス環境」のチェック	<p>2. コンプライアンス等の法務問題の一元管理体制の整備状況</p> <p>(1) コンプライアンス等の法務問題を一元管理する体制等について、内部規定等を整備しているか。</p> <p>① コンプライアンスに関する統括部門を設置しているか。また、統括部門の所掌事項を明確にしているか。</p> <p>② 各業務部門及び営業店毎に、適切にコンプライアンス担当者を配置</p>	○		

検査マニュアル等			(注1)	(注2)	評価における着眼点(例)(注3)
項目	チェック項目	チェック項目に係る説明			
		<p>しているか。</p> <p>③ 不祥事等の発生に際し、機動的な対処が可能な体制を整備しているか。</p> <p>(2) 法務関連の情報を適格に収集・管理しているか。</p> <p>① 統括部門と各業務部門及び営業店等との連絡、報告、協議等のルールを明確にしているか。</p> <p>② 統括部門と各業務部門及び営業店等との連携を図っているか。また、問題点が発見された場合、担当者から直ちに統括部門に報告する体制となっているか。</p> <p>③ 担当取締役は、常時、的確に法務関連の情報を把握しているか。</p> <p>(3) コンプライアンスに関する研修体制の充実を図っているか。</p> <p>① 代表取締役及び担当取締役を中心として講師等で参加するなど、研修に積極的に関与しているか。</p> <p>② 各業務において遵守すべき法令等の徹底など、コンプライアンスに関する研修が行われているか。また、職階に応じた研修体系が確立されているか。</p> <p>③ 各業務部門毎に、最低限必要とされる法務知識の蓄積を図っているか。</p> <p>(4) 不祥事件や苦情等に対処する体制を整備しているか。</p> <p>① 苦情等、顧客の申し出事項の記載簿を整備しているか。</p> <p>② コンプライアンス担当部門は適切に苦情等の事後確認を実施しているか。</p> <p>③ 不祥事件の事実確認、関係者の責任の有無の明確化及び責任追及、監督責任の明確化を図る体制を確立しているか。また、事件の調査・解明は事件とは独立した部門で行っているか。なお、刑罰法令に抵触している恐れのある事実については速やかに警察等関係機関等への通報を行っているか。さらに、取締役及び監査役は、不祥事件等の再発防止策の策定に関与し、実効性の確保に努めているか。</p> <p>④ 証券取引法の定める適時開示を行う体制を確立しているか。</p> <p>(5) 特定の職員を長期間にわたり同一部署の同一業務に従事させないように、適切な人事ローテーションを実施しているか。また、やむを得ない理由により長期間にわたり同一部署の同一業務に従事している場合は、事故防止のためのその他の適切な方策を講じているか。</p> <p>(6) 事故防止等の観点から、例えば、連続休暇、研修、内部出向制度等、又は、これらの組み合わせ等により、最低限年1回1週間以上連続して、職員（管理者を含む）が職場を離れる方策を採っているか。なお、この期間は2週間以上であることが望ましい。</p>			<p>反の発生原因・背景等も勘案して評価を行う。</p> <p>併せて、顧客からの苦情や不祥事件の内容、それらに対する対応状況、コンプライアンスに関する研修の実施状況等も勘案して「コンプライアンス環境」に係る評価を行う。</p> <p>○ 内部管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 同種の不祥事件が発生している場合や不祥事件が連続的に発生している場合には、その原因・背景を踏まえ経営陣の認識や再発防止に向けた取組姿勢に着眼する。 ● 体制・人員配置等に係る検証に当たっては、当該金融機関の規模・特性を踏まえ、実効性が確保されているかに着眼する。 ● 体制・人員配置等に係る検証に当たっては、当該金融機関の規模・特性を踏まえ、実効性が確保されているかに着眼する。

検 査 マ ニ ュ ア ル 等			(注1)	(注2)	評 定 に お け る 着 眼 点 (例) (注3)
項 目	チ ェ ッ ク 項 目	チ ェ ッ ク 項 目 に 係 る 説 明			
		(7) テロ資金供与やマネー・ローンダリングの防止等に適切に対処するため、顧客の本人確認を行うなど、顧客管理体制を整備しているか。 ① 顧客管理に関する統括部門を設置するなど責任体制を確立しているか。 ② テロ資金供与又はマネー・ローンダリングに係る疑いのある取引に関する情報について、行政庁に対し速やかに届け出ているか。(また、届出漏れがないか事後的に検証する体制を確立しているか。) ③ 顧客管理の方法等に関し、例えば、マニュアルを作成するとともに、定期的に研修を実施するなど職員等に対し周知徹底を図っているか。 ④ 顧客の本人確認に関する記録及び顧客との取引に係る記録が速やかに作成され、法令に定められた期間、適切に保存されているか。 ⑤ 顧客管理体制について定期的に内部監査を実施しているか。	○	内部 管 理	<ul style="list-style-type: none"> 営業店等において、テロ資金供与やマネー・ローンダリング等を防止するため、預金口座開設時において顧客の本人確認を行い、また、疑わしい取引に関する情報について本部の統括部門に対して速やかに報告が行われているかに着眼する。
IV. 法令等に違反した場合の制裁（懲罰）規定の整備・運用状況	「法令等遵守状況の点検体制」のチェック	違反した場合の制裁（懲罰）規定の整備・運用状況 (1) 取締役等は、取締役等の法令等違反行為を発見した場合に、法律上要求される下記の権限を忠実に実行するとともに、業務の健全化に必要な対応策を迅速に講じているか。 ① 取締役 イ. 取締役会の招集（商法259条） ロ. 監査役への報告（商法274条ノ2） ② 監査役 イ. 取締役の違法行為の差止（商法275条ノ2） ロ. 取締役会の招集（商法260条ノ3 3項・4項） ハ. 取締役会への報告（商法260条ノ3 2項） ニ. 株主総会に対する意見報告（商法275条） ホ. 監査報告書への記載（商法281条ノ3 2項10号） (2) 取締役は、取締役会の構成員として相互に監視義務を負っていることを自覚し、その遂行のために必要な行為を忠実に実施しているか。 (3) 金融機関は、法令等違反行為を行った取締役等及び会計監査人等に対し、その責任を追及しているか。 (4) 監査役として独立して権限行使ができる人材が選任されているか。 (5) 監査役は法令等の遵守状況についての監査を実施しているか。 (6) 違反行為が発見された場合の取締役に対する報告体制を整備しているか。 (7) 制裁（懲罰）規定を整備しているか。また、制裁（懲罰）規定の適用は厳正かつ公平に行っているか。 (8) 一定規模以上のリスクのある営業部門（含む営業店等）には、法令遵守状況を確認する独立したコンプライアンス・オフィサーを配置してい	◎	経 営 陣 に よ る 統 制	<ul style="list-style-type: none"> 法令等違反に対する対応策及び改善策については、違反の発生原因・背景を踏まえた、厳格、かつ実効性のある再発防止策の策定が重要である。厳格性に欠け、弥縫策に留まっているような場合には、改めて、経営陣の認識や不十分な対応策に留まっている要因・背景を把握し、評定を行う。 また、法令等違反の事実の発覚を隠蔽しているものや黙認しているもの、当局への届出を欠いているものについては、経営陣の関与の有無、隠蔽等の事実の発覚の経緯を勘案して評定を行う。 なお、不良債権額の不正確なディスクロージャーが認められる場合には、その意図性を確認して評定を行う。

検査マニュアル等			(注1)	(注2)	評価における着眼点(例)(注3)
項目	チェック項目	チェック項目に係る説明			
		るか。 (9) コンプライアンス・オフィサーの機能が十分に発揮されているか。 (10) コンプライアンスに関する担当部署が有効な連携関係を確保しているか。			
V. 金融機関とその経営者等が遵守すべき具体的な法令等	1. 法規制の概要等	【省略】	△	内部 管理	<ul style="list-style-type: none"> 金融検査マニュアルにおいて列挙されている法令は、あくまでも例示であり、その他の法令等に違反する場合においても、違反の原因・背景、当該金融機関の経営に及ぼす影響等を踏まえた評価を行う必要があることに留意する。

■関連項目

○事務リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト

II. 監査及び問題点の是正 3. 不祥事件等	(1) 不祥事件	(1)① 不祥事件については、監督当局への報告を行い、さらに法令に従い適切に処理しているか。なお、刑罰法令に抵触している恐れのある事実については速やかに警察等関係機関等への通報を行っているか。 ② 経営に重大な影響を与えるような問題については、速やかに事務部門、内部監査部門へ報告するとともに、取締役会に報告しているか。 ③ 不祥事件の調査・解明は、事件とは独立した部門（内部監査部門等）で行っているか。 また不祥事件の発生の原因を分析し、未然防止の観点から各業務部門長及び営業店長に分析結果を還元するとともに、再発防止のための措置を速やかに講じているか。 ④ 不祥事件の事実関係の調査、関係者の責任追求、監督責任の明確化を図る体制を整備しているか。	◎	内部 管理	<ul style="list-style-type: none"> 同種の不祥事件が発生している場合や不祥事件が連続的に発生している場合には、その原因・背景を踏まえ経営陣の認識や再発防止に向けた取組姿勢に着眼する。
----------------------------	----------	---	---	----------	---

	前回当局検査指摘事項の改善状況等		◎	内部 管理	<ul style="list-style-type: none"> 経営陣が率先垂範して、実効性ある改善策の策定・実行に取り組むことが重要。弥縫策に留まっている場合には、改めて、経営陣の認識や不十分な改善策に留まっている要因・背景を把握し、評価を行う。 本項目に対する評価は、今回検査における指摘事項に対して金融機関による自主的な対応が期待できるかを判断する際の一要素となる。
--	------------------	--	---	----------	---

評 定 段 階

2. 顧 客 保 護 等 管 理 態 勢

A :

顧客保護等管理態勢について、顧客への説明態勢及びそれを補完する苦情処理機能、さらに顧客情報管理態勢が、経営陣により強固に構築され機能している。認識される弱点は軽微であり、金融機関としての業務の適切性等に対する影響は小さい。

B :

顧客保護等管理態勢について、顧客への説明態勢及びそれを補完する苦情処理機能、さらに顧客情報管理態勢が、経営陣により十分に構築され機能している。軽微な弱点はあるものの、金融機関としての業務の適切性等に重大な影響を及ぼすものではなく、既に自主的に適切な対応がなされている、または、今後なされることが期待できる。

C :

顧客保護等管理態勢について、軽微ではない態勢の不備が認められるなど、顧客への説明態勢等または顧客情報管理態勢が不十分なものとなっている。経営陣の顧客保護等への取組みは不十分であり、金融機関としての業務の適切性等に対する影響も認められ、改善の必要がある。

D :

顧客保護等管理態勢について、態勢の不備が認められるなど、顧客への説明態勢等または顧客情報管理態勢に欠陥がある、または、重大な欠陥が認められる。その結果、顧客の離反等を招き、金融機関としての存続が脅かされる懸念がある、または、その存続が脅かされている状況にある。

顧客保護等管理態勢

(注1)：【評定上の優先度】◎最優先項目 ○優先項目 △それ以外の項目

(注2)：【ガバナンス上の位置付け】網掛け部分は、経営陣による統制に係る項目であり、ガバナンスを重視する観点からは特に評定上留意すべき部分である。

(注3)：「評定における着眼点(例)」に掲げられた項目は、実際に評定を行う際に特に着眼すべき事項を例示したものであり、検査で見るとすべき点を全て網羅しているものではない。検査においては、実態をよく見極めながら、例示されていない事項についても勘案していくことが必要である。

検査マニュアル等			(注1)	(注2)	評定における着眼点(例)(注3)
項目	チェック項目	チェック項目に係る説明			
○法令等遵守態勢の確認検査用チェックリスト					
III. 遵守体制（態勢）が機能しているか否かのチェック体制の整備状況	2. 「コンプライアンス環境」のチェック	(4) 不祥事件や苦情等に対処する体制を整備しているか。 ① 苦情等、顧客の申し出事項の記載簿を整備しているか。 ② コンプライアンス担当部門は適切に苦情等の事後確認を実施しているか。 ③ 不祥事件の事実確認、関係者の責任の有無の明確化及び責任追及、監督責任の明確化を図る体制を確立しているか。また、事件の調査・解明は事件とは独立した部門で行っているか。なお、刑罰法令に抵触している恐れのある事実については速やかに警察等関係機関等への通報を行っているか。さらに、取締役及び監査役は、不祥事件等の再発防止策の策定に関与し、実効性の確保に努めているか。 ④ 証券取引法の定める適時開示を行う体制を確立しているか。 (7) テロ資金供与やマネー・ローンダリングの防止等に適切に対処するため、顧客の本人確認を行うなど、顧客管理体制を整備しているか。 ① 顧客管理に関する統括部門を設置するなど責任体制を確立しているか。 ② テロ資金供与又はマネー・ローンダリングに係る疑いのある取引に関する情報について、行政庁に対し速やかに届け出ているか。（また、届出漏れがないか事後的に検証する体制を確立しているか。） ③ 顧客管理の方法等に関し、例えば、マニュアルを作成するとともに、定期的に研修を実施するなど職員等に対し周知徹底を図っているか。 ④ 顧客の本人確認に関する記録及び顧客との取引に係る記録が速やかに作成され、法令に定められた期間、適切に保存されているか。	○	内部 管理	<ul style="list-style-type: none"> ● 顧客保護等管理態勢の評定に当たっては、当該金融機関が定める具体的な顧客保護の確保、顧客の利便性の向上に係る方針等を踏まえ、実効性のある施策が行われているかに着眼する。 なお、評定に当たっては、法令、金融検査マニュアル、中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（以下「監督指針」という。）等に基づきその適切性の検証を行い、評定する。 ● 顧客からの苦情等に対して、その発生原因の分析・検討がなされず適切な発生防止策が講じられないまま、類似の苦情等が発生している場合や不祥事件に発展している場合には、苦情等に対処する態勢の状況に着眼する。 ● 顧客からの苦情処理に当たっては、可能な限り顧客の理解と納得を得て解決が図られているか、または、図ろうとする取組みがなされているかに着眼する。 ● 顧客に対するディスクロージャーについては、その内容が抽象的なものではなく、顧客の立場に立った具体的で分かり易い内容となっているか、顧客の意見を内容の改訂に反映させる等の顧客のニーズに沿った不断の見直しを行っているかなど、その適切性や充実度にも着眼する。 ● 営業店等において、テロ資金供与やマネー・ローンダリング等を防止するため、預金口座開設時において顧客の本人確認を行い、また、疑わしい取引に関する情報について本部の統括部門に対し速やかに報告が行われているかに着眼する。

検 査 マ ニ ュ ア ル 等			(注1)	(注2)	評 定 に お け る 着 眼 点 (例) (注3)
項 目	チ ェ ッ ク 項 目	チ ェ ッ ク 項 目 に 係 る 説 明			
		⑤ 顧客管理体制について定期的に内部監査を実施しているか。			
○市場関連リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト					
II. 適切なリスク管理態勢の確立 2. 管理業務 (1)市場リスクの管理 ①顧客リスクの管理体制	(1) 顧客とのトラブルに対する管理・処理体制の整備	(1) [GD、CD] 顧客サイドでのリスク管理が十分でない場合には、顧客が多額の損失を被り、それが基で金融機関が訴訟を受けたり、損失を被ったりするリスクが生じる。したがって、顧客とのトラブルが発生した場合の対応を行う部署を明確にするなど、管理・処理体制を整備しているか。 また、顧客とのトラブルが発生した場合の対応を行う部署において、速やかにその原因究明を行うとともに、その再発防止策を講じているか。	○	内部管理	<ul style="list-style-type: none"> 顧客からの苦情等に対して、その発生原因の分析・検討がなされず有効な発生防止策が講じられないまま、類似の苦情等が発生している場合や不祥事件に発展している場合には、苦情の処理に係る態勢整備の状況に着眼する。 顧客からの苦情処理に当たっては、可能な限り顧客の理解と納得を得て解決が図られているか、または、図ろうとする取組みがなされているかに着眼する。 金融商品の販売に当たっては、優越的地位の濫用と誤認されかねない説明を防止するための措置が講じられているかに着眼する。 預金等とリスク商品との誤認防止措置の実効性を確保するために、金融商品の内容や当該金融商品が包含するリスクについて、説明内容、説明方法、顧客の承諾の確認方法や、そのための態勢整備の状況に着眼する。
	(2) デリバティブ商品の開発	(2) [GD、CD] デリバティブ商品は、顧客とのトラブル、訴訟等金融機関にとって、非常に大きな影響を招く可能性があることを考慮し、リスクの高いデリバティブ商品を新規に取扱う場合には、リスク管理の専門家による法的、技術的なチェックを行った上で、取締役会等による承認を得ているか。 また、リスクの高いデリバティブ取引を顧客の不健全な要求によって開発していないか。	◎	経営陣による統制	
	(3) 顧客への販売	(3) [GD、CD] デリバティブ商品は、その商品のリスクを十分に管理できる能力及び体力を持っている顧客に販売していることが望ましい。 顧客が自己のポジションヘッジではなく、スペキュレーションのためにデリバティブ商品を購入しようとしている場合には、特に慎重に対応しているか。	◎		
	(4) 顧客に対する商品内容等の説明及び顧客の意思確認	(4) [GD、CD] デリバティブ取引に関して、取引経験が浅い顧客にデリバティブ商品を販売する場合には、その商品内容やリスクについて、例示等（最良のシナリオのものだけでなく、最悪のシナリオを想定した想定最大損失額を含む。）も入れ、具体的に解り易い形で解説した書面を交付し説明しているか。 顧客自身がリスクを負っている商品の販売に当たっては、必要に応じて取引先から説明を受けた旨の確認を行っているか。	◎	内部管理	
	(5) 取引内容の顧客への報告	(5) [GD、CD] 販売後、顧客の要請があれば、定期的かつ必要に応じて随時、顧客のポジションの時価情報等を提供しているか。 時価情報については、その時価が何を表しているのか（ヘッジ・コストを勘案したものであるか等）を明確にしているか。 時価情報等の顧客への提供にあたっては、市場部門から独立したリスク管理部門（又は事務部門）において行うなど、顧客に正確な情報が提供されるような方策をとっているか。	◎		

検 査 マ ニ ュ ア ル 等			(注1)	(注2)	評 定 に お け る 着 眼 点 (例) (注3)
項 目	チ ェ ッ ク 項 目	チ ェ ッ ク 項 目 に 係 る 説 明			
○事務リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト					
II. 監査及び問題点の是正 3. 不祥事件等	(2) 顧客からの苦情等	(2)① 顧客からの苦情等（不祥事件につながる恐れのある問い合わせ等も含む）については、その処理の手続を定めているか。 ② 顧客からの苦情等（不祥事件につながる恐れのある問い合わせ等も含む）は、処理の手続に従い事務部門及び関係業務部門と連携のうえ、速やかに処理を行っているか。 ③ 顧客からの苦情等（不祥事件につながる恐れのある問い合わせ等も含む）の内容は、処理結果も含めて、記録簿等により記録・保存するとともに、定期的に事務部門、内部監査部門に報告しているか。 ④ 経営に重大な影響を与えるような問題については、速やかに事務部門、内部監査部門へ報告するとともに、取締役会に報告しているか。	◎		<ul style="list-style-type: none"> 顧客からの苦情等に対して、その発生原因の分析・検討がなされず有効な発生防止策が講じられないまま、類似の苦情等が発生している場合や不祥事件に発展している場合には、苦情の処理に係る態勢整備の状況に着眼する。 顧客からの苦情処理に当たっては、可能な限り顧客の理解と納得を得て解決が図られているか、または、図ろうとする取組みがなされているかに着眼する。
III. 事務リスク管理態勢 2. 営業店の役割	(3) 顧客保護	(3)① 顧客に対して公正な事務処理を行っているか。 ② 顧客との取引に当たっては、取引の内容等を顧客に対し、適切かつ十分な説明を行っているか。 ③ 特に、顧客自身がリスクを負っている商品の販売に当たっては、顧客に対し、適切かつ十分な説明を行い、必要に応じて顧客から説明を受けた旨の確認を行っているか。 ④ 顧客情報は法的に許される場合及び顧客自身の同意がある場合を除き、第三者に開示していないか。 ⑤ さらに、融資先の財務情報など、個別企業に関わる情報については、	◎	内部管理	<ul style="list-style-type: none"> 預金等とリスク商品・保険商品との誤認防止措置の実効性を確保するために、金融商品の内容や当該金融商品が包含するリスクについて、説明内容、説明方法、顧客の承諾の確認方法や、そのための態勢整備の状況に着眼する。 デリバティブ等を内包する融資取引については、顧客の知識・経験等から問題がない場合を除き、その商品内容やリスクについて、例示等（最良のシナリオのものだけでなく、最悪のシナリオを想定した想定最大損失額を含む。）も入れ、具体的に解り易い形で解説した書面を交付し説明しているか、また、顧客自身がリスクを負っている場合には必要に応じて説明を受けた旨の確認を行っているかに着眼する。 貸付条件契約、担保・保証の極度額、第三者保証、経営者の保証等について、顧客から求められる、事後の紛争等を未然に防止するため、顧客の理解と納得を得ることを目的とした説明態勢が整備されているかに着眼する。 取引関係の見直し、顧客の要望の謝絶に当たって、顧客の理解と納得を得るために可能な範囲で理由等を適切かつ十分に説明しているかに着眼する。 顧客情報の管理態勢の検証に当たっては、例えば、以下の点に着眼する。 <ul style="list-style-type: none"> ① 顧客情報の不適切な取得・利用、漏えい等の

検 査 マ ニ ュ ア ル 等			(注1)	(注2)	評 定 に お け る 着 眼 点 (例) (注3)
項 目	チ ェ ッ ク 項 目	チ ェ ッ ク 項 目 に 係 る 説 明			
		特に嚴重かつ慎重に取り扱っているか。	◎	内部 管 理	<p>防止に適切に対処するため、マニュアルの整備や安全管理措置を講じるなど、情報の管理体制を整備しているか。また、業務の委託先に対して適切な情報管理を確保するための監督（業務委託先の適切な選定を含む）を行っているか。</p> <p>② 顧客情報の管理方法等に関し、定期的に研修を実施するなど職員等に対し周知徹底を図っているか。</p> <p>③ 顧客情報の漏えい等の事故が発生した場合に適切で迅速な対応が可能な体制を整備しているか。（併せて、情報漏えい等の事故に際して、速やかな監督当局への報告、事実関係等の公表、本人への通知が履行されているかを確認するとともに、報告・公表、通知洩れがないか事後的に検証する体制を確立しているかを確認する。）</p> <p>さらに、取締役及び監査役は、漏えい等の事故の再発防止策の策定に関与し、実効性の確保に努めているか。</p> <p>④ 顧客情報の管理体制について定期的に内部監査を実施しているか。</p> <p>⑤ 個人にかかるセンシティブ情報については、特に嚴重かつ慎重に取り扱っているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 営業店等において、テロ資金供与やマネー・ローンダリング等を防止するため、預金口座開設時において顧客の本人確認を行い、また、疑わしい取引に関する情報について本部の統括部門に対して速やかに報告が行われているかに着眼する。
	(4) 顧客管理	<p>(4) 顧客の本人確認を行うなど、顧客管理体制を整備しているか。</p> <p>① 顧客管理に関する責任者を置くなど責任体制を確立しているか。</p> <p>② テロ資金供与又はマネー・ローンダリングに係る疑いのある取引に関する情報について、本部の統括部門に対し速やかに報告しているか。</p> <p>③ 顧客管理の方法等に関し、例えば、マニュアルを各職員に配布するとともに、定期的に研修を実施するなど職員等に対し周知徹底を図っているか。</p> <p>④ 顧客の本人確認に関する記録及び顧客との取引に係る記録を速やかに作成し、法令に定められた期間、適切に保存しているか。</p> <p>なお、本部において、各営業店で作成された顧客の本人確認に関する記録及び顧客との取引に関する記録が保存されている場合には、各営業店から本部にそれらの記録が確実に移送され、本部において適切に保存されているか検証する。</p>	◎		
○システムリスク管理態勢の確認検査用チェックリスト					
V. 体制の整	(5) インターネットを利用し	(5)① 顧客からの苦情・相談等を受け付ける体制を構築しているか。			

検 査 マ ニ ュ ア ル 等			(注1)	(注2)	評 定 に お け る 着 眼 点 (例) (注3)
項 目	チ ェ ッ ク 項 目	チ ェ ッ ク 項 目 に 係 る 説 明			
備 1. 管理体制	た取引の管理体制	② システムのダウンまたは不具合により、適正な処理がなされなかった場合、それを補完する体制を整えているか。また、システムダウン等が発生した場合の責任分担のあり方についても、明確に示しているか。 ③ リンク等によって生じうるサービス提供主体についての誤認を防止するための対策を講じているか。 ④ 自行の財務や業務の内容に関する情報及びインターネットを利用した取引において提供するサービスの内容について、例えばホームページにおいて開示しているか。 ⑤ マネー・ローンダリング防止等の観点から本人確認を行っているか。 ⑥ 顧客情報の漏洩、外部侵入者及び内部の不正利用による顧客データの改竄、書き換え等を防止する体制を整えているか。 ⑦ インターネットを利用した取引が非対面であるということに鑑み、顧客との取引履歴等について改竄・削除等されることなく、必要に応じて一定期間保存されているか。 ⑧ 利用者自身が使用状態を確認できる機能を設け、利用者を不正使用から守っているか。	◎	内部 管 理	
2. システム 運用体制	(4) 顧客等のデータ保護	(4)① 法的に許される場合及び顧客自身の同意がある場合を除き、原則として顧客データを第三者に開示することを禁止しているか。顧客データの取扱については、管理責任者、管理方法及び取扱方法を定め、適切に管理しているか。 ② 顧客データへの不正なアクセス又は顧客データの紛失、破壊、改ざん、漏洩等の危険に対して、適切な安全措置を講じているか。 ③ 顧客データ以外の重要な情報についても、管理責任者、管理方法を定め、適切に管理しているか。	◎		<ul style="list-style-type: none"> 個人情報にかかるデータの管理体制等の検証に当たっては、「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」及び「金融分野における個人情報保護に関するガイドラインの安全管理措置等についての実務指針」に沿った管理態勢が整備されているかに着目する。

○監督指針等					
	<ul style="list-style-type: none"> ・本人確認、疑わしい取引の届出 ・与信取引に関する顧客への説明態勢及び相談苦情処理機能 ・顧客の誤認防止等 ・顧客情報管理 ・預金口座の不正利用防止 ・銀行の事務の外部委託等を参照。 		◎	内部 管 理	<ul style="list-style-type: none"> 顧客保護等管理態勢の評定に当たっては、上記の「金融検査マニュアル」に係る「評定における着眼点(例)」に加え、「監督指針」の左記の項目における「主な着眼点」等も踏まえる必要があることに留意する。
	偽造・盗難キャッシュカード対策		◎		<ul style="list-style-type: none"> 「偽造キャッシュカード問題に関するスタディグループ」の報告書等に係る具体的な対応策の内容を踏まえる必要があることに留意する。

検 査 マ ニ ュ ア ル 等			(注1)	(注2)	評 定 に お け る 着 眼 点 (例) (注3)
項 目	チ ェ ッ ク 項 目	チ ェ ッ ク 項 目 に 係 る 説 明			
	前 回 当 局 検 査 指 摘 事 項 の 改 善 状 況 等		◎	内 部 管 理	<ul style="list-style-type: none"> ● 経営陣が率先垂範して、実効性ある改善策の策定・実行に取り組むことが重要。弥縫策に留まっている場合には、改めて、経営陣の認識や不十分な改善策に留まっている要因・背景を把握し、評定を行う。 ● 本項目に対する評価は、今回検査における指摘事項に対して金融機関による自主的な対応が期待できるかを判断する際の一要素となる。

評 定 段 階

3. リスク管理態勢（共通）

A :

リスク管理態勢について、金融機関の規模や特性に応じた強固な管理態勢が経営陣により構築されている。すべての主要なリスクは一貫して効果的に特定・把握・管理されており、認識される弱点は軽微であり、金融機関としての健全性等に対する影響は小さい。

B :

リスク管理態勢について、金融機関の規模や特性に応じた十分な管理態勢が経営陣により構築されている。主要なリスクや問題点は、概ね特定・把握され、管理されている。軽微な弱点はあるものの、金融機関としての健全性等に重大な影響を及ぼすものではなく、既に自主的に適切な対応がなされている、または、今後なされることが期待できる。

C :

リスク管理態勢について、金融機関の規模や特性に応じたリスク管理としては不十分な管理態勢となっている。経営陣のリスクに対する管理能力は不十分であり、金融機関としての健全性等に対する影響も認められるため、改善の必要がある。

D :

リスク管理態勢について、経営陣によるリスクに対する管理態勢に欠陥がある、または、重大な欠陥が認められる。その結果、金融機関としての存続が脅かされるような事故・不測の損害の発生が懸念される、または、そのような事故・不測の損害が発生している状況にある。

リスク管理態勢（共通）

(注1)：【評定上の優先度】◎最優先項目 ○優先項目 △それ以外の項目

(注2)：【ガバナンス上の位置付け】網掛け部分は、経営陣による統制に係る項目であり、ガバナンスを重視する観点からは特に評定上留意すべき部分である。

(注3)：「評定における着眼点(例)」に掲げられた項目は、実際に評定を行う際に特に着眼すべき事項を例示したものであり、検査で見るとすべき点を全て網羅しているものではない。検査においては、実態をよく見極めながら、例示されていない事項についても勘案していくことが必要である。

検査マニュアル等			(注1)	(注2)	評定における着眼点(例)(注3)
項目	チェック項目	チェック項目に係る説明			
○リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト（共通編）					
I. リスク管理に対する認識等 1. 取締役の認識及び取締役会等の役割	(1) 代表取締役のリスクに対する理解	(1) 代表取締役は、各種リスクの特性を理解し、戦略に沿って適切な資源配分を行い、かつ、それらの状況を機動的に管理し得る体制を整備しているか。	◎	経営陣による統制	<ul style="list-style-type: none"> ● リスク管理態勢（共通）の評定に当たっては、金融検査マニュアルのチェック項目の各項目が、金融機関経営を行なう際に、当然に行なわれているべきリスク管理の基本であり、特に、金融機関の取締役自身が認識し、実践していくことが求められているものであることに留意する。 具体的には、法令、金融検査マニュアル、監督指針等に基づき、その適切性の検証を行い評定を行う。 ● リスク管理態勢の確立に向けた代表取締役によるリーダーシップの発揮状況や他の取締役による牽制機能の発揮状況等について着眼する。なお、その際には、取締役会等における議論の内容を踏まえた上で行なう必要があることに留意する。 ● 取締役会が、明確なビジョン・戦略に基づく経営方針や経営計画の策定及び戦略目標やそれを踏まえた実効性あるリスク管理方針を策定し周知しているか、また、当該金融機関を取り巻く環境の変化等に応じ、随時、協議・見直しを行っているかに着眼する。 なお、金融機関の経営判断にかかる部分については、過度に立ち入ることがないよう留意する。 ● 経営方針等の策定経緯や取締役の善管注意義務・忠実義務の履行状況等に着眼する際には、取締役会における議論の内容等を議事録等によって確認した上で行う。 ● 取締役は、銀行業務や銀行が負っているリスク
	(2) 業務執行の意思決定及び取締役に対する監督機関としての取締役会の機能	① 取締役は、業務執行にあたる代表取締役の独断専行を牽制・抑止し、適切な業務執行を実現し、ひいては、金融機関の信頼の維持・向上を図る観点から、取締役会における業務執行の意思決定及び取締役の業務執行の監督に積極的に参加しているか。 ② 取締役は、業務執行にあたり、信用の基礎を強固なものとする観点から、実質的議論に基づき善管注意義務・忠実義務を十分果たしているか。 ③ 取締役会においては、社会的責任と公共的使命等を柱とした企業倫理の構築を重要課題として位置付け、それを具体的に担保するための体制を構築しているか。 ④ 取締役会は、単に業務推進にかかることのみではなく、業務運営に際し、内在する各種リスクに関する諸問題について議論しているか。	◎		
	(3) 取締役会議事録等の整備	(3) 取締役会は、 ① 取締役会議事録を作成しているか。 ② 取締役会議事録を法律に定められた期間備え置いているか。 ③ 取締役会に付された議案の内容がわかる原資料を作成しているか。 ④ ③の原資料を取締役会議事録と同期間、保存しているか。 ⑤ 取締役会議事録又は原資料は、代表取締役のリスクに関する決定の記録、各種リスクの実態や問題点のほか、不正行為やトラブル等の報告を確認できる内容となっているか。	◎		
	(4) 経営方針の確立	(4) 取締役会において、金融機関が目指すべき全体像等に基づいた経営方針を明確に定めているか。更に、経営方針に沿った経営計画を明確に定め、それを組織全体に周知しているか。	◎		
	(5) 金融機関全体の経営方針等に沿った戦略目標の明確化	(5) 取締役会において、どの程度のリスクを取り、どの程度の収益を目標とするのか、といった戦略目標を明確に定めているか。また、各部門の戦略目標は、収益確保を優先するあまり、リスク管理を軽視したものとなっているか。加えて、当該目標が組織内で周知のものとなっているか。	◎		
	(6) 取締役のリスク管理の理	(6) 取締役は、リスクの所在及びリスクの種類を理解した上で、各種リスク			

検 査 マ ニ ュ ア ル 等			(注1)	(注2)	評 定 に お け る 着 眼 点 (例) (注3)
項 目	チ ェ ッ ク 項 目	チ ェ ッ ク 項 目 に 係 る 説 明			
	解 及 び 認 識	の測定・モニタリング・管理等の手法を理解し、リスク管理の重要性を認識しているか。特に担当取締役は深い理解と認識を有しているか。	◎	経営陣による統制	<p>に関する専門的な知識を有し、適切なリスク管理の確立・維持に努めているかに着眼する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● リスク管理のための組織の整備については、当該金融機関の規模・特性を踏まえ、実効性が確保されているかに着眼する。 ● 監査役会等の機能発揮については、監査役会の独立性と取締役に対する業務監査、会計監査の実効性が確保されているかに着眼する。 ● 経営陣が、自ら認識している弱点に対して経営陣自らの懈怠や自己の責任を回避するためにその解消を図らず、問題の解決を先送りしている場合や自己査定結果等に不当に干渉している場合には、監査役による牽制機能の発揮状況に着眼する。 ● 自己査定、償却・引当態勢の整備の状況等に対する監査役監査については、自己査定等の結果に対する監査のみではなく、自己査定基準の策定経緯など、自己査定等の過程に対しても、適宜、監査対象としているかに着眼する。 ● 委員会等設置会社の形態が採用されている場合には、その組織形態を採用していること自体に着眼するのではなく、実効性の伴う監査態勢が確保されていることが重要であることに留意する。 また、評定に当たっては、委員会等設置会社に
	(7) リスク管理の方針の確立	(7) 取締役会において、戦略目標を踏まえたリスク管理の方針を明確に定めているか。加えて取締役会において、リスク管理の方針が組織内で周知されるよう、適切な方策を講じているか。取締役会において、リスク管理の方針は、定期的（少なくとも年1回）、あるいは、戦略目標の変更等必要に応じ随時見直しているか。	◎		
	(8) リスク管理のための組織の整備	(8) 取締役会は、各種リスクを管理するリスク管理部門を整備し、その各リスク管理部門のリスクを統合し管理できる体制を整備しているか。また、上記の体制においては、例えば収益部門とリスク管理部門を分離するなど、相互牽制等の機能が十分発揮されるようなものとなっているか。 なお、組織体制については必要に応じ随時見直し、戦略目標の変更やリスク管理手法の発達にあわせて改善を図っているか。	◎		
	(9) 取締役会等に対するリスク状況の報告と組織全体の意思決定への活用	(9) 取締役会等は、定期的リスクの状況の報告を受け、必要な意思決定を行うなど、把握されたリスク情報を業務の執行及び管理体制の整備等に活用しているか。	◎		
	(10) 適切なリスク管理を行うための人材育成、配置等に係る方針の確立	(10) 取締役会等は、適切なリスク管理を行うため、業務に精通した人材の育成、専担者の配置、その陣容、事故防止のための人事管理等についての方針を明確に定めているか。	◎		
	(11) 監査役会等の機能発揮	(11) 監査役及び監査役会の独立性と取締役に対する業務監査、会計監査の実効性の確保（なお、協同組織金融機関にあっては、会計監査人の選任を義務付けられる場合が限定されているので、その点に留意する必要がある。） ① リスク管理に関する事項を議案とする取締役会には1人以上の監査役が出席しているか。またその場合、商法特例法18条2項が適用ないし準用される金融機関にあっては、常勤監査役が望ましい。 ② 監査役会については、制度の趣旨に則り、その独立性が確保されているか。 ③ 監査役会は、付与された広範な権限を適切に行使し、会計監査に加え業務監査を実施し、監査の実効性を確保しているか。また、監査役会を補佐する適切な人材を必要な数だけ確保しているか。 ④ 監査役会等の機能発揮の補完のために、会計監査人を活用しているか。また、必要に応じて法律事務所等も活用しているか。 ⑤ 監査役会が設けられている場合であっても、各監査役は、あくまでも独任制の機関であることを自覚し、自己の責任に基づき積極的な監査を実施しているか。 ⑥ 監査役会は、会計監査人等による外部監査の結果自体が適正なものであるか否かをチェックし、場合によっては、会計監査人等の交代等の処	◎		

検 査 マ ニ ュ ア ル 等			(注1)	(注2)	評 定 に お け る 着 眼 点 (例) (注3)
項 目	チ ェ ッ ク 項 目	チ ェ ッ ク 項 目 に 係 る 説 明			
		置をとることができる体制となっているか。			移行するに際しての理由・背景等を踏まえ、当該金融機関の企業風土に適ったものとして実効的な監査機能が確保されているかに着眼する。
2. 管理者の認識及び役割	(1) 管理者のリスク管理の理解及び認識	(1) 管理者は、リスクの所在及びリスクの種類を理解した上で、リスクに応じた測定・モニタリング・管理等の手法を十分に理解し、リスク管理の重要性を認識し、かつ、各部門の担当者に当該内容を理解・認識させるよう、適切な方策を講じているか。また、リスク管理の方針及びリスク管理のための規定を改善するよう、適切な方策を講じているか。	◎	内部管理	<ul style="list-style-type: none"> 経営戦略・方針、リスク管理方針の実行、内部管理体制の確立などの取締役会の指示を実行する責任は、管理者が負っていることに留意する。例えば、取締役の定めた方針を踏まえた実効性のある規程類の整備や組織の整備が図られているかに着眼する。 リスク管理のための組織の整備や人員配置等に係る検証に当たっては、当該金融機関の規模・特性を踏まえ、実効性が確保されているかに着眼する。
	(2) リスク管理のための規定の整備	(2) 管理者は、リスク管理の方針に沿って、リスクの種類に応じた測定・モニタリング・管理等の手法を構築し、適切なリスク管理のための規定を取締役会等の承認を得た上で整備しているか。	◎		
	(3) リスク管理のための組織の整備	(3) 管理者は、リスク管理の方針及びリスク管理のための規定に沿って、適切なリスク管理を行うための組織を整備しているか。	◎		
	(4) リスク管理の適切な実行	(4) 管理者は、リスク管理の方針及びリスク管理のための規定に従い、リスクの評価、モニタリング、管理など、適切なリスク管理の実行について責任を負っているか。また、リスク管理手法や組織の有効性を適時適切に検証するとともに、市場の変化やリスク量の増大、手法の向上等にあわせて、必要に応じ、リスク管理手法や組織を見直しているか。	◎		
	(5) リスク管理を行うための適切な人員配置	(5) 管理者は、取締役会等で定められた方針に基づき、専担者の配置等、リスク管理を行うための組織が機能を有効に発揮できるよう、適切に人員の配置を行っているか。また、人員の配置に当たっては、実務経験者等、専門性を持った人材を配置しているか。	○		
	(6) 人材育成のための研修体制の整備	(6) 管理者は、取締役会等で定められた方針に基づいた人材育成及び各部門の担当者のリスク管理能力を向上させるための研修体制を整備し、専門性を持った人材の育成を行っているか。	△		
	(7) 事故防止のための人事管理	(7) 管理者は、取締役会等で定められた方針に基づき、事故防止等の観点から例えば、連続休暇、研修、内部出向制度等又はこれらの組み合わせ等により、最低限年1回1週間以上連続して、職員（管理者を含む）が職場を離れる方策をとっているか。なおこの期間は、2週間以上であることが望ましい。 また、管理者は、その状況を管理し、その方策を確実に実施しているか。さらに、職員を長期間にわたり同一部署の同一業務に従事させることのないよう、ローテーションを確保しているか。やむを得ない理由により、長期間にわたり同一部署の同一業務に従事している場合は、事故防止のためその他の適切な方策を講じているか。	○		
3. 企業風土の醸成	リスク管理重視の企業風土の醸成	代表取締役及び取締役会は、リスク管理部門を軽視することが企業収益に重大な影響を与えることを十分認識し、収益部門のみならず、リスク管		経営	<ul style="list-style-type: none"> 代表取締役、取締役会及び管理者は、高い職業倫理観を涵養し、あらゆる職階における職員に対

検 査 マ ニ ュ ア ル 等			(注1)	(注2)	評 定 に お け る 着 眼 点 (例) (注3)
項 目	チ ェ ッ ク 項 目	チ ェ ッ ク 項 目 に 係 る 説 明			
		理部門を重視しているか。特に、適切なリスク管理を行わないまま、長期的なリスクを無視した、短期的な収益確保を優先した目標の設定や当該目標を反映した報酬体系の設定を避けているか。 また、管理者においても、リスク管理を重視し、各部門においてその考え方が浸透するよう、適切な方策を講じているか。	◎	陣による統制	して内部管理の重要性を強調・明示する風土を組織内に醸成する責任を有し、また、全ての役職員が、内部管理の構築やその遵守に責任を負う態勢となっているかに着眼する。
II. 適切なリスク管理態勢の確立 1. リスクの認識と評価	管理すべきリスクの所在及び種類の特定	各部門の戦略目標に対応し、どのような種類の業務を行い、どのような金融商品を取り扱うのか、また、その場合にどのようなリスクを管理しなければならないのかについて、継続的かつ連結ベースで特定しているか。 特に新規の業務に取り組む場合や新規商品の取扱いを開始する場合には、リスクを特定し、管理に必要なインフラを整備し、管理が適切に行われるよう事前に十分な検討を行っているか。 なお、特定されたリスクが管理不可能なリスクであった場合には、関連する業務からの撤退や規模の縮小を行うか否かを判断し実行しているか。	◎	内部管理	<ul style="list-style-type: none"> 大規模かつ複雑なリスクを抱える金融機関に対して評価を行う際には、「統合リスク管理」体制の整備状況についても評価上勘案する必要があることに留意する。 ※ 「統合リスク管理」体制とは、内包する種々のリスクと経営体力を比較し、これに基づきリスクを制御するとともに、業務計画や収益計画と関連付けて経営指標として活用しようという取り組み、をいう。
2. 管理業務	(1) リスク管理の手法及び規定の適切性	(1) リスク管理手法や規定の内容は、各金融機関の各収益部門の戦略目標、あるいは、取り扱っている業務や金融商品の内容からみて適切なものとなっているか。また、リスク管理業務が、金融機関の日常業務の一部となっているか。	○		
	(2) 各業務部門における規定の整備及び見直し	(2) リスク管理のための規定には、各業務部門毎に手続き、権限、必要書類、緊急時の対応策など、業務の遂行方法を定めているか。また、管理者は、職員が規定に従い手続きを遵守しているかを検証しているか。 なお、管理者は、これらの規定を定期的に見直しているか。	○		
	(3) 総合的なリスク管理	(3) リスク管理に当たっては、海外拠点を含む、営業店及び連結対象子会社に所在する各種リスクを、法令等に抵触しない範囲で、それぞれが管理するとともに、リスク管理部門が総合的に管理しているか。また、各リスク管理部門が管理しているリスクを統合して管理しているか。	○		
3. 職責の分離	相互牽制体制の構築	リスク管理部門の役職員は、利益相反となる業務（収益部門）に従事していないか。また、利益相反が発生していないか、内部監査及び外部監査において不断に検証しているか。	◎		<ul style="list-style-type: none"> 相互牽制体制の構築に係る検証に当たっては、当該金融機関の規模・特性を踏まえ、実効性が確保されているかに着眼する。
4. 情報伝達	(1) リスク管理部門の取締役会等に対する報告	(1) リスク管理部門は、収益部門からの影響を受けることなく、組織全体のリスク管理体制の設計・管理も含めて、取締役会等に対し直接、必要に応	◎	経営	<ul style="list-style-type: none"> 経営陣に対して行われている報告は、適切かつ包括的なものであり、取締役会や管理者が当該金

検査マニュアル等			(注1)	(注2)	評価における着眼点(例)(注3)
項目	チェック項目	チェック項目に係る説明			
		じ随時報告を行っているか。			融機関の保有するリスクの所在や保有量等を確実に認識するものであることが必要。併せて、取締役会等が定めた経営戦略及び方針、リスク管理方針が確実に一般の職員に伝達されることが必要。評価に当たっては、このような態勢が整備されているかに着目する。
	(2) 取締役会等に対する報告の内容	(2) リスク管理部門は、取締役会等に対して分かりやすく、かつ、経営に重大な影響を与えるリスク情報を網羅し、正確に報告しているか。	◎	陣による統制	
	(3) 情報システム等の整備	(3) 主要な業務をカバーした経営情報システムを構築し、維持管理しているか。また、信頼度が高い電子情報システムを構築し管理しているか。さらに、これらの情報システムの障害発生に備え、実効性あるコンティンジェンシープランを策定しているか。	◎		
Ⅲ. 内部監査 1. 代表取締役及び取締役会の内部監査に対する認識及び方針等	(1) 内部監査の重要性の認識	(1) 代表取締役及び取締役会は、リスクの種類・程度に応じた実効性ある内部監査態勢を構築することが、企業収益の獲得及び適切なリスク管理に不可欠であることを十分認識し、内部監査規程等により内部監査の目的を適切に設定しているか。	◎	経営陣による統制（内部監査）	<ul style="list-style-type: none"> 代表取締役及び取締役会は、内部監査部門が自らの極めて重要な代理人であることを認識することが重要であり、取締役会は、内部監査部門から行なわれる報告が、金融機関の全ての業務について独立の立場からチェックが行なわれたもの、との観点から利用することが必要。評価に当たっては、金融機関の経営陣がこのような認識を持った上で、実効性のある内部監査態勢を構築しているかに着目する。 体制・人員配置等に係る検証に当たっては、当該金融機関の規模・特性を踏まえ、実効性が確保されているかに着目する。内部監査専任取締役や内部監査部門に各業務に精通した人材の確保・配置が図られていない場合に、経営陣としてどのような問題認識を持ち、どのような対策を講じているかに着目する。 システムリスク等に対する内部監査において、第三者への内部監査の外部委託が行われている場合においても当該金融機関の適切な管理の下で内部監査が実施されているかに着目する。
	(2) 内部監査機能を果たすための組織構造の構築	(2)① 取締役会は、内部監査部門が内部管理態勢（リスク管理態勢を含む）等の適切性・有効性を検証する部門であることを認識し、この機能を十分発揮できる態勢を構築しているか。 ② 取締役会は、専ら内部監査部門を担当する取締役を選任していることが望ましい。取締役会は、内部監査部門を担当する取締役に被監査部門等を兼任させる場合、内部監査部門の独立性を確保するための措置を講じているか。 ③ 取締役会は、通常の監査とは別に、重要なリスクにさらされている業務、部門又はシステム等について、内部監査部門が特別な監査を実施できる態勢を構築しているか。 ④ 取締役会は、現行の内部監査態勢で十分な監査業務を遂行し得ないと判断した業務等について、外部の専門家を活用することにより内部監査機能を補強・補完している場合においても、その内容、結果等に引き続き責任を負っているか。	◎		
	(3) 内部監査部門の管理	(3)① 取締役会等は、内部監査が有効に機能するよう、内部監査部門に対して各業務に精通した人材を適切な規模で配置しているか。 ② 一定規模以上のリスクがあると取締役会等が判断した海外支店等には、支店長等から独立し、内部監査部門等に直結した内部監査担当者（インターナル・オーディター）を設置しているか。 ③ 取締役会は、内部監査が有効に機能しているかを定期的に確認しているか。	◎		
2. 内部監査の独立性	(1) 内部監査部門の独立性	(1)① 内部監査部門は、被監査部門等に対して十分な牽制機能が働く独立した体制となっているか。 ② 内部監査部門は、被監査部門等から不当な制約を受けることなく監査業務を実施しているか。 ③ 内部監査部門は、業務活動そのものや、財務情報その他業務情報の作	○	内部監査	<ul style="list-style-type: none"> 内部監査部門の独立性に係る検証に当たっては、当該金融機関の規模・特性を踏まえ、実効性が確保されているかに着目する。他の業務との兼職等が認められる場合には、兼職となっている要因・背景を踏まえ、内部監査の実効性の確保が阻害さ

検 査 マ ニ ュ ア ル 等			(注1)	(注2)	評 定 に お け る 着 眼 点 (例) (注3)
項 目	チ ェ ッ ク 項 目	チ ェ ッ ク 項 目 に 係 る 説 明			
	(2) 内部監査部門の権限及び責任の範囲等	成等、被監査部門が行うべき業務に従事していないか。 (2)① 代表取締役及び取締役会は、内部監査部門の業務、権限及び責任の範囲等を金融機関の全ての役職員に周知徹底しているか。 ② 内部監査は、金融機関の全ての業務を監査対象としているか。また、連結対象子会社及び持分法適用会社の業務については、法令等に抵触しない範囲で監査対象としているか。内部監査の対象とできない連結対象子会社及び持分法適用会社の業務並びに外部に委託した業務については、当該業務の所管部門等による管理状況等を監査対象としているか。	○	経営陣による統制（内部監査）	<p>れるものとなっていないかについて留意する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 内部監査において、金融機関の全ての業務に対する監査権限、全ての資料の入手権限、全ての役職員への質問権限等を有していない（又は、実質的に有していない）と認められる場合には、その要因・背景等に着眼する。 内部監査部門が、不祥事件や苦情等の内部管理における重要な情報を適宜把握していない場合についても、その要因・背景等に着眼する。
	(3) 情報等の入手体制の整備	(3)① 内部監査の従事者は、職務遂行上必要とされる全ての資料等を入手できる権限を有しているか。また、職務遂行上必要とされる全ての役職員を対象に、面接・質問等できる権限を有しているか。 ② 内部監査部門長は、必要に応じて、内部管理（リスク管理を含む）等に関する会議（各種リスク管理委員会等）に出席しているか。 ③ 被監査部門等による自店検査等で内部管理上の問題やリスク管理上の不備等の問題点が発見された場合、被監査部門等の役職員は、速やかに内部監査部門長に報告しているか。	○		
3. 内部監査の従事者の専門性	内部監査の従事者の専門性	① 内部監査の従事者は、各業務等を十分検証できるだけの専門性を有しているか。 ② 内部監査部門においては、内外の研修を活用するなど、内部監査の従事者の専門性を高めるための各種方策を講じているか。その際、内部監査部門に継続的な研修制度を設け、内部監査の従事者が、これを定期的に利用していることが望ましい。	◎	内部監査	<ul style="list-style-type: none"> 内部監査部門の従事者が、必ずしも専門性を有していないと認められる場合に、それを補完する方策が講じられているかに着眼する。
4. 内部監査規程等	内部監査規程等	① 内部監査規程等には、以下の項目等が規定されているか。 イ. 内部監査の目的 ロ. 内部監査部門の組織上の独立性 ハ. 内部監査部門の業務、権限及び責任の範囲 ニ. 内部監査部門の情報等の入手体制 ホ. 内部監査の実施体制 ヘ. 内部監査部門の報告体制 ② 内部監査規程等は、取締役会による承認を受けているか。	◎		

検 査 マ ニ ュ ア ル 等			(注1)	(注2)	評 定 に お け る 着 眼 点 (例) (注3)
項 目	チ ェ ッ ク 項 目	チ ェ ッ ク 項 目 に 係 る 説 明			
		<p>③ 内部監査規程等は、経営環境の変化に応じて見直されているか。</p> <p>④ 内部監査部門は、内部監査業務の実施要領等を作成し、取締役会等の承認を受けているか。また、実施要領等は、必要に応じて適宜見直されているか。</p>			<ul style="list-style-type: none"> 内部監査計画の立案に当たっては、各部門、各支店の過去の内部監査結果等を踏まえ、被監査部門等が抱えるリスクの種類、程度に応じて、頻度及び深度等に配慮した効率的かつ実効的なものとなっているかに着目し、計画に沿った内部監査が実施されているかについても併せて着目する。 内部監査の内容が、内部管理態勢等の適切性、有効性の検証ではなく、単なる事務処理に係る不備指摘が中心の事務検査のレベルに留まっているような場合には、その要因・背景に着目する。
5. 内部監査計画	内部監査計画	<p>① 内部監査部門は、被監査部門等におけるリスクの管理状況を把握した上、リスクの種類・程度に応じて、頻度及び深度等に配慮した効率的かつ実効性ある内部監査計画を立案しているか。</p> <p>② 取締役会は、被監査部門等におけるリスクの管理状況及びリスクの種類・程度を理解した上、監査方針、重点項目等の内部監査計画の基本事項を承認しているか。</p> <p>③ 経営管理上の重要な問題が発生した場合又は経営環境が変化した場合、取締役会は、必要に応じて、内部監査部門長に監査方針等の変更を指示しているか。</p>	○	経営陣による統制（内部監査）	
6. 内部監査の実施	内部監査の実施	<p>① 内部監査部門は、内部監査計画に基づき、各被監査部門等に対し、頻度及び深度等に配慮した効率的かつ実効性ある内部監査を実施しているか。</p> <p>② 内部監査部門は、例えば同一の内部監査の従事者が連続して同一の被監査部門等の同一業務の監査に従事することを回避するなど公正な内部監査が実現できるように努めているか。</p> <p>③ 内部監査部門は、内部監査を実施するに際し、被監査部門等の実施した自店検査等の結果を活用しているか。</p> <p>④ 内部監査の従事者は、内部監査で実施した手続、把握した問題点等を正確に記録しているか。</p>	◎	内部監査	
7. 内部監査結果の報告及び問題点の是正	(1) 内部監査結果等の報告	<p>(1)① 内部監査の従事者は、内部監査で発見・指摘した問題点等を正確に反映した内部監査報告書を、遅滞なく作成しているか。</p> <p>② 内部監査部門長は、内部監査報告書の内容を確認した上、そこで指摘された重要な事項について、遅滞なく代表取締役及び取締役会に報告しているか。また、内部監査及び日常のチェックにより発見された問題点のうち、経営に重大な影響を与えると認められる問題点については、速やかに代表取締役及び取締役会に報告しているか。</p>	◎		<ul style="list-style-type: none"> 自店検査の結果や本店担当部署による事務指導の内容が内部監査部門に報告され、また、内部監査の結果が各部門及び営業店等に還元される体制が確立されているかに着目する。 被監査部門等は、内部監査により指摘を受けた問題点について、遅滞なく改善が行なわれ、内部監査部門においては、問題点の改善状況について適切にフォローアップを行なっているかに着目する。

検査マニュアル等			(注1)	(注2)	評価における着眼点(例)(注3)
項目	チェック項目	チェック項目に係る説明			
	(2) 問題点の是正	(2)① 被監査部門等は、内部監査報告書等で指摘された問題点について、その重要度合い等を勘案した上、遅滞なく改善しているか。また、内部監査部門は、被監査部門等の改善状況を適切に管理し、その後の内部監査計画に反映させているか。 ② 代表取締役及び取締役会は、内部監査の結果等を受け、経営に重大な影響を与えると認められる問題点、被監査部門等のみで対応できないと認められる問題点等について適切な措置を講じているか。	◎	経営陣による統制（内部監査）	<ul style="list-style-type: none"> 問題点に対する改善が図られていない場合、被監査部門等の懈怠によるものか、内部監査の指摘自体に問題が内包されているのか等、その要因・背景を把握し、評価を行う。
IV. 外部監査	(1) 会計監査人等による外部監査の実施	(1)① 代表取締役及び取締役会は、会計監査人等による実効性ある外部監査が、企業収益の獲得及び適切なリスク管理に不可欠であることを十分認識しているか。 ② 内部管理態勢（リスク管理態勢を含む）の有効性等について、年1回以上会計監査人等による外部監査を受けているか（なお、協同組織金融機関にあっては、会計監査人の選任を義務付けられる場合が限定されているので、その点に留意する必要がある。）。また、国際統一基準適用金融機関においては、海外の各拠点ごとに各国の事情に応じた外部監査を実施しているか。 なお、外部監査の結果は、監査の内容に応じて、取締役会又は監査役会に直接、正確に報告されなければならない。また、監査役監査等の実効性の確保に資するものとなっている。 ③ 取締役会は、外部監査が有効に機能しているかを定期的に確認しているか。	◎	経営陣による統制（外部監査）	<ul style="list-style-type: none"> 外部監査により指摘を受けた問題点について、被監査部門において遅滞なく改善が行なわれ、内部監査部門は、問題点に対する改善状況について適切にフォローアップを行なっているかに着目する。 財務諸表監査及び同監査手続の一環として実施される内部管理態勢の有効性等の検証以外の制度上義務付けられていない外部監査が行われている場合、外部監査の実施の有無のみに着目することなく、自らの内部管理態勢の確立に有効に活用されているかに着目する。また、外部監査により認められた問題点に対して、是正が図られていない場合には、その要因・背景等を把握し評価を行う。
	(2) 会計監査人等の外部監査人と内部監査部門との関係	(2) 取締役会は、必要に応じて、内部監査部門と会計監査人等の外部監査人との協力関係に配慮しているか。	◎		
	(3) 問題点の是正	(3) 会計監査人等の外部監査人により指摘された問題点は、被監査部門等において一定期間内に改善しているか。また、内部監査部門は、その改善状況を適切に管理しているか。	◎	外部監査	

■関連項目

○信用リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト

検査マニュアル等			(注1)	(注2)	評価における着眼点(例)(注3)
項目	チェック項目	チェック項目に係る説明			
II. 適切なリスク管理態勢の確立 3. 与信管理	(2) 与信監査部門の役割	(2) 信用格付の正確性、与信先の与信管理などの与信管理の状況を検証する 与信監査部門が定められ、当該部門が与信管理の適切性について検証するとともに 検証結果を取締役会等に報告しているか。なお、営業推進部門又は審査管理部門が ポートフォリオ管理を行っている場合には、与信監査部門がポートフォリオ管理の 適切性についても検証しているか。 また、国際統一基準適用金融機関にあっては、与信監査部門が専担の体制（リスク管理 部門が与信監査を行う体制を含む）となっているか。 なお、国内基準適用金融機関にあっては、与信監査部門は専担の体制となっている ことが望ましい。	◎	内部監査	<ul style="list-style-type: none"> 与信監査において、信用格付の正確性等の検証だけでなく、不健全な融資の有無や適切な与信管理の確保に係る検証が行われているかについても着眼する。 与信の集中が認められる場合には、与信監査部門の検証状況について確認し、牽制機能の発揮状況に着眼する。 自己査定基準等や自己査定等に対する外部監査人からの意見を踏まえた与信監査が行われているかに着眼する。
○事務リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト					
II. 監査及び問題点の是正 1. 内部監査	内部監査の手法及び内容	① 内部監査部門は、事務リスク管理態勢を監査するための内部監査の実施要領等を作成しているか。また、内部監査部門は、事務部門等が作成した各業務部門等の本部部門及び営業店等による自店検査等の実施基準、実施要領について確認しているか。 ② 内部監査部門は、内部監査の結果等を分析し、これを的確に各業務部門及び営業店へ通知しているか。 また、各業務部門管理者及び営業店長等は、内部監査の結果等を事務水準の向上に役立てているか。	◎	内部監査	<ul style="list-style-type: none"> 内部監査に係る評価に当たっては、単に事務不備の指摘に留まらず、事務不備が発生した原因の分析等プロセスチェックを実施しているかどうかという点に着眼する。
2. 問題点の是正	取締役会及び管理者への問題点の報告	取締役会に対して、内部監査結果、その他必要な事項を定期的（必要に応じて随時）に報告しているか。特に経営に重大な影響を与える不祥事件については、その都度報告しているか。 また、代表取締役に対し、事務ミスの頻度、重要度、原因、改善策等について正確かつ具体的に記載した報告を行っているか。	◎		
○システムリスク管理態勢の確認検査用チェックリスト					
III. 監査及び問題点の是正 1. 内部監査	(1) 内部監査部門の体制整備	(1)① システム部門から独立した内部監査部門が定期的にシステム監査を行っているか。 ② 内部監査部門は、システム関係に精通した要員を確保しているか。また、必要に応じてシステム監査とシステム以外の監査を連携して行うことができる体制となっているか。	◎	内部監査	<ul style="list-style-type: none"> システムリスクに対する内部監査については、実質的に内部監査の外部委託が行われている場合があるが、内部監査機能を専門性の観点からの強化を図るために外部委託を行うことを明確にした上で、外部委託先に全てを任せるのではなく、外部委託先の監査内容について適切な管理を行っているかという点に着眼する。
	(2) 内部監査部門の監査の手法及び内容	(2)① 監査対象は、システムリスクに関する業務全体をカバーしているか。 ② システム部門及び独自にシステムを構築している部門におけるリスクの管理状況を把握した上、リスクの種類・程度に応じて、定期的に内部監査を行っているか。 ③ 営業店等システム部門以外でのコンピュータ機器（端末機・ATM等）の使用に対する手続きは、システムリスクの観点からのチェックをして	◎		

検 査 マ ニ ュ ア ル 等			(注1)	(注2)	評 定 に お け る 着 眼 点 (例) (注3)
項 目	チ ェ ッ ク 項 目	チ ェ ッ ク 項 目 に 係 る 説 明			
		<p>いるか。</p> <p>④ 内部監査を行うに当たっては、監査証跡（処理内容の履歴を跡付けることができるジャーナル等の記録）の確認等、システムの稼働内容について裏付けをとっておくことが望ましい。</p>			
2. 外部監査	外部監査の活用	<p>国際統一基準適用金融機関にあつては、システムリスクについて、定期的に会計監査人等による外部監査を受けているか。（国内基準適用金融機関にあつても受けていることが望ましい。）</p>	◎	外部監査	
	<p>前回当局検査指摘事項の改善状況等</p>		◎	内部管理	<ul style="list-style-type: none"> ● 経営陣が率先垂範して、実効性ある改善策の策定・実行に取り組むことが重要。弥縫策に留まっている場合には、改めて、経営陣の認識や不十分な改善策に留まっている要因・背景を把握し、評定を行う。 ● 本項目に対する評価は、今回検査における指摘事項に対して金融機関による自主的な対応が期待できるかを判断する際の一要素となる。

評 定 段 階

4. 自 己 資 本 管 理 態 勢

A :

自己資本管理態勢について、金融機関の規模・特性に応じた強固な管理態勢が経営陣により構築されており、自己資本は、質・量ともに極めて充実した水準にある。

B :

自己資本管理態勢について、金融機関の規模・特性に応じた十分な管理態勢が経営陣により構築されており、自己資本も十分な水準にある。軽微な弱点は認められるものの、金融機関としての健全性等に重大な影響を及ぼすものではなく、既に、自主的に適切な対応がなされている、または、今後なされることが期待できる。

C :

自己資本管理態勢について、金融機関の規模・特性に応じた管理態勢は不十分である、または、自己資本が不十分な水準にある。経営陣の管理能力が不十分であることから、自己資本比率が正確に算定されていないなど、金融機関としての健全性等に対する影響も認められるため、改善が必要である。

D :

自己資本管理態勢について、管理態勢に欠陥がある、または、重大な欠陥が認められる。その結果、自己資本も過少となっており、金融機関としての存続が脅かされる懸念がある、または、そのような状況にある。

自己資本管理態勢

(注1)：【評価上の優先度】◎最優先項目 ○優先項目 △それ以外の項目

(注2)：【ガバナンス上の位置付け】網掛け部分は、経営陣による統制に係る項目であり、ガバナンスを重視する観点からは特に評価上留意すべき部分である。

(注3)：「評価における着眼点(例)」に掲げられた項目は、実際に評価を行う際に特に着眼すべき事項を例示したものであり、検査で見るとすべき点を全て網羅しているものではない。検査においては、実態をよく見極めながら、例示されていない事項についても勘案していくことが必要である。

検査マニュアル等			(注1)	(注2)	評価における着眼点(例)(注3)																	
項目	チェック項目	チェック項目に係る説明																				
○信用リスク検査用マニュアル — 自己資本比率に関する検査について																						
自己資本	I. 自己資本比率の正確性の検証	<p>被検査金融機関の自己資本比率について、「銀行法第14条の2の規定に基づき自己資本比率の基準を定める件」(大蔵省告示第55号)等に定めるところにより、信用リスクに係る部分の算定が正確に行われているかを検証する。</p> <p>特に、以下の点について、事務ガイドライン等に照らして、自己資本比率等が適正に算定されているかを重点的に検証するものとする。</p> <p>1. 資本勘定に算入される税効果相当額(=繰延税金資産見合い額)は日本公認会計士協会が公表している「繰延税金資産の回収可能性の判断に関する監査上の取扱い」(監査委員会報告 第66号)等、税効果会計に関する会計基準・実務指針の趣旨を踏まえ適正に計上されているかを検証する。</p> <p>2. 劣後ローンによる借入れ又は劣後債の発行を行っている場合は、当該劣後ローンによる借入れ等が自己資本比率規制上の自己資本として適格であるかどうかを検証する。</p>	◎	経営陣による統制	<ul style="list-style-type: none"> ● 自己資本管理態勢の評価に当たっては、自己資本比率の水準のみにとらわれることなく、自己資本比率算定の正確性に重点を置くこととする。検査前後の自己資本比率の乖離が生じた要因・背景(意図性の有無、事務過誤、検証機能の欠如、自己査定への誤りによる償却・引当額の相違など)を十分に把握した上で、総合的に判断することとする。なお、その際には、管理態勢上の問題点が当該金融機関の経営に及ぼす影響度に留意する。 ● 検査後の自己資本比率が「銀行法第14条の2の規定に基づき自己資本比率の基準を定める件(平成5・3・31大蔵告55)」に定める比率(国際統一基準 8%、国内基準 4%)以上の場合、原則B以上とするが、例えば、以下の点は、評価上マイナスの要素として勘案する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 検査実施後において、自己資本比率の算定の正確性が低いことが判明した場合(例えば、検査前後の自己資本比率乖離率が10%以上の場合)は、評価上マイナスの要素として勘案する。 ・ 自己資本比率の算定方法等について、意図的に正確性を歪めている場合は、評価上マイナス要素として勘案する。 ・ なお、自己資本比率の算定方法等について、意図的に正確性を歪めている場合には、経営陣の関与の有無や内部監査部門における監査の状況、当局に対する説明・報告状況等に着眼し、さらに、コンプライアンス上の問題点も検討する。 ● 他方、評価を行うに当たっては、例えば、以下の点は、評価上プラスの要素として勘案する。 																	
<p>評価における着眼点の例(自己資本比率算定の正確性)</p> <p>・ 検査前後における自己資本比率の乖離率の大小により、自己資本比率算定の正確性を測り、「自己資本管理態勢」の評価を判断する要素の1つとする。</p> <p>(注) 自己資本比率の乖離率 = $\frac{\text{当行算出自己資本比率} - \text{当局算出自己資本比率}}{\text{当行算出自己資本比率}} \times 100$</p> <table border="1" style="margin: 10px auto; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2"></td> <td colspan="2" style="text-align: center;">検査後の自己資本比率 ()内は国内基準</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td style="text-align: center;">8% (4%)</td> <td style="text-align: center;">4% (2%)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: mixed;">自己資本比率算定の正確性(自己資本比率の乖離率(注))</td> <td style="text-align: center;">正確性高 (乖離率小) 10%</td> <td style="text-align: center;">原則 B以上</td> <td style="text-align: center;">C</td> <td style="text-align: center;">D</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">正確性低 (乖離率大)</td> <td style="text-align: center;">原則 C以上</td> <td style="text-align: center;">D</td> <td style="text-align: center;">D</td> </tr> </table>								検査後の自己資本比率 ()内は国内基準				8% (4%)	4% (2%)	自己資本比率算定の正確性(自己資本比率の乖離率(注))	正確性高 (乖離率小) 10%	原則 B以上	C	D	正確性低 (乖離率大)	原則 C以上	D	D
		検査後の自己資本比率 ()内は国内基準																				
		8% (4%)	4% (2%)																			
自己資本比率算定の正確性(自己資本比率の乖離率(注))	正確性高 (乖離率小) 10%	原則 B以上	C	D																		
	正確性低 (乖離率大)	原則 C以上	D	D																		

検査マニュアル等			(注1)	(注2)	評価における着眼点(例)(注3)
項目	チェック項目	チェック項目に係る説明			
		<p>3. 負債性資本調達手段でステップ・アップ金利等を上乗せする特約を付している場合は、当該ステップ・アップ金利等が過大なものとなっていないかどうかを検証する。</p> <p>4. 海外特別目的会社が優先出資証券を発行している場合は、当該優先出資証券について、パーゼル合意の趣旨を十分に踏まえたものとなっているかを検証する。</p> <p>5. 決算期を跨いで又は決算期末日に保有債権に銀行保証等（保証と同等の効果を有するクレジットデリバティブ契約を含む。）を付している場合は、保証等の残存期間が1年未満であるにもかかわらずリスクアセットを削減していないかを検証する。 ただし、当該保証等につき正当な理由があり、かつ、継続して信用リスクの削減が期待できる場合を除く。</p> <p>6. 決算期を跨いで買戻し権利付債権譲渡を行っている場合は、当該決算期以降1年以内に当該権利を行使して買戻しを行うインセンティブを与えるような契約となっていないかを検証する。</p> <p>7. その他、自己資本比率規制の趣旨に反するリスクアセットの削減等がないかを検証する。</p> <p>8. 退職給付引当金は、「退職給付に係る会計基準」（平成10年6月16日企業会計審議会）及び「退職給付会計に関する実務指針」（平成11年9月14日日本公認会計士協会）に基づき、適切に負債の部（前払年金費用となる場合は資産の部）に計上されているか。また、退職給付債務のうち未認識額の将来収益への影響を把握し、必要に応じ取締役会等の適切な認識・行動、経営計画・アクチュアリーレポート・税効果スケジュール等の関連見込数値の整合性、割引率・期待収益率・残存期間の妥当性等を検証する。</p>	◎	経営陣による統制	<ul style="list-style-type: none"> 明確な指針・戦略のもと、「統合リスク管理」などの手法により、必要自己資本比率を適正に管理している場合。 ※ 「統合リスク管理」の定義については、リスク管理態勢(共通)を参照。 金融機関のリスク特性に照らし、自己資本が質量ともに極めて充実している場合。
	<p>Iー補足 マーケットリスク相当額の算出の正確性の検証</p> <p>II. 償却・引当に関する検査の結果が自己資本比率に与える影響の検討</p>	<p>「市場関連リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト」における「内部モデルの確認検査用チェックリスト」参照</p> <p>償却・引当に関する検査の結果、償却・引当額の水準が不十分と認められる場合には、追加的に必要な償却・引当額の算定に努め、これが自己資本比率にどの程度の影響を与えるのか、即ち、追加的に必要な償却・引当を行った場合に、自己資本比率がどの程度低下するのかを検討する。 具体的には、次のとおり取り扱うものとし、各段階において、主任検</p>	◎		<ul style="list-style-type: none"> 国際統一基準適用金融機関においてマーケット・リスク相当額の算出に当たって内部モデルを採用している場合には、正確なリスク量等を算出するための態勢整備の状況についても評価上勘案する必要があることに留意する。 自己査定基準、償却・引当基準等の適切性や運用の適切性については、「資産査定管理態勢」における項目とする。

検査マニュアル等			(注1)	(注2)	評価における着眼点(例)(注3)
項目	チェック項目	チェック項目に係る説明			
	Ⅲ. 自己資本比率の低下に対する金融機関の対応策の把握	<p>査官と被検査金融機関及び会計監査人との認識を一致させるものとする。</p> <p>1. 償却・引当額の水準の検討 償却・引当額の水準の検討に当たっては、以下の場合に、不十分であると判断するものとする。 (1) 自己査定基準及び自己査定結果の検証の結果、自己査定基準が不適切あるいは自己査定が不正確であることから、債務者区分の変更等により分類額(Ⅱ、Ⅲ及びⅣ分類)が増加した結果、償却・引当額が増加することが見込まれる場合 (2) 償却・引当基準及び償却・引当結果の検証の結果、償却・引当基準が不適切あるいは償却・引当額の算定が不適切であることから、償却・引当額が増加することが見込まれる場合</p> <p>2. 追加的に必要な償却・引当額の算定 追加的に必要な償却・引当額の算定に当たっては、以下の点に留意の上、被検査金融機関及び会計監査人と十分な意見交換を行うこととする。 (1) 上記1の(1)に該当する場合 被検査金融機関の償却・引当基準が適切と認められる場合は、当該償却・引当基準に基づき追加的に必要な償却・引当額を算定することとする。被検査金融機関の償却・引当基準が適切と認められない場合は、下記の(2)の①の方法により求めた償却・引当基準に基づき追加的に必要な償却・引当額を算定することとする。 (2) 上記の1の(2)に該当する場合 ① 被検査金融機関の償却・引当基準が不適切な場合 被検査金融機関の償却・引当基準のうち不適切な部分について、被検査金融機関及び会計監査人と十分に意見交換を行った上で、償却・引当基準をどのように改めるのかを確定し、修正後の償却・引当基準に基づき、追加的に必要な償却・引当額を算定することとする。 ② 被検査金融機関の償却・引当結果が不適切な場合 被検査金融機関の償却・引当基準に基づき、適切な償却・引当を行った場合の償却・引当額を算定の上、追加的に必要な償却・引当額を算定することとする。</p> <p>自己資本比率の低下に対する金融機関の対応策の把握に当たっては、まず、追加的に必要な償却・引当を当該決算期に行った場合の自己資本比率を算定し、当該算定結果について、被検査金融機関に示して、その内容についての確認を得るものとする。 また、今後、追加的に必要な償却・引当を行うに当たって、被検査金融機関がどのような対応策を検討しているのかを的確に把握するものと</p>			<p>● 評価上の目安を判定する際には、例えば、以下の点はマイナス要素として勘案する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 適正な自己資本比率の維持、または、資本の効率的活用に係る明確な指針・戦略等が経営陣になく、十分な検討が行われていない場合(例えば、一定年数(例えば3年)以内に自己資本比

◎ 経営陣による統制

検査マニュアル等			(注1)	(注2)	評価における着眼点(例)(注3)
項目	チェック項目	チェック項目に係る説明			
		<p>する。具体的には、償却財源（今後の収益見通し、資産の売却等）、資本増強計画、リスク・アセット対策等について、被検査金融機関の今後の対応策を的確に把握するものとする。</p> <p>次に、当該対応策の妥当性を検討し、妥当な対応策に基づき追加的に必要な償却・引当額の処理を行った結果として、翌決算期において自己資本比率がどの程度となるのかを確認し、主任検査官と被検査金融機関及び会計監査人との認識を一致させるものとする。</p> <p>さらに、当該決算期及び翌決算期における自己資本比率の水準が「銀行法第26条第2項に規定する区分等を定める命令」（内閣府・財務省令）第1条等に定める早期是正措置の発動基準に該当する可能性があるかを検証する。</p> <p>その際、同命令第2条第2項及び第3項の規定等に該当しないかを検証する。</p>	◎	経営陣による統制	<p>率が相当程度低下することが予想されているにも関わらず、対策が検討されていない場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 翌決算期において、早期是正措置の発動基準の近辺または基準を下回る水準まで自己資本比率の低下が予想されるにも関わらず、対策が策定されていない場合。また、対策は策定されているものの、今期中の実行可能性がない場合、等

○監督指針					
	自己資本比率の計算	<p>自己資本比率の計算の正確性については、法14条の2の規定に基づく自己資本比率の基準に定める件(平成5年大蔵省告示第55号)及びバゼル合意の趣旨を十分踏まえ、以下の点に留意してチェックするものとし、その正確性等に問題がある場合には、その内容を通知し、注意を喚起するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 届出書の記載内容のチェック ・ 「意図的な保有」控除のためのチェック ・ 資本の安定性・適格性等のチェック ・ 自己資本比率算定に際してのチェック ・ 期限前償還等の届出受理に際してのチェック ・ 連結自己資本比率を算出する際の比例連結の方法の使用に関するチェック <p>※ 以上、項目のみ（内容の記述は、略）</p>	◎	内部管理	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自己資本管理態勢の評価に当たっては、上記の「金融検査マニュアル」に係る「評価における着眼点(例)」に加え、「監督指針」の左記の項目における「留意点」等も踏まえる必要があることに留意する。

	前回当局検査指摘事項の改善状況等		◎	内部管理	<ul style="list-style-type: none"> ・ 経営陣が率先垂範して、実効性ある改善策の策定・実行に取り組むことが重要。弥縫策に留まっている場合には、改めて、経営陣の認識や不十分な改善策に留まっている要因・背景を把握し、評価を行う。 ・ 本項目に対する評価は、今回検査における指摘事項に対して金融機関による自主的な対応が期待できるかを判断する際の一要素となる。
--	------------------	--	---	------	---

評 定 段 階

5. 信用リスク管理態勢

A :

信用リスク管理態勢について、金融機関の規模や特性に応じた強固な管理態勢が経営陣により構築されている。認識される弱点は軽微であり、金融機関としての健全性等に対する影響は小さい。

B :

信用リスク管理態勢について、金融機関の規模や特性に応じた十分な管理態勢が経営陣により構築されている。審査管理面等において軽微な弱点は認められるものの、金融機関としての健全性等に重大な影響を及ぼすものではなく、既に、自主的に適切な対応がなされている、または、今後なされることが期待できる。

C :

信用リスク管理態勢について、金融機関の規模や特性に応じたリスク管理としては不十分な管理態勢となっている。経営陣のリスクに対する管理能力は不十分であり、その結果、審査管理面等における問題や過度の与信集中が認められるなど、金融機関としての健全性等に対する影響も認められるため、改善の必要がある。

D :

信用リスク管理態勢について、管理態勢に欠陥がある、または、重大な欠陥が認められる。その結果、更なる与信集中の進行や与信集中先の業況悪化による資産内容の劣化などが認められ、金融機関としての存続が脅かされる懸念がある、または、その存続が脅かされている状況にある。

※中小・零細企業等に係る信用リスク管理態勢の評定に当たっては、金融検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕の趣旨を踏まえて判定すること。

信用リスク管理態勢

(注1)：【評定上の優先度】◎最優先項目 ○優先項目 △それ以外の項目

(注2)：【ガバナンス上の位置付け】網掛け部分は、経営陣による統制に係る項目であり、ガバナンスを重視する観点からは特に評定上留意すべき部分である。

(注3)：「評定における着眼点(例)」に掲げられた項目は、実際に評定を行う際に特に着眼すべき事項を例示したものであり、検査で見るとすべき点を全て網羅しているものではない。検査においては、実態をよく見極めながら、例示されていない事項についても勘案していくことが必要である。

検査マニュアル等			(注1)	(注2)	評定における着眼点(例)(注3)
項目	チェック項目	チェック項目に係る説明			
○信用リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト					
I. リスク管理に対する認識等 1. 取締役の認識及び取締役会の役割	(1) 金融機関全体の経営方針等に沿った戦略目標の明確化	(1) 金融機関全体の経営方針等に沿った融資部門等の戦略目標が明確に定められているか。 融資部門等の戦略目標は、特定の業種又は特定のグループなどに対する短期的な収益確保を目的とした信用リスクの集中を排除するなど、信用リスク管理の観点から適切なものとなっているか。	◎	経営陣による統制	<ul style="list-style-type: none"> 融資部門等の戦略目標、それを踏まえて策定される信用リスク管理方針やクレジットポリシーは、具体的な内容となっており、金融機関の規模・特性を踏まえ、実効性のあるものとなっているかに着眼する。なお、その際には、金融機関の経営判断にかかる部分については過度に立ち入ることがないように留意する。 中小・零細企業向け融資に対する信用リスク管理態勢の評定に当たっては、当該金融機関のビジネスモデル等に応じた実効性のあるリスク管理態勢が構築されているかに着眼する。 例えば、ある程度の不良債権の発生を前提としたビジネスモデルの場合においては、それに見合ったリスク管理態勢が構築されているかに着眼する。 取締役会において、償却・引当額の水準の妥当性について、どのような検討が行われているか、取締役会議事録等に基づき確認する。目標とする決算を念頭に置いた償却・引当額が設定されている場合には、各取締役の認識、取締役間の相互牽制機能の発揮状況に着眼する。 信用格付に基づく適正な信用リスク量を踏まえた金利(適正な貸出金利)体系の構築については、金融機関の収益管理に係る重要事項であることを経営陣が認識し、積極的に推進する体制が整備されているか、に着眼する。 なお、金融機関の規模・特性を踏まえることに留意する。
	(2) 取締役のリスク管理の理解及び認識等	(2) 取締役は、貸出金のみならず信用リスクを有する資産及びオフバランス項目(市場取引に係る信用リスクを含む。)を統合した上で、金融機関と連結対象子会社及び持分法適用会社とを、法令等に抵触しない範囲で、一体として管理することの信用リスク管理上の必要性について理解しているか。 また、取締役は、信用リスクの管理手法(信用格付の内容及びポートフォリオ管理を含む。)及びモニタリング手法を理解し、信用格付、ポートフォリオ管理及び自己査定についての信用リスク管理上の必要性について認識しているか。特に担当取締役は、深い理解と認識を有しているか。 さらに、取締役会が、償却・引当額の水準が信用リスクに見合った十分なものとなっているかを検証しているか。 なお、取締役会は、信用リスクの計量化を経営に活用している場合には、計量化の手法、データの整備状況、信用リスク量と自己資本との関係等の利用上の留意点について、理解しているか。	◎		
	(3) 信用リスク管理の方針の	(3) 取締役会は、戦略目標を踏まえた信用リスク管理の方針を定めているか。			

検 査 マ ニ ュ ア ル 等			(注1)	(注2)	評 定 に お け る 着 眼 点 (例) (注3)
項 目	チ ェ ッ ク 項 目	チ ェ ッ ク 項 目 に 係 る 説 明			
	確立	また、信用リスク管理のため、融資の対象、信用格付の基準、ポートフォリオの管理方針（特定の業種又は特定のグループに対する与信限度額の設定などによる与信集中の防止など）、決裁権限などが規定されたクレジット・ポリシーが定められているか。	◎	経営陣による統制	<ul style="list-style-type: none"> リスク管理のための組織の整備については、当該金融機関の規模・特性を踏まえ、実効性が確保されているかに着目する。 与信の集中が認められるなど、信用リスク管理上の何らかの問題点が生じている場合には、営業推進部門等の担当の取締役に対する他の取締役による牽制機能の発揮状況について取締役会議事録等によって確認し、評価を行う。
	(4) リスク管理のための組織の整備	(4) 取締役会は、例えば、営業推進部門と審査管理部門の分離などによる営業推進部門の影響を受けない適切な審査管理体制の構築、あるいは与信監査部門及びリスク管理部門の設置などによる適切な与信管理体制の構築などにより、信用リスクを適切に管理する体制を整備しているか。	◎		
	(5) 取締役会等に対するリスク状況の報告と組織全体の意思決定への活用	(5) 取締役会等は、定期的に信用リスクの状況（特定の業種又は特定のグループに対する与信集中の状況を含む。）の報告を受け、把握されたリスク情報を基に、信用リスク管理の方針の遵守状況を検証しているか。 また、代表取締役は、定期的な報告のほか、必要に応じ随時信用リスクの状況の報告を受け、取締役会で定められた方針に従って、必要な意思決定を行い、リスク分散による信用リスク量の軽減の指示を行うなど、リスク情報をリスク管理のために活用しているか。	◎		
2. 管理者の認識及び役割	(1) リスク管理のための規定の整備	(1) 管理者は、信用リスク管理の方針に従って、取締役会等の承認を得た上で信用リスク管理のための規定を整備し、当該規定を必要に応じて見直しているか。 また、信用リスク管理のための規定には、融資の対象、信用格付、ポートフォリオ管理、決裁権限、審査の方針、与信監査の方法などが定められているか。	△	内部管理	<ul style="list-style-type: none"> 信用格付に基づく適正な信用リスク量を踏まえた金利（適正な貸出金利）体系の構築については、経営陣の指示に沿った体制が整備されているかに着目する。例えば、管理会計の整備、信用リスクデータの蓄積、金利設定のための内部基準の整備等が図られ、合理的な金利設定が行われているかに着目する。 なお、金融機関の規模・特性を踏まえることに留意する。
	(2) リスク管理の適切な実行	(2) 管理者は、リスク管理の方針及びリスク管理のための規定に従い、各部門において、適切に信用リスク管理を実行するとともに、リスク管理についての責任を負っているか。 なお、信用リスク管理のためには、信用格付に応じ内部モデル等を使用して信用リスクの計量化を行い、適正な収益の確保、経営資源の配分、自己資本に見合った信用リスクリミットの設定などを行うことが望ましい。この場合、システム面での十分なサポートが行われていることが望ましい。	○		
II. 適切なリスク管理態勢の確立 1. リスクの認識と評価	(1) 統合的なリスク管理体制の確立	(1) 信用リスク管理に当たっては、金融機関と連結対象子会社及び持分法適用会社とを、法令等に抵触しない範囲で、一体として管理する体制となっているか。 また、貸出金のみならず信用リスクを有する資産及びオフバランス項目（市場取引に係る信用リスクを含む。）について、統合的に管理する体制となっているか。	◎		<ul style="list-style-type: none"> 大規模かつ複雑なリスクを抱える金融機関に対して評価を行う際には、「統合リスク管理」体制の整備状況についても評価上勘案する必要があることに留意する。 ※ 「統合リスク管理」の定義については、リスク管理態勢（共通）を参照。
	(2) 新商品、新規業務に係る	(2) 新商品、新規業務の導入に当たっては、信用リスクの存在等について、			

検 査 マ ニ ュ ア ル 等			(注1)	(注2)	評 定 に お け る 着 眼 点 (例) (注3)
項 目	チ ェ ッ ク 項 目	チ ェ ッ ク 項 目 に 係 る 説 明			
	評価	リスク管理部門による評価が行われ、必要に応じて法務担当部門及び内部監査部門等の意見を踏まえた上で、リスクの評価結果を取締役会等に報告し、新商品、新規業務の導入について承認を受けているか。	△		
2. 審査管理	(1) 審査管理体制の整備	(1) 審査管理部門は、例えば、営業推進部門から独立し、審査管理部門の担当取締役は営業推進部門の取締役が兼務していないなど、営業推進部門の影響を受けない体制となっているか。 なお、審査管理部門が営業推進部門から独立していない場合及び審査管理部門の担当取締役が営業推進部門の取締役と兼務している場合には、適切な審査管理を行うための牽制機能が確保されているか。	◎	内部 管 理	<ul style="list-style-type: none"> ● 審査管理体制の整備については、当該金融機関の規模・特性を踏まえ、実効性が確保されているかに着眼する。 ● 与信の実行に当たっては、債務者に係るあらゆる情報の収集に努め、債務者の実態把握を行うとともに、金融機関として健全な融資態勢となっているかに着眼する。 ● 中小・零細企業の事業の将来性等に関する「目利き」能力の向上に対する取組みによって融資審査態勢が強化され、問題債権の発生が未然に防止されていると認められる場合等においては、評定上プラス要素として勘案する。
	(2) 審査管理部門の役割	(2) 審査管理部門により、与信先の財務状況、資金使途、返済財源等が的確に把握され、これに基づき信用格付の正確性が検証されるなど、適切な審査管理が行われているか。 また、審査管理部門により、営業推進部門において、審査管理部門の指示が適切に実行されているか、健全な融資態度（健全な事業を営む融資先、特に中小・零細企業等に対する円滑な資金供給の実行、投機的不動産融資や過剰な財テク融資等の禁止、及び反社会的勢力に対する資金供給の拒絶などを含む。）が確立されているか、不適切な資金回収が行われていないかなどの検証が行われているか。 さらに、審査管理部門が、営業推進部門に対して、健全な事業を営む融資先の技術力・販売力・成長性等や事業そのものの採算性・将来性を重視し、担保や個人保証に依存しすぎないように周知徹底を図るとともに、営業推進部門が適切に実行しているか、また、当局が定める金融検査マニュアルを理由に、健全な事業を営む融資先に対する資金供給の拒否や資金回収を行うなどの不適切な取扱いを行わないよう周知徹底を図るとともに、営業推進部門が不適切な取扱いを行っていないかなどを検証しているか。	◎		
3. 与信管理	(1) 与信管理体制の整備	(1) 営業推進部門及び審査管理部門においては、与信先の業種推移等の状況等について、金融機関と連結対象子会社及び持分法適用会社とを、法令等に抵触しない範囲で、一体として与信管理が行われる体制となっているか。特に、大口信用供与先については、金融機関の信用供与額と連結対象子会社及び持分法適用会社の信用供与額とを合算の上、適切に管理しているか。 また、償却・引当額の水準を検証する部門が定められ、当該部門が償却・引当額の水準が信用リスクに見合ったものとなっているかを検証するとともに、償却・引当額を正確に取締役会に報告しているか。 さらに、ポートフォリオの状況（特定の業種又は特定のグループに対する与信集中の状況など）を管理する部門が定められ、当該部門が適切なポートフォリオ管理を行うとともに、ポートフォリオの状況を定期的にと取締役会等に報告しているか。	◎		<ul style="list-style-type: none"> ● 与信管理については、例えば以下の事項に着眼する。 <ol style="list-style-type: none"> ① 与信限度額の設定状況及び遵守状況（限度額が超過している場合や限度額の増額が認められる場合には、その要因・背景について着眼する。） ② 大口与信先に対する与信管理態勢（大口与信先に対する与信額が増加している場合には、その要因・背景について着眼する。） ③ 問題債権に陥ることを未然に防止するための金融機関の取組状況・姿勢（問題債権の増加が認められる場合や問題債権の定義等が変更され

検査マニュアル等			(注1)	(注2)	評価における着眼点(例)(注3)
項目	チェック項目	チェック項目に係る説明			
					<p>ている場合には、その要因・背景について着眼する。)</p> <p>④ 取引先企業に対する経営相談・支援機能強化への取組態勢</p> <p>⑤ 事業再生への取組態勢</p> <ul style="list-style-type: none"> 資産ポートフォリオの状況に係る検証に当たっては、特定の業種や特定の地域に与信が多い場合であっても、何らかのリスクヘッジ策が講じられているなど、資産の健全性を確保するため態勢が整備されているかに着眼する。特に、営業地域が限定される協同組織金融機関等の評価に当たっては、特定業種への与信が多いと認められる場合であっても、地域の特性を踏まえたポートフォリオ管理が行われているかなど、実効性のあるリスク管理体制が構築されているかに着眼する。 債務者である中小・零細企業に対するモニタリングや経営相談・経営改善指導等によって債務者との意思疎通が図られ(債務者との密度の高いコミュニケーションの確保)、債務者の正確な経営実態が把握されていると認められる場合には、評価上のプラス要素として勘案する。 与信監査部門の役割については、「リスク管理態勢(共通)」における項目とする。
	(2) 与信監査部門の役割	<p>(2) 信用格付の正確性、与信先の与信管理などの与信管理の状況を検証する 与信監査部門が定められ、当該部門が与信管理の適切性について検証するとともに検証結果を取締役会等に報告しているか。なお、営業推進部門又は審査管理部門がポートフォリオ管理を行っている場合には、与信監査部門がポートフォリオ管理の適切性についても検証しているか。</p> <p>また、国際統一基準適用金融機関にあっては、与信監査部門が専担の体制(リスク管理部門が与信監査を行う体制を含む)となっているか。</p> <p>なお、国内基準適用金融機関にあっては、与信監査部門は専担の体制となっていることが望ましい。</p>	◎		
	(3) リスク管理部門の役割	<p>(3) 信用リスクを有する資産及びオフバランス項目を統合して管理を行うリスク管理部門が定められ、信用リスクの統合的な管理が行われているか。</p> <p>また、国際統一基準適用金融機関にあっては、リスク管理部門が専担の体制(リスク管理部門が与信監査を行う体制を含む)となっているか。</p> <p>なお、国内基準適用金融機関にあっては、リスク管理部門は専担の体制となっていることが望ましい。</p>	○		<ul style="list-style-type: none"> リスク管理部門の役割については、当該金融機関の規模・特性を踏まえ、実効性が確保されているかに着眼する。
4. 問題債権	(1) 問題債権の管理体制の整	(1) 問題債権の管理・回収を担当する部門が定められ、問題債権の適切な管			<ul style="list-style-type: none"> 問題債権の管理については、その管理が問題解

検 査 マ ニ ュ ア ル 等			(注1)	(注2)	評 定 に お け る 着 眼 点 (例) (注3)
項 目	チ ェ ッ ク 項 目	チ ェ ッ ク 項 目 に 係 る 説 明			
の管理	備	理が行われているか。 また、問題債権として特に管理が必要な債権の範囲が特定されているか。 さらに、国際統一基準適用金融機関にあっては、問題債権を管理・回収する部門が専担の体制となっているか。なお、国内基準適用金融機関にあっては、問題債権を管理・回収する部門は専担の体制となっていることが望ましい。	◎	内部 管 理	<p>決の安易な先送りとならず、例えば、事業再生に向けた取組みとなっているか、等に着眼する。</p> <p>具体的な着眼点として例えば、</p> <p>① 債務者の事業再生に向けた当該金融機関の取組状況</p> <p>② 営業担当部門や営業店以外の専担部署による管理体制の整備状況</p> <p>③ 再建計画等が策定されている場合には、問題の先送りではなく、事業再生に向けた計画の有効性・実現可能性</p> <p>④ 貸出債権の証券化やバルク処理等の問題債権のオフバランス処理への取組状況等に着眼する。</p> <p>● 経営不振に陥っている、または、陥りつつある中小・零細企業の事業再生に向けた取組みによって、信用リスクの軽減が図られていると認められる場合には、評定上のプラス要素として勘案する。</p>
	(2) 問題債権の管理部門の役割	(2) 問題債権の管理・回収部門により、問題先に対する取組方針が明確化され、問題先の経営状況等が管理されているか。 また、問題先への取組方針に基づき、適切な再建策の指導又は整理・回収が行われているか。	○		
5. 自己査定	「信用リスク検査用マニュアル」参照。				● 自己査定及び償却・引当については、「資産査定管理態勢」における項目とする。
6. 償却・引当	「信用リスク検査用マニュアル」参照。				

■関連項目（中小企業融資）					
○金融検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕					
	【はじめに】	<p>金融検査マニュアルにおいては、中小・零細企業等の債務者区分の判断について、「特に、中小・零細企業等については、当該企業の財務状況のみならず、当該企業の技術力、販売力や成長性、代表者等の役員に対する報酬の支払状況、代表者等の収入状況や資産内容、保証状況と保証能力等を総合的に勘案し、当該企業の経営実態を踏まえて判断するものとする。」等としているところである。</p> <p style="text-align: center;">【略】</p> <p>中小・零細企業の債務者区分の判断に当たっては、何よりも金融機関自らが、日頃の債務者との間の密度の高いコミュニケーションを通じて、その経営実態の適切な把握に努めることが重要である。</p> <p>今回の本別冊の改訂においては、金融機関が</p> <p>(1) 継続的な企業訪問等を通じて企業の技術力・販売力や経営者の資質</p>	◎	内部 管 理	● 金融検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕が金融機関の内部において周知徹底され、営業現場にまで浸透することによって、中小企業の経営実態等の正確な把握や中小企業再生に向けた取組みが図られ、信用リスクに対する管理態勢の強化が認められる場合には、評定上のプラス要素として勘案する。

検査マニュアル等			(注1)	(注2)	評価における着眼点(例)(注3)
項目	チェック項目	チェック項目に係る説明			
		<p>といった定性的な情報を含む経営実態の十分な把握と債権管理に努めているか。</p> <p>(2) きめ細かな経営相談、経営指導等を通じて積極的に企業・事業再生に取り組んでいるか。</p> <p>といった、いわば金融機関による「債務者への働きかけ」の度合いを重視し、債務者区分の判断等においてもこの点を十分勘案することとしている。</p> <p>【略】</p>	◎	内部管理	

■関連項目

○市場リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト

II. 適切なリスク管理態勢の確立 2. 管理業務 (1)市場リスクの管理 ⑧市場取引に係る信用リスクの管理	(1) 市場取引に係る信用リスク量の計測	<p>(1) [GD、CD] 信用リスク量の計測は、カレント・エクスポージャー方式（再構築コストとポテンシャル・エクスポージャーの合計）で行っているか。決済リスクについても把握する体制となっているか。</p> <p>[EU] 信用リスク量の計測は、最低限、想定元本方式又はオリジナル・エクスポージャー方式（想定・契約元本に商品・取引期間毎の掛目を乗ずる方式）で把握しているか。さらに、今後、海外拠点を設置しようとする場合にはカレント・エクスポージャー方式への移行を考慮しているか。</p> <p>また、決済リスクについても把握する体制となっているか。</p>	△	内部管理	<ul style="list-style-type: none"> 市場取引に係る信用リスクの評価に当たっては、当該金融機関の規模・特性を踏まえるとともに、クレジットポリシー、資産ポートフォリオの状況等も勘案し、実効性のある管理態勢が確保されているかに着眼する。 例えば、 <ol style="list-style-type: none"> ① クレジットポリシーと有価証券の運用方針の整合性 ② 債務者と発行者が同一の場合の貸出金と有価証券との合算管理の状況 ③ 内部監査部門(与信監査部門)による監査の状況 等を確認し、その実効性を検証する。
	(2) ポジション、時価評価、信用リスク量のオン・オフ一体管理	<p>(2) [GD、CD] 取引先毎の個別取引状況を把握し、時価、信用リスク量をオン・オフ一体で名寄せ管理し、信用リスクの管理者に対してエクスポージャーとクレジット・リミットの状況について正確、かつタイムリーな情報提供を行っていることが望ましい。</p> <p>営業店では少なくとも月次で、また、新規与信や与信の更新時には、その時点（あるいは直近時点）での取引先毎のオン・オフ一体での信用リスク量を正確に把握しているか。</p> <p>[EU] 営業店では少なくとも月次で、また、新規与信や与信の更新時には、その時点（あるいは直近時点）での取引先毎のオン・オフ一体での信用リスク量を正確に把握しているか。</p>	△		
	(3) 与信の承認体制の明確化及び与信承認機能の独立	<p>(3) [GD、CD] 少なくとも年1回以上、取引先の信用リスクを分析しているか。また、頻繁・継続的に取引が行われている場合は、予めクレジット・リミットを設定しているか。</p> <p>クレジット・リミットの設定、見直し等の管理は、市場関連部門から独立した与信審査部門で行っているか。また、設定されたクレジット・リミットは、他の与信基準との整合性を図っていることが望ましい。</p> <p>[EU] 取引相手先の選択に当たっては、取引相手先の信用リスク等を十分検討しているか。</p>	△		
	(4) クレジット・リミットに	(4) クレジット・リミットに接近した際の管理方針（信用リスク補完策等）			

検 査 マ ニ ュ ア ル 等			(注1)	(注2)	評 定 に お け る 着 眼 点 (例) (注3)
項 目	チ ェ ッ ク 項 目	チ ェ ッ ク 項 目 に 係 る 説 明			
	係る規定の整備及びクレジット・リミットの適切な管理	<p>やクレジット・リミットを超えた際の管理者への報告体制、権限、手続き等の規定を明確に定めているか。</p> <p>また、規定に従って適切にクレジット・リミットを管理しているか。</p> <p>〔GD、CD〕信用リスク額がクレジット・リミットに達した場合には、新たな信用の供与に繋がるような取引を停止し、規定に従い管理者（必要に応じて代表取締役及び取締役会）へ報告の上、クレジット・リミットの見直し等の対応方針を管理者（必要に応じて代表取締役及び取締役会）の承認を得た上で決定し、実施しているか。また、既存取引についても担保の追加徴求等のリスク軽減策を講じていることが望ましい。</p> <p>なお、取引先に対する信用リスク額が上限に達する前の段階に適切なアラーム・ポイントを設け、アラーム・ポイントに達した場合に、取引先と信用リスクの補完策に対する協議を開始するなどの規定を設け、クレジット・リミットを管理することも有効である。</p>	△	内部 管 理	
	(5) リスク軽減措置の活用	(5) 信用リスクの軽減のため、契約の法的有効性を確認した上で、ネットィング契約、担保徴求、保証等を活用していることが望ましい。	△		
	前回当局検査指摘事項の改善状況等		◎	内部 管 理	<ul style="list-style-type: none"> 経営陣が率先垂範して、実効性ある改善策の策定・実行に取り組むことが重要。弥縫策に留まっている場合には、改めて、経営陣の認識や不十分な改善策に留まっている要因・背景を把握し、評定を行う。 本項目に対する評価は、今回検査における指摘事項に対して金融機関による自主的な対応が期待できるかを判断する際の一要素となる。

評 定 段 階

6. 資 産 査 定 管 理 態 勢

A :

資産査定管理態勢について、金融機関の規模や特性に応じた自己査定態勢及び償却・引当態勢などの管理態勢が経営陣により強固に構築されている。認識される弱点は軽微であり、金融機関としての健全性等に対する影響は小さい。

B :

資産査定管理態勢について、金融機関の規模や特性に応じた十分な管理態勢が経営陣により構築されており、信用リスクの程度に応じた十分な水準の償却・引当が確保されている。自己査定の正確性等に軽微な不備は認められるものの、金融機関としての健全性等に重大な影響を及ぼすものではなく、既に自主的に適切な対応がなされている、または、今後なされることが期待できる。

C :

資産査定管理態勢について、金融機関の規模や特性に応じた管理態勢は不十分である、または、信用リスクの程度に応じた償却・引当が確保されていない。経営陣の管理能力が不十分であることから、自己査定態勢や償却・引当態勢に不備が生じているなど、金融機関としての健全性等に対する影響も認められるため、改善が必要である。

D :

資産査定管理態勢について、管理態勢に欠陥がある、または、重大な欠陥が認められる。その結果、多額の償却・引当不足が認められるなど、金融機関としての存続が脅かされる懸念がある、または、そのような状況にある。

※中小・零細企業等に係る資産査定管理態勢の評定に当たっては、金融検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕の趣旨を踏まえて判定すること。

資産査定管理態勢

(注1)：【評定上の優先度】◎最優先項目 ○優先項目 △それ以外の項目

(注2)：【ガバナンス上の位置付け】網掛け部分は、経営陣による統制に係る項目であり、ガバナンスを重視する観点からは特に評定上留意すべき部分である。

(注3)：「評定における着眼点(例)」に掲げられた項目は、実際に評定を行う際に特に着眼すべき事項を例示したものであり、検査で見るべき点を全て網羅しているものではない。検査においては、実態をよく見極めながら、例示されていない事項についても勘案していくことが必要である。

検査マニュアル等			(注1)	(注2)	評定における着眼点(例) (注3)
項目	チェック項目	チェック項目に係る説明			
○信用リスク検査用マニュアル - 自己査定に関する検査について					
自己査定	I. 自己査定に関する検査の目的	【省略】			
	II. 自己査定に関する検査の方法	【省略】			
	III. 自己査定体制の整備等の状況等の検証 1. 自己査定基準の制定	<p>自己査定基準は、関係法令及び本検査マニュアルに定める枠組みに沿ったものとなっているか。</p> <p>自己査定基準は、取締役会により正式の行内手続を経て決定され、明文化されているか。</p> <p>自己査定基準には、自己査定の対象となる資産の範囲、自己査定の実施部門（営業関連部門（営業店及び本部営業関連部門並びに本部貸出承認部門（融資管理部又は融資審査部等））又は資産査定部門）及び監査部門（与信監査室、検査部等）が明記されるとともに、自己査定の基準及びその運用についての責任体制が明記されているか。</p> <p>自己査定基準の制定及び改正に当たっては、自己査定の実施部門のみならず、監査部門及びコンプライアンスに関する統括部門の意見を踏まえた上で行われているか。</p> <p>また、営業店等における自己査定を適切に実施するために、自己査定マニュアルを制定し、明文化しているか。</p>	◎	内部管理	<ul style="list-style-type: none"> ● 「資産査定管理態勢」の評定に当たっては、当該金融機関の規模・特性やビジネスモデルを踏まえて行うこととし、総資産分類率・不良債権比率の乖離率や償却・引当額の増加率のみに着眼して評価を行うのではなく、乖離が生じた要因・背景を十分に把握し、管理態勢上の問題の有無の把握に留意する。 ● また、ハイリスク・ハイリターンビジネスモデルを選択している金融機関の場合、不良債権比率等の水準のみではなく、保有する信用リスクに応じたリスク管理態勢が整備され、金融機関としての健全性が確保されているか、との観点から検証を行う。 ● 取締役会において、自己査定基準の整備等に当たっては、その内容の適切性に対しどのような検討が行われているか、取締役会議事録等に基づき確認する。特定の債務者の債務者区分等や不良債権比率の水準を念頭に置いた自己査定基準が制定されている場合には、各取締役の認識、取締役間の相互牽制機能の発揮状況に着眼する。
2. 自己査定体制の整備等の状況	<p>自己査定は、①営業店及び本部営業関連部門において第一次の査定を実施し、本部貸出承認部門において第二次の査定を実施した上で、営業関連部門から独立した資産監査部門で監査を行う方法、又は②営業関連部門の協力の下に営業関連部門から独立した資産査定部門が自己査定を実施する方法など、営業関連部門に対して十分な牽制機能が発揮され、自己査定を</p>	◎		<ul style="list-style-type: none"> ● 自己査定体制の整備状況については、当該金融機関の規模・特性を踏まえ、実効性が確保されているかに着眼する。 	

検 査 マ ニ ュ ア ル 等			(注1)	(注2)	評 定 に お け る 着 眼 点 (例) (注3)
項 目	チ ェ ッ ク 項 目	チ ェ ッ ク 項 目 に 係 る 説 明			
		<p>正確に実施するための体制となっているか。</p> <p>また、実施部門及び監査部門に自己査定実務に精通した人材を配置しているか。</p> <p>さらに、資産監査部門及び資産査定部門は、営業関連部門に対して、必要な教育・指導を行っているか。</p> <p>監査部門は、営業関連部門から独立し、監査部門の担当取締役は、営業関連部門の取締役が兼務していないか。監査部門の担当取締役が営業関連部門の取締役を兼務している場合には、適切な監査を行うための十分な牽制機能が確保されているか。</p> <p>監査部門は、一連の自己査定が自己査定基準及び自己査定マニュアルに従って、適正に行われているかどうかを検証しているか。</p> <p>なお、監査部門は、自己査定結果の正確性の検証のみならず、原則として信用格付の正確性、与信の事後管理の状況等についても検証を行うことが望ましい。</p> <p>また、金融機関は、当局の検査、会計監査人の監査等において、自己査定の実施状況が事後的に検証できるよう、各部門における資料等の十分な記録を保存しているか。</p>	◎	内部管理	
	3. 自己査定結果の取締役会への報告	<p>自己査定結果は、定期的及び適時適切に取締役会に報告されているか。</p> <p>また、自己査定体制の整備の状況（実施部門あるいは監査部門の変更等）についても、取締役会に適時適切に報告されているか。</p>	◎	経営陣による統制	<ul style="list-style-type: none"> ● 営業推進部門担当の取締役等が、特定の債務者の債務者区分等を念頭に置いて、自己査定結果等に対する意見を述べていないかに着目し、その妥当性を検証する。併せて、取締役間の相互牽制機能の発揮状況にも着目する。
	4. 自己査定体制の整備等の状況等の監査役及び会計監査人による監査の状況	<p>上記1から3に掲げる自己査定体制の整備等の状況等について、取締役から何ら影響を受けない独立した監査役及び会計監査人による適正な監査を受けているか。</p>	◎	統制	
	IV. 自己査定基準の適切性の検証	<p>検査官は、金融機関が定めた基準が明確かつ妥当かどうか、また、その枠組みが、別表に掲げる枠組みに沿ったものであるかどうか等を把握し、金融機関の自己査定基準の枠組みが独自のものである場合には、上記の枠組みとの関係を明瞭に把握するとともに、金融機関の自己査定基準の中の個別のルール（例えば、担保評価ルールや有価証券の簡易な査定ルールなど）が合理的であるかを検証するものとする。</p>	◎	内部管理	<ul style="list-style-type: none"> ● 内部監査、外部監査、当局による検査によって認識された問題点に対して速やかに改善が図られ、関係部署に対して周知徹底が図られているかに着目する。 ● 自己査定基準の内容や運用の適切性の検証に当たっては、例えば以下のような点に着目する。 <ul style="list-style-type: none"> ① 債務償還能力等の判断基準が示されているなど、具体的な内容となっており、また、その内容が合理的なものとなっているか。 ② 債務者区分や信用格付の判断基準が、定量面のみならず、定性面も加味した債務者の実態を反映するものとなっており、その内容が合理的
	1. 用語の定義	【省略】			
	2. 自己査定における分類区分	【省略】			

検査マニュアル等			(注1)	(注2)	評価における着眼点(例)(注3)
項目	チェック項目	チェック項目に係る説明			
					<p>なものとなっているか。</p> <p>③ 債務者の実態バランスを適切に反映させる基準等が整備されているか。</p> <p>④ 不動産担保の処分可能見込額の算出に当たり、鑑定評価額等に対し所要の修正を行う必要があるか否かの判断基準や修正を行う際の算定基準が合理的なものとなっているか。</p> <p>⑤ 有価証券の減損処理について、「回復の可能性」に関する適切な判定基準が存在し、時価が著しく下落しているものについて、同基準に基づき回復可能性の検討が十分に行われているか。</p>
	V. 自己査定結果の正確性の検証	<p>検査官は、別表に掲げる方法により、実際の自己査定が自己査定基準に則って正確に行われているかどうかを検証し、この検証過程において、自己査定体制の整備等の状況、自己査定結果の取締役会への報告の状況、自己査定体制の整備等の状況等の監査役及び会計監査人による監査の状況について、実際にどのように行われているかを的確に把握する。</p> <p>なお、資産査定の結果は、金融機能再生緊急措置法第7条の規定により公表しなければならないこととされている。</p> <p>したがって、自己査定結果が不正確であると認められる場合には、その原因（自己査定基準に起因するものか、自己査定の実施に起因するものかなど）及び被検査金融機関の今後の改善策について、十分な確認を行的確な把握を行うものとする。</p>	◎	内部 管理	<ul style="list-style-type: none"> 自己査定結果の正確性の評価に当たっては、総資産・貸出金分類率及び不良債権比率の乖離率の大小のみに着眼するのではなく、検査前の分類率等の水準や償却・引当に及ぼす影響、前回検査時の状況等を踏まえた上で、態勢面における問題点を把握し、評価を行う。 特に、前回検査時における乖離率と比較し、改善が認められない場合には、その要因・背景を確認し、態勢面においてどのような問題点が生じているのかに留意する。 自己査定結果の正確性の評価に当たっては、金融検査マニュアル〔中小企業融資編〕の検証ポイント等も踏まえる必要があることに留意する。
	1. 基準日	【省略】			
	2. 抽出基準	【省略】			
	3. 具体的な検証方法等	【省略】			
	4. 自己査定の正確性の判断基準	【省略】			

■関連項目（中小企業融資）					
○信用リスク検査用マニュアル（別表）					
	1. 債権の分類方法 (3) 債務者区分	<p>債務者区分は、債務者の実態的な財務内容、資金繰り、収益力等により、その返済能力を検討し、債務者に対する貸出条件及びその履行状況を確認の上、業種等の特性を踏まえ、事業の継続性と収益性の見通し、キャッシュ・フローによる債務償還能力、経営改善計画等の妥当性、金融機関等の支援状況等を総合的に勘案し判断するものである。</p>	◎	内部 管理	<ul style="list-style-type: none"> 中小・零細企業等の債務者区分の検証に当たっては、当該金融機関が自己査定を行う際に用いたあらゆる判断材料の把握に努め、中小・零細企業等の実情に即したきめ細かな経営実態の把握を行う必要があることに留意する。

検査マニュアル等			(注1)	(注2)	評価における着眼点(例)(注3)
項目	チェック項目	チェック項目に係る説明			
		特に、中小・零細企業等については、当該企業の財務状況のみならず、当該企業の技術力、販売力や成長性、代表者等の役員に対する報酬の支払状況、代表者等の収入状況や資産内容、保証状況と保証能力等を総合的に勘案し、当該企業の経営実態を踏まえて判断するものとする。			
○金融検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕					
	【検証ポイント】	<p>中小・零細企業等の債務者区分については、その特性を踏まえて判断する必要があるが、その際の検証ポイントは、以下のとおりである。</p> <p>また、次のような中小・零細企業等の特性にも留意する必要がある。</p> <p>① 中小・零細企業は総じて景気の影響を受けやすく、一時的な収益悪化により赤字に陥りやすい面がある。</p> <p>② 自己資本が大企業に比べて小さいため、一時的な要因により債務超過に陥りやすい面がある。</p> <p>また、大企業と比較してリストラの余地等も小さく黒字化や債務超過解消までに時間がかかることが多い。</p> <p>③ 中小・零細企業に対する融資形態の特徴の1つとして、設備資金等の長期資金を短期資金の借換えの形で融資しているケースがみられる。</p> <p>以上のような中小・零細企業の経営・財務面の特性や中小・零細企業に特有の融資形態を踏まえ、赤字や債務超過が生じていることや、貸出条件の変更が行われているといった表面的な現象のみをもって、債務者区分を判断することは適当ではない。</p> <p>したがって、取引実績やキャッシュフローを重視して検証するとともに、貸出条件の変更の理由や資金の使途、性格を確認しつつ、債務者区分の判断を行う必要がある。</p> <p>なお、検査においては、これら検証ポイントに加え、金融機関が自己査定を行う際のあらゆる判断材料の把握に努め、債務者の経営実態を総合的に勘案して債務者区分の判断を行うことが必要である。</p>			<ul style="list-style-type: none"> 金融検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕にある「債務者への働きかけ」については、金融機関による企業訪問や経営指導等を通じて、その経営実態の適切な把握が行われている場合には評価上プラス要素として勘案されるものであり、「債務者への働きかけ」が行われていないことのみを以って評価上マイナス評価として勘案されるものではないことを留意する。
	1. 代表者との一体性	<p>中小・零細企業等の場合、企業とその代表者等との間の業務、経理、資産所有等との関係は、大企業のように明確に区分・分離がなされておらず、実質一体となっている場合が多い。</p> <p>したがって、中小・零細企業等の債務者区分の判断に当たっては、当該企業の実態的な財務内容、代表者等の役員に対する報酬の支払状況、代表者等の収入状況や資産内容等について、次のような点に留意し検討する必要がある。</p> <p>なお、代表者等には、例えば、代表者の家族、親戚、代表者やその家族等が経営する関係企業等当該企業の経営や代表者と密接な関係にある者などが含まれる。</p> <p>(1) 企業の実態的な財務内容</p>	◎	内部管理	<ul style="list-style-type: none"> 債務者である中小・零細企業に対するモニタリングや経営相談・経営改善指導等によって債務者との意思疎通（債務者との密度の高いコミュニケーションの確保）を通じて、債務者の正確な経営実態が把握され、それが適切に自己査定等に反映されているかに着目する。 例えば、債務者との経営実態を把握するために債務者に対し精度の高い財務諸表の作成を働きかけるなどの取組みを通じて、企業の代表者等と合算したキャッシュフローの状況、資産のみではなく負債の状況等を適切に把握しているかに着目する。

検 査 マ ニ ュ ア ル 等			(注1)	(注2)	評 定 に お け る 着 眼 点 (例) (注3)
項 目	チ ェ ッ ク 項 目	チ ェ ッ ク 項 目 に 係 る 説 明			
		<p>【略】</p> <p>(2) 代表者等の役員に対する報酬の支払状況、代表者等の収入状況や資産内容等</p> <p>【略】</p>			る。
	2. 企業の技術力、販売力、経営者の資質やこれらを踏まえた成長性	<p>企業の技術力、販売力、経営者の資質やこれらを踏まえた成長性については、企業の成長発展性を勘案する上で重要な要素であり、中小・零細企業等にも、技術力等に十分な潜在能力、競争力を有している先が多いと考えられ、検査においてもこうした点について着目する必要がある。</p> <p>企業の技術力等を客観的に評価し、それを企業の将来の収益予測に反映させることは必ずしも容易ではないが、検査においては、当該企業の技術力等について、以下の点を含め、あらゆる判断材料の把握に努め、それらを総合勘案して債務者区分の判断を行うことが必要である。</p> <p>(1) 企業の技術力、販売力等</p> <p>【略】</p> <p>(2) 経営者の資質</p> <p>【略】</p> <p>以上の企業の技術力、販売力、経営者の資質やこれらを踏まえた成長性を評価するに当たっては、金融機関の企業訪問、経営指導等の実施状況や企業・事業再生実績等を検証し、それらが良好であると認められる場合には、原則として、金融機関が企業訪問や経営指導等を通じて収集した情報に基づく当該金融機関の評価を尊重する。</p> <p>【略】</p>	◎	内部 管 理	<ul style="list-style-type: none"> ● 中小・零細企業の事業の将来性等に関する「目利き」能力の向上によって、より正確な債務者の経営実態が把握され、それが適切に自己査定等に反映されているかに着目する。
	3. 経営改善計画	<p>(1) 経営改善計画等の策定</p> <p>中小・零細企業等の場合、企業の規模、人員等を勘案すると、大企業の場合と同様な大部で精緻な経営改善計画等を策定できない場合がある。</p> <p>検査に当たっては、債務者が経営改善計画等を策定していない場合であっても、例えば、今後の資産売却予定、役員報酬や諸経費の削減予定、新商品等の開発計画や収支改善計画等のほか、債務者の実態に即して金融機関が作成・分析した資料を踏まえて債務者区分の判断を行うことが必要である。</p> <p>他方、金融機関側より現在支援中である、あるいは、支援の意思があるという説明があった場合であっても、それらのみにとられることなく、上記のような何らかの具体的な方策について確認することが必要である。</p> <p>(2) 経営改善計画等の進捗状況</p> <p>中小・零細企業等の場合、必ずしも精緻な経営改善計画等を作成できないことから、景気動向等により、経営改善計画等の進捗状況が計画を下回る（売上高等及び当期利益が事業計画に比して概ね8割に満たない）場合</p>			<ul style="list-style-type: none"> ● 自己査定の判断材料として用いている金融機関の作成・分析した資料が、経営相談・経営改善指導等を通じて債務者との密度の高いコミュニケーションを図り、債務者の経営実態を踏まえた上で、作成されたものであるかに着目する。 ● 当該中小・零細企業等の経営改善の実現可能性に着目し、その際にはキャッシュフローの将来見通しに留意する。

検査マニュアル等			(注1)	(注2)	評価における着眼点(例)(注3)	
項目	チェック項目	チェック項目に係る説明				
		<p>がある。</p> <p>その際における債務者区分の検証においては、経営改善計画等の進捗状況のみをもって機械的・画的に判断するのではなく、計画を下回った要因について分析するとともに、今後の経営改善の見通し等を検討することが必要である。</p> <p>なお、経営改善計画等の進捗状況や今後の見通しを検討する際には、バランスシート面についての検討も重要であるが、キャッシュフローの見通しをより重視することが適当である。</p>				
	4. 貸出条件及びその履行状況	<p>貸出条件及びその履行状況については、債務者区分を判断する上で重要な要素であり、仮に、条件変更等が行われている場合には、その条件変更等に至った要因について確認する必要がある。</p> <p>【略】</p>			<ul style="list-style-type: none"> 当該金融機関が、債務者との密度の高いコミュニケーションを通じて条件変更等に至った要因を把握しているかに着目する。 	
	5. 貸出条件緩和債権	<p>貸出条件緩和債権については、銀行法施行規則第19条の2第1項第五号ロ(4)において「債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金」と規定されている。</p> <p>なお、債務者の経営再建又は支援を図る目的の有無については、単に融資形態のみをもって判断するのではなく、債務者の状況や資金の性格等を総合的に勘案して判断する必要がある。</p> <p>例えば、書換えが継続している手形貸付であっても、いわゆる正常運転資金については、そもそも債務者の支援を目的とした期限の延長ではないことから、貸出条件緩和債権には該当しないことに留意する。</p> <p>また、債務者に有利となる取決めか否かについては、「基準金利」（当該債務者と同等な信用リスクを有している債務者に対して通常適用される新規貸出実行金利をいう。以下同じ。）という着眼点で判断する必要がある。</p> <p>(1) 貸出条件緩和債権の検証</p> <p>【略】</p> <p>(2) 貸出条件緩和債権の卒業基準</p> <p>【略】</p>	◎	内部 管理		
	6. 企業・事業再生の取組みと要管理先に対する引当	【省略】				<ul style="list-style-type: none"> 「償却・引当」の「関連項目（中小企業融資）」を参照。 資本的劣後ローンに係る償却・引当については、「銀行等金融機関の保有する貸出債権が資本的劣後ローンに転換された場合の会計処理に関する監査上の取扱い」（平成16年11月2日日本公認会計士協会）等に基づき、適切に処理されているかに
	7. 資本的劣後ローンの取扱い	<p>(1) 金融機関の中小・零細企業向けの要注意先債権（要管理先への債権を含む）で、貸出債権の全部または一部を債務者の経営改善計画の一環として、原則として以下の要件の全てを満たす貸出金（以下、「資本的劣後ローン」という。）に転換している場合には、債務者区分等の判断において、下記(2)を満たすことを条件として当該資本的劣後ローンを当該債務者の資本と</p>				

検査マニュアル等			(注1)	(注2)	評価における着眼点(例)(注3)
項目	チェック項目	チェック項目に係る説明			
		<p>みなすことができる。</p> <p>なお、資本的劣後ローンへの転換は、合理的かつ実現可能性が高い経営改善計画と一体として行われることが必要である。</p> <p style="text-align: center;">【略】</p> <p>(2) 【略】</p> <p>(3) 【略】</p>			着眼する。

○信用リスク検査用マニュアル — 償却・引当に関する検査について					
償却・引当	I. 償却・引当に関する検査の目的	【省略】			
	II. 償却・引当に関する検査の方法	【省略】			
	III. 償却・引当体制の整備等の状況等の検証 1. 償却・引当基準の制定	<p>償却・引当基準は、関係法令、企業会計原則及び本検査マニュアルに定める枠組みに沿ったものとなっているか。</p> <p>償却・引当基準は、取締役会により正式の行内手続を経て決定され、明文化されているか。</p> <p>償却・引当基準には、償却・引当の対象となる資産の範囲、償却・引当の実施部門及び監査部門を明記するとともに、償却・引当基準及びその運用についての責任体制を明記しているか。</p> <p>償却・引当基準の制定及び改正に当たっては、自己査定の実施部門（営業関連部門及び資産査定部門）のみならず、監査部門（与信監査室、検査部等）及びコンプライアンスに関する統括部門等の意見を踏まえた上で行われているか。</p> <p>また、償却・引当を適切に実施するために、償却・引当マニュアルを制定し、明文化しているか。</p> <p>なお、償却・引当基準の具体的内容は、金融機関の財務の健全性に対する信頼を確保する観点から、金融機能再生緊急措置法第7条の規定に基づく資産査定結果の開示と併せて、積極的に開示されることが望ましい。</p>	◎	内部管理	<ul style="list-style-type: none"> 取締役会において、償却・引当基準の整備等に当たっては、その内容の適切性に対しどのような検討が行われているか、取締役会議事録等に基づき確認する。目標とする決算等を念頭に置いた償却・引当基準が制定されている場合には、各取締役の認識、取締役間の相互牽制機能の発揮状況に着眼する。 償却・引当体制の整備状況については、当該金融機関の規模・特性を踏まえ、実効性が確保されているかに着眼する。
	2. 償却・引当体制の整備等の状況	<p>償却・引当は、①自己査定の実施部門において個別貸倒引当金の算定を行い、監査部門で監査を行うとともに、監査部門が一般貸倒引当金の算定を行う方法、②営業関連部門の協力の下に営業関連部門及び決算関連部門から独立した資産査定部門が個別貸倒引当金の算定を行い、資産査定部門が一般貸倒引当金の算定を行う方法、又は③自己査定の実施部門において個別貸倒引当金の算定を行い、決算関連部門において一般貸倒引当金の算定を行った上で、監査部門がこれらの算定結果の監査を行う方法など、自己査定の実施部門及び決算関連部門に対して十分な牽制機能が発揮され、</p>	◎		

検 査 マ ニ ュ ア ル 等			(注1)	(注2)	評 定 に お け る 着 眼 点 (例) (注3)
項 目	チ ェ ッ ク 項 目	チ ェ ッ ク 項 目 に 係 る 説 明			
		<p>償却・引当額を正確に算定するための体制となっているか。</p> <p>また、実施部門及び監査部門には償却・引当実務に精通した人材を配置しているか。</p> <p>さらに、監査部門等は、自己査定の実施部門等に対して、必要な教育・指導を行っているか。</p> <p>監査部門は、自己査定の実施部門及び決算関連部門（主計室等）から独立した組織でなければならず、監査部門の担当取締役は、自己査定の実施部門及び決算関連部門の取締役が兼務していないか。監査部門の取締役が自己査定の実施部門の取締役又は決算関連部門の取締役を兼務している場合には、金融機関の業績等の影響を受けずに適切な監査を行うための十分な牽制機能が確保されているか。</p> <p>監査部門は、一連の償却・引当が償却・引当基準及び償却・引当マニュアルに従って、適切に行われているかどうかを検証しているか。</p> <p>なお、監査部門は、償却・引当の結果の適切性の検証のみならず、引当率の適切性、引当額等の総額の適切性、前期における引当額等の適切性等についても検証を行うことが望ましい。</p> <p>また、金融機関は、当局の検査、会計監査人の監査等において、償却・引当の実施状況が事後的に検証できるよう、各部門における資料等の十分な記録を保存しているか。</p>	◎	内部 管 理	
	3. 償却・引当結果の取締役会への報告	<p>償却・引当結果は、定期的及び適時適切に取締役会に報告されているか。</p> <p>また、償却・引当体制の整備の状況（実施部門あるいは監査部門の変更等）についても、適時適切に取締役会に報告されているか。</p>	◎	経 営 陣 に よ る 統 制	<ul style="list-style-type: none"> 決算関連部門担当の取締役等が、目標とする決算を念頭に置いて、償却・引当結果等に対する意見を述べていないかに着目し、その妥当性を検証する。併せて、取締役間の相互牽制機能の発揮状況にも着目する。
	4. 償却・引当体制の整備等の状況等の監査役及び会計監査人による監査の状況	<p>上記1から3に掲げる償却・引当体制の整備等の状況等については、取締役から何ら影響を受けない独立した監査役及び会計監査人による適正な監査を受けているか。</p>	◎		
	IV. 償却・引当基準の適切性の検証	<p>検査官は、金融機関が定めた基準が明確かつ妥当かどうか、また、その枠組みが、金融機能早期健全化法第3条第2項第2号の規定に定める基準及び別表に掲げる枠組みに沿っているかどうか、商法及び企業会計原則等に準拠しているかどうか、自己査定結果を踏まえたものとなっているかどうかを把握し、金融機関の償却・引当基準の枠組みが独自のものである場合には、上記の枠組みとの関係を明瞭に把握するとともに、金融機関の償却・引当の個別のルール（例えば、信用等级に基づく引当率の算定ルール、業種別、地域別等の引当率の算定ルール等）が合理的に説明できるもので</p>	◎	内 部 管 理	<ul style="list-style-type: none"> 内部監査、外部監査、当局による検査によって認識された問題点に対して速やかに改善が図られ、関係部署に対して周知徹底が図られているかに着目する。

検査マニュアル等			(注1)	(注2)	評価における着眼点(例)(注3)
項目	チェック項目	チェック項目に係る説明			
		あるかを検証し、発生の可能性が高い将来の特定の費用又は損失が合理的に見積られているかを検証するものとする。なお、償却・引当基準の基本的な考え方は、一貫し、かつ、継続的なものとなっており、償却・引当基準の基本的な考え方を変更した場合には、その理由が合理的であるかを検証するものとする。			
	V. 償却・引当結果の適切性の検証	<p>検査官は、別表に掲げる方法により、実際の償却・引当額の算定が償却・引当基準に則って適切に行われているかどうかを検証し、この検証過程において、償却・引当体制の整備等の状況、償却・引当結果の取締役会への報告の状況、償却・引当体制の整備等の状況等の監査役及び会計監査人による監査の状況について、実際にどのように行われているかを的確に把握する。</p> <p>なお、償却・引当の結果は、自己資本比率に影響を及ぼすことから、償却・引当額の算定結果が不適切であると認められる場合には、その原因（償却・引当基準によるものか、償却引当額の算定の運用によるものか、業績不振によるものかなど）及び被検査金融機関の今後の改善策について、十分な確認を行的確な把握に努めるものとする。</p>	◎	内部 管理	<ul style="list-style-type: none"> 償却・引当の適切性の評価に当たっては、償却・引当額の増加率の大小のみに着眼するのではなく、検査前の償却・引当額等の水準や自己資本比率へ与える影響、前回検査時の状況等を踏まえた上で、態勢面における問題点の把握を行う。特に、前回検査時における増加率と比較し、改善が認められない場合には、その要因・背景を確認し、態勢面においてどのような問題点が生じているのか把握する。 貸倒実績率・予想損失率の算出に当たり、合理的な根拠に基づき必要な修正を行い、適切な予想損失率等を算出しているかに着眼する。
	1. 基準日	【省略】			
	2. 具体的な検証方法等	【省略】			
	3. 償却・引当の適切性の判断基準	【省略】			

■関連項目（中小企業融資）					
○金融検査マニュアル〔中小企業融資編〕					
	【検証ポイント】 6. 企業・事業再生の取組みと要管理先に対する引当	<p>地域の中小・零細企業については、大企業と異なり抜本的な企業・事業再生の手法についての選択肢が狭く、中小・地域金融機関がリレーションシップバンキングを通じて得られる情報を活用し、継続的な企業訪問、地道な粘り強い経営相談・経営指導等を行うなど、積極的に企業・事業再生支援に取り組むことが重要である。</p> <p>そうした企業・事業再生支援の効果が将来的には、金融機関の信用リスクの減少をもたらし、引当率の低減をもたらすものと考えられる。</p> <p>引当率の算出に当たって、金融機関が十分な態勢の下、企業・事業再生に向けた支援等の取組み（注）を実施する場合には、当該支援先（または同様の支援等を実施しようとする先）については、支援等の取組みにより低減された信用リスクに基づく引当率を使用することに合理性があるものと考えられる。</p> <p>したがって、金融機関が日頃の債務者との密度の高いコミュニケーション</p>	◎	内部 管理	<ul style="list-style-type: none"> 金融機関が引当率の格差を設けている場合には、債務者のグルーピング等が合理的基準に基づき行われ、恣意性が排除されているかに着眼する。

検 査 マ ニ ュ ア ル 等			(注1)	(注2)	評 定 に お け る 着 眼 点 (例) (注3)
項 目	チ ェ ッ ク 項 目	チ ェ ッ ク 項 目 に 係 る 説 明			
		<p>ンを通じて、真摯かつ積極的・組織的な企業・事業再生支援への取組みを実施している場合には、これらの取組みを実施し、その実績データが存在している債務者を、それ以外の債務者と区別してグルーピングすることにより、引当率に格差を設けることができるものとする。</p> <p>なお、金融機関が引当率の格差を設けている場合には、これらの取組みの実施状況等を検証する必要がある。</p> <p>(注) 【略】</p>			
	<p>前回当局検査指摘事項の改善状況等</p>		◎	<p>内 部 管 理</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 経営陣が率先垂範して、実効性ある改善策の策定・実行に取り組むことが重要。弥縫策に留まっている場合には、改めて、経営陣の認識や不十分な改善策に留まっている要因・背景を把握し、評定を行う。 ● 本項目に対する評価は、今回検査における指摘事項に対して金融機関による自主的な対応が期待できるかを判断する際の一要素となる。

評 定 段 階

7. 市場関連リスク管理態勢

A :

市場関連リスク管理態勢について、金融機関の規模や特性に応じた強固な管理態勢が経営陣により構築されている。認識される弱点は軽微であり、金融機関としての健全性等に対する影響は小さい。

B :

市場関連リスク管理態勢について、金融機関の規模や特性に応じた十分な管理態勢が経営陣により構築されている。軽微な弱点はあるものの、金融機関としての健全性等に重大な影響を及ぼすものではなく、既に自主的に適切な対応がなされている、または、今後なされることが期待できる。

C :

市場関連リスク管理態勢について、金融機関の規模や特性に応じたリスク管理としては不十分な管理態勢となっている。経営陣のリスクに対する管理能力は不十分であり、金融機関としての健全性等に対する影響も認められるため、改善の必要がある。

D :

市場関連リスク管理態勢について、経営陣によるリスクに対する管理態勢に欠陥がある、または、重大な欠陥が認められる。その結果、金融機関としての存続が脅かされるような事故・不測の損害の発生が懸念される、または、そのような事故・不測の損害が発生している状況にある。

市場関連リスク管理態勢

(注1)：【評定上の優先度】◎最優先項目 ○優先項目 △それ以外の項目

(注2)：【ガバナンス上の位置付け】網掛け部分は、経営陣による統制に係る項目であり、ガバナンスを重視する観点からは特に評定上留意すべき部分である。

(注3)：「評定における着眼点(例)」に掲げられた項目は、実際に評定を行う際に特に着眼すべき事項を例示したものであり、検査で見るとすべき点を全て網羅しているものではない。検査においては、実態をよく見極めながら、例示されていない事項についても勘案していくことが必要である。

検査マニュアル等			(注1)	(注2)	評定における着眼点(例)(注3)
項目	チェック項目	チェック項目に係る説明			
○市場関連リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト					
I. リスク管理に対する認識等 1. 取締役の認識及び取締役会等の役割	(1) 金融機関全体の経営方針等に沿った戦略目標の明確化	(1) 金融機関の種類（GD、CD、EU）により必要とされるリスク管理態勢は異なるが、取締役会において、自行の種類を明確に定めているか。	○	経営陣による統制	<ul style="list-style-type: none"> 適切な市場関連リスク管理態勢の確立に向けた代表取締役によるリーダーシップの発揮状況や他の取締役による牽制機能の発揮状況等については、取締役会等における議論の内容を踏まえた上で評定を行う必要があることに留意する。 経営陣が収益目標等に見合った適切な市場関連リスク管理体制を整備しているかどうかを判断するに当たっては、金融機関が行っている市場取引の種類、規模、複雑さ等も踏まえた上で評定を行う。 また、相互牽制体制が不十分であったことを原因として過去に巨額損失事例が発生していることに鑑み、相互牽制体制の確立に経営陣がどの程度関与しているかということも踏まえて評定を行う。 仕組債等の複雑なリスク特性を持つ商品へ投資を行っている場合は、まず、経営陣が商品のリスク特性を把握しているかという点を確認する。その上で、経営陣が経営体力を勘案し、戦略目標やリスク管理方針と整合的なポジション枠等を設定する等により、商品のリスク特性に見合ったリスク管理態勢を構築しているかという点に留意する。 ポジション枠等の適切性の検証に当たっては、過度に金融機関の経営判断に係る部分に立ち入らないように留意する。 リスク管理のための規定の整備等は、金融機関の規模・特性を踏まえ、実効性のあるものとなっているかどうかということも踏まえて評定を行う。
	(2) リスク管理のための組織の整備	(2) 取締役会は、決定した戦略目標、リスク管理方針に従い、かつ収益目標等に見合った適切な市場関連リスクの管理体制を整備しているか。	◎		
	(3) ポジション枠等の設定の際の基本的な考え方の確立	(3) ポジション枠（金利感応度や想定元本等に対する限度枠）、リスク・リミット（VaR等の予想損失額の限度枠）、損失限度の設定に際しては、金融機関の経営や財務内容に重大な影響もたらされることもあることを念頭に置き、取締役会において、例えば、リスクを最小限度に抑えることを目標とするのか、能動的に一定のリスクを引き受け、これを管理する中で収益を挙げることを目標とするのか等について、金融機関におけるリスク管理の方針として、各枠の設定に際しての基本的な考え方を明確に定めているか。	◎		
	(4) ポジション枠等の適切な設定	(4) 取締役会等において、ポジション枠等の各枠設定の際の基本的な考え方に基づき、各部門のリスク・テイク業務の内容を検討し、各部門の経営上の位置付け、自己資本、収益力、リスク管理能力、人的能力等を勘案し、取り扱う業務やリスク・カテゴリー毎に、それぞれに見合った適切な枠を設定しているか。 また、取締役会等において、定期的に（最低限各期に1回）、各部門のリスク・テイク業務の内容等を再検討し、枠を見直しているか。 なお、自己資本等の経営体力とリスク量とを比較し、経営体力から見て過大なリスク量となっていないかを確認する観点から、市場部門全体のリスク・リミットの総枠を計測し、適切に金融機関全体の資源配分が行われているかどうかを確認していることが望ましい。	◎		
2. 管理者の認識及び役割	(1) リスク管理のための規定の整備	(1) 市場リスク管理のための規定は、特に、デリバティブを含む市場取引について、市場部門（フロント・オフィス）、事務管理部門（バック・オフィス）及びリスク管理部門（ミドル・オフィス等）、各部門の管理者のそれぞれの役割と権限を明確にしているか。	◎	内部管理	
	(2) ポジション枠等の適切な管理	(2) 管理者は、ポジション枠等の各枠設定の際の基本的な考え方及び設定された枠に従い、適切な管理の実行について責任を負っているか。	◎		

検 査 マ ニ ュ ア ル 等			(注1)	(注2)	評 定 に お け る 着 眼 点 (例) (注3)
項 目	チ ェ ッ ク 項 目	チ ェ ッ ク 項 目 に 係 る 説 明			
	(3) 事故防止のための人事管理	(3) 管理者は、取締役会等で定められた方針に基づき、事故防止等の観点から例えば、連続休暇、研修、内部出向制度等又はこれらの組み合わせ等により、最低限年1回1週間以上、職員（管理者を含む）が職場を離れる方策をとっているか。なお、この期間は、2週間以上であることが望ましい。 また、管理者は、上記方策の状況を管理し、その方策を確実に実施しているか。 さらに、職員を長期間にわたり同一部署の同一業務に従事させることのないよう、ローテーションを確保しているか。やむを得ない理由により、長期間にわたり同一部署の同一業務に従事している場合は、事故防止のためその他の適切な方策を講じているか。	○	内部 管理	● 事故防止のための人事管理については、金融機関の規模・特性を踏まえ、実効性のあるものとなっているかどうかということ踏まえて評価を行う。
II. 適切なリスク管理態勢の確立 1. リスクの認識と評価	統合的なリスク管理体制の確立	市場関連リスク管理に当たっては、特定取引（トレーディング）部門と非特定取引（バンキング）部門の双方がカバーされる体制をとっているか。 また、将来的には特定取引部門のみならず、非特定取引部門の信用リスク・市場リスクを含めた統合的な管理体制をとることが望ましい。 なお、非特定取引部門の信用リスク・市場リスクを含めた統合的な管理体制となっていない場合は、非特定取引部門の市場関連リスク管理体制については、当面、後段2. (1)「市場リスクの管理」に特段の定めがない限りにおいては、後段2. (2)「ALM管理」によっているか。	○	内部 管理	● 大規模かつ複雑なリスクを抱える金融機関に対して評価を行う際には、「統合リスク管理」体制の整備状況についても評価上勘案する必要があることに留意する。 ※ 「統合リスク管理」の定義については、リスク管理態勢(共通)を参照。
2. 管理業務 (1)市場リスクの管理 ①顧客リスクの管理体制	(1) 顧客とのトラブルに対する管理・処理体制の整備	(1) [GD、CD] 顧客サイドでのリスク管理が十分でない場合には、顧客が多額の損失を被り、それが基で金融機関が訴訟を受けたり、損失を被ったりするリスクが生じる。したがって、顧客とのトラブルが発生した場合の対応を行う部署を明確にするなど、管理・処理体制を整備しているか。 また、顧客とのトラブルが発生した場合の対応を行う部署において、速やかにその原因究明を行うとともに、その再発防止策を講じているか。	○		● 顧客リスクの管理体制については、「顧客保護等管理態勢」における項目とする。
	(2) デリバティブ商品の開発	(2) [GD、CD] デリバティブ商品は、顧客とのトラブル、訴訟等金融機関にとって、非常に大きな影響を招く可能性があることを考慮し、リスクの高いデリバティブ商品を新規に取扱う場合には、リスク管理の専門家による法的、技術的なチェックを行った上で、取締役会等による承認を得ているか。 また、リスクの高いデリバティブ取引を顧客の不健全な要求によって開発していないか。	◎	経 営 陣 に よ る 統 制	
	(3) 顧客への販売	(3) [GD、CD] デリバティブ商品は、その商品のリスクを十分に管理できる能力及び体力を持っている顧客に販売していることが望ましい。 顧客が自己のポジションヘッジではなく、スペキュレーションのためにデリバティブ商品を購入しようとしている場合には、特に慎重に対応しているか。	◎		

検 査 マ ニ ュ ア ル 等			(注1)	(注2)	評 定 に お け る 着 眼 点 (例) (注3)
項 目	チ ェ ッ ク 項 目	チ ェ ッ ク 項 目 に 係 る 説 明			
	(4) 顧客に対する商品内容等の説明及び顧客の意思確認	(4) [GD、CD] デリバティブ取引に関して、取引経験が浅い顧客にデリバティブ商品を販売する場合には、その商品内容やリスクについて、例示等（最良のシナリオのものだけでなく、最悪のシナリオを想定した想定最大損失額を含む。）も入れ、具体的に解り易い形で解説した書面を交付し説明しているか。 顧客自身がリスクを負っている商品の販売に当たっては、必要に応じて取引先から説明を受けた旨の確認を行っているか。	◎	内部 管 理	
	(5) 取引内容の顧客への報告	(5) [GD、CD] 販売後、顧客の要請があれば、定期的かつ必要に応じて随時、顧客のポジションの時価情報等を提供しているか。 時価情報については、その時価が何を表しているのか（ヘッジ・コストを勘案したものであるか等）を明確にしているか。 時価情報等の顧客への提供にあたっては、市場部門から独立したリスク管理部門（又は事務部門）において行うなど、顧客に正確な情報が提供されるような方策をとっているか。	◎		
②業績の管理	損益状況等の分析及び不適切な取扱いのチェック	決算操作等のために、デリバティブ取引等を利用した不健全な取扱いを行っていないか。また、リスク管理部門において、収益部門が過大な収益を挙げている場合には、その要因が分析され、それがリスク管理に係る各種の規定の逸脱等の不適切な取扱いなどによるものでないか否かについて確認しているか。 リスク管理部門は、損益を契約額・想定元本、取引量との関係で査閲することも行っているか。	○		● リスク管理部門が損益の検証を行う際に、損益の検証方法の合理性、網羅性、一貫性にも留意する。
③時価評価	(1) 規定の整備	(1) 会計処理の恣意性を排除し透明性を確保する観点から、取締役会等において明確な規定等を制定し、継続的に使用することが必要であり、少なくとも下記の事項について定めているか。また、当該規定等は、重要な規定として取扱い、その変更の際にも制定の際に準じた手続き等をとっているか。 ① 時価を算定する部署の管理者の権限と義務 ② 規定の遵守義務及び変更手続 ③ 時価の算定方法に係る基本的考え方 ・ 特定取引及び非特定取引を行う組織から独立した他の組織による時価の算定 ・ 時価の算定方法（時価の算定方法を別の書類に定める場合はその旨の規定） ・ 時価の算定に関するルールへの遵守に係る内部監査の実行 ・ 時価の算定にフロント機能を有する組織が関与する必要がある場合は、その関与の方法	◎	経 営 陣 に よ る 統 制	● ① 時価評価は、金融機関の規模・特性を踏まえ、恣意性を排除し透明性を確保する観点から実効性のあるものとなっているかという点を踏まえて評価を行う。 ② 上場取引とOTC取引の時価の算定方法の違いが明記されているかどうか留意する。
	(2) 特定取引及び非特定取引	(2) 時価算定の方法の公正性を確保する観点から、特定取引及び非特定取引			

検 査 マ ニ ュ ア ル 等			(注1)	(注2)	評 定 に お け る 着 眼 点 (例) (注3)
項 目	チ ェ ッ ク 項 目	チ ェ ッ ク 項 目 に 係 る 説 明			
	実施部署と時価算定部署の分離	を行う部署と時価算定を担当する部署が異なっているか。	○		
	(3) 時価算定の客観性の確保	(3) 時価算定の客観性を確保するため、以下の点に留意しているか。 ① 規定等に基づき時価算定要領等を定め、継続的に使用しているか。また、制度改正、評価手法の開発等により、算定方法を変更する必要がある場合には、規定等に基づき速やかに改正しているか。 なお、算定方法の変更状況を明確にしているか。 ② 時価算定要領等については、内容の公正性・妥当性をチェックする観点から、あらかじめ、特定取引勘定及び非特定取引勘定に係る取引を行う組織（いわゆるフロント機能を有する組織）及び金融商品を開発する組織から独立した他の組織（例えば、リスク管理部門や内部監査部門等）の承認を受けているか。 また、当該要領等の運用状況についても定期的に上記組織（例えば、リスク管理部門や内部監査部門等。ただし、実際に算定を行っている部署は除く。）のチェックを受けているか。 ③ 「金融商品に係る会計基準」（企業会計審議会）等に基づき、適正に時価が算定されているか。 ④ 時価算定の客観性確保の状況に関して、内部監査の重点項目に含まれているか。	○	内 部 管 理	<ul style="list-style-type: none"> 時価算定に係るリスク管理部門や内部監査部門等のチェック内容の検証については、特に市場流動性の低い商品の時価算定の適切性に留意する。
④時価・リスク量の把握	(1) 正確な時価の把握	(1) 特定取引部門のみならず、非特定取引部門を含んだ、ポジションの時価（モデル等により算出する時価を含む）を正確に把握しているか。また、貸出金等時価把握の技術が確立していないものも、可能な限り把握しているか。なお、連結ベースでも把握していることが望ましい。	◎		<ul style="list-style-type: none"> 時価・リスク要素の把握は、金融機関の規模・特性を踏まえ、実効性のあるものとなっているかという点に留意する。
	(2) リスク要素の把握・計測	(2) 例えば、金利であれば、金利全体の上昇（下降）のみならず、イールドカーブの形状の変化、商品間・市場間のスプレッドの変化によるリスクを把握しているか。 [GD、CD] オプション性取引を相当程度行っている場合、また、取引量は少ないとしても「売り」を行っている場合には、市場価格の変化及び市場価格の変化の予想変動率の変化、また、市場価格の変動によりもたらされるヘッジ比率の変更の必要性とその場合の適正な水準等について把握しているか。	◎		
	(3) 統一的な指標によるリスク量の計測	(3) リスク量を、各部門に共通した統一的な指標で定量的に把握しているか。統一的な指標は、全ての必要なリスク要素を把握・計測していることが望ましいが、仮に、統一的指標で十分な把握・計測を行っていないリスクが存在している場合には、これを計測する情報を補完的に用いることにより、経営上の意思決定に際しては、必要な全ての要素を勘案していることを確保しているか。	○		<ul style="list-style-type: none"> 大規模かつ複雑なリスクを抱える金融機関に対して評定を行う際には、「統合リスク管理」体制の整備状況についても評定上勘案する必要があることに留意する。

検査マニュアル等			(注1)	(注2)	評価における着眼点(例)(注3)
項目	チェック項目	チェック項目に係る説明			
		<p>[GD] リスク量の計測は、例えば、統計的手法を用いたVaR法等の、合理的、かつ、客観的で精緻な方式を採用して行っているか。</p> <p>[CD、EU] 統計的手法を用いたVaR法等を採用して行っていることが望ましいが、そうでない場合には、例えばBPV法等による簡易な計測方法により行っているか。</p>			
	(4) モデルの妥当性の検証体制及びモデルの管理体制の確立	<p>(4) プライシングモデルやリスク量の計測に用いられているモデルについては、フロント部門や金融商品を開発する組織から独立した他の組織（例えば、リスク管理部門や内部監査部門、外部コンサルタント等）において、その妥当性を検証しているか。仮に、各モデルに不備が認められた場合には、適切に修正を行っているか。</p> <p>また、各モデルの内容を、容易に変更することができないような体制・規定を整備し、定められた規定等に従って適切にモデルの管理を行っているか。</p> <p>なお、各モデルについては、定期的（年1回程度）に見直しすることが望ましい。</p>	○	内部 管理	<ul style="list-style-type: none"> リスク計測機能の有効性が低い場合には、その原因を分析し、改善に取り組んでいるかという点にも着眼する。
	(5) リスク計測機能の有効性の検証	<p>(5) リスク管理部門や内部監査部門等において、金利や為替レートの変化等が収益や自己資本に及ぼす影響を定期的に計測するとともに、計測結果と実際の損益動向とを比較することによって、リスク計測機能の有効性を検証しているか。</p>	○		
	(6) ストレス・テストの適切な実施	<p>(6) VaR法は、あくまで平常の市場環境の下で最大のリスク量を計測するものである。したがって、VaR法に加え、ストレス・テストを定期的に行っているか。また、BPV法を基本としたセンシティブティ分析を主としている場合は、最悪のシナリオによる分析を定期的に行っているか。</p> <p>なお、ストレス・テストの内容については、その設定内容の根拠が明確であり、かつ適切なものとなっているか。</p> <p>[GD、CD] 市場の状況の変化や保有しているポジションの大きさ、ポートフォリオの内容等に比例して、なるべく頻繁に（例えば四半期に1回程度）ストレス・テストを行っているか。</p> <p>[EU] ポートフォリオの内容等に応じ、できる限り（例えば、年1回程度）行っていることが望ましい。</p>	○		
	(7) ポジションの把握、時価評価、リスク量の計測の頻度	<p>(7) [GD、CD] 特定取引勘定の主要な商品については、少なくとも日次ベースでポジションの把握、時価評価、リスク量の計測を行っているか。なお、非特定取引勘定も含めて極力頻繁に（月1回以上）、また、主要拠点の連結ベースで行っていることが望ましい。</p> <p>[EU] 頻繁な時価評価、リスク量の計測は必要ないが、ALMの観点から非特定取引勘定も含め最低限月1回は行っていることが望ましい。</p>	◎		
⑤ポジション	(1) ポジション枠等の管理規	(1) ポジション枠、リスク・リミット、損失限度を超過した場合、もしくは			<ul style="list-style-type: none"> ポジション枠、リスク・リミット、損失限度の

検査マニュアル等			(注1)	(注2)	評価における着眼点(例)(注3)	
項目	チェック項目	チェック項目に係る説明				
枠、リスク・リミット及び損失限度の管理	定の明確化	超過するおそれがある場合の管理者への報告体制、権限（方針及び手続き等）を明確に定めているか。 また、当該規定においては、ポジション枠、リスク・リミット、損失限度を超えてポジションを持ち続けることができない規定となっているか。	◎	内部管理	運用状況の検証は、市場リスク管理態勢の検証項目の中で、特に重要な項目であることから、他の項目よりも優先度の高い評価を行う必要があることに留意する。	
	(2) ポジション等の権限の委譲	(2) 担当役員、管理者、各ディーラー毎にポジション、収益目標、損失限度等の権限委譲を文書で行い、枠の変更の都度ディーラー等から署名による確認書を受ける等、ディーラー等に対して責任の領域を明確に指示しているか。また、各部門に設定されたポジション枠等については、定期的（最低限半期に1回）に見直しを行っているか。	◎			
	(3) ポジション枠等の管理規程の遵守	(3) ポジション枠等の管理規程の適用は厳正に行っているか。また、規定又は運用に問題があると認められる場合には、適切な改善策をとっているか。 リスク管理上、何らかの問題が発生した場合には、部門内で処理せず、リスク管理部門等へ速やかに正確な情報を伝達しているか。	◎			
	(4) ポジション等の管理の実行	(4) [GD] リスク管理部門が日中において、必要に応じ主要商品のポジション、損失額をモニターできる体制となっているか。なお、ディーラー別又はポートフォリオ別のポジション収益管理システムを整備し、適切に運用しているか。 [CD、EU] リスク管理部門が少なくとも日次ベースで主要商品のポジション、損失額をモニターできる体制となっているか。	○			
⑥市場流動性リスク	(1) 市場流動性の適切な管理	(1) リスク管理部門は、市場流動性の状況を正確に把握（又は報告を受け）しているか。 また、必要に応じ、市場流動性の状況を代表取締役及び取締役会等へ報告しているか。	◎	経営陣による統制	● 市場流動性リスクは、市場規模と比較して大きなポジションを取っている時や、市場が混乱した時に初めて重要性を持つ項目であるため、金融機関の規模やリスク特性によっては、評価上の優先度は低くなる場合があることに留意する。	
	(2) ポジション枠の設定及び見直しの実施	(2) マーケットの状況により、市場において企図した時点価格での取引が出来ないことがある。したがって、リスク管理部門は、市場流動性の状況を勘案し、必要に応じ適切に取締役会等の承認を得た上で（緊急の場合には担当取締役が決定し、事後的に取締役会等に報告し検証を受ける）、ポジション枠を設定しているか。 また、運用商品、市場環境の変化等により定期的（最低限半期に1回）あるいは状況に応じて随時、ポジション枠を見直ししているか。	◎			
	(3) 市場流動性リスクを勘案した運用	(3) 商品毎に市場規模・厚み、流動性を勘案した運用を行っているか。	△			内部管理
	(4) モニタリングの実施	(4) リスク管理部門は、商品毎の日々のポジションの状況を把握するとともに、市場規模の変化、信用状況の変化をモニタリングしているか。	△			
	(5) 報告の実施	(5) リスク管理部門は、把握されたポジションの状況等について、規定に基				

検 査 マ ニ ュ ア ル 等			(注1)	(注2)	評 定 に お け る 着 眼 点 (例) (注3)
項 目	チ ェ ッ ク 項 目	チ ェ ッ ク 項 目 に 係 る 説 明			
		づき正確に担当取締役（必要に応じ代表取締役及び取締役会）に報告しているか。また、ポジション枠を超過した場合や、懸念時・危機時の場合には、極力、頻繁に代表取締役又は取締役会に報告を行うとともに、適切な対応策をとっているか。	◎	経営陣による統制	
⑦事務管理	(1) 規定に従った事務処理	(1) 為替、資金、証券取引等及びこれらの派生商品取引については、各取引の規定・マニュアルに沿った取扱いを行っているか。例えば、 ① 事務管理部門が、全ての取引を漏れなく把握しているか。（例えばシステム入力の最終確認、チケットの打刻や連続番号による確認等） ② 取引内容の入力は遅滞なく行われているか。 ③ 確認・調整段階で検出されたディーリング・チケットの誤りの修正は管理者によって承認されているか。 ④ 処理が将来行われるため未完扱いとされているディーリング・チケットは、適切に管理・記録されているか。 ⑤ 取引担当者以外の者がコンファーマーションを送受しているか。 ⑥ コンファーマーションとディーリング・チケットの照合は適切に行われているか。 ⑦ ディーリング・チケット、ディーリング・シート、コンファーマーション等の保存・保管状況は適切か。 なお、市場部門及び事務管理部門の個々の取引記録等の証拠書類については、内部監査部門のチェックを受けることとし、規定に定められている保存年限（最低限1年以上）に基づいて保存しているか。	○	内部管理	<ul style="list-style-type: none"> 事務管理については、「オペレーショナル・リスク管理態勢」における項目とする。
	(2) データの突合	(2) 市場部門と事務管理部門における取引データの突合を行うとともに、誤差等がある場合には、速やかにその原因究明を行い、予め定められた方法に基づき補完しているか。例えば、証券取引においては、市場部門でのディーリング・システムによるポジションと事務管理部門での証券会社及びカストディ部門等との確認後の勘定系の証券保有残高との照合を定期的（最低限月1回）に行っているか。	○		
⑧市場取引に係る信用リスクの管理	(1) 市場取引に係る信用リスク量の計測	(1) [GD、CD] 信用リスク量の計測は、カレント・エクスポージャー方式（再構築コストとポテンシャル・エクスポージャーの合計）で行っているか。決済リスクについても把握する体制となっているか。 [EU] 信用リスク量の計測は、最低限、想定元本方式又はオリジナル・エクスポージャー方式（想定・契約元本に商品・取引期間毎の掛目を乗ずる方式）で把握しているか。さらに、今後、海外拠点を設置しようとする場合	△		<ul style="list-style-type: none"> 市場取引に係る信用リスクの管理については、「信用リスク管理態勢」における項目とする。

検査マニュアル等			(注1)	(注2)	評価における着眼点(例)(注3)
項目	チェック項目	チェック項目に係る説明			
		にはカレント・エクスポージャー方式への移行を考慮しているか。 また、決済リスクについても把握する体制となっているか。			内部 管理
	(2) ポジション、時価評価、信用リスク量のオン・オフ一体管理	(2) [GD、CD] 取引先毎の個別取引状況を把握し、時価、信用リスク量をオン・オフ一体で名寄せ管理し、信用リスクの管理者に対してエクスポージャーとクレジット・リミットの状況について正確、かつタイムリーな情報提供を行っていることが望ましい。 営業店では少なくとも月次で、また、新規与信や与信の更新時には、その時点（あるいは直近時点）での取引先毎のオン・オフ一体での信用リスク量を正確に把握しているか。 [EU] 営業店では少なくとも月次で、また、新規与信や与信の更新時には、その時点（あるいは直近時点）での取引先毎のオン・オフ一体での信用リスク量を正確に把握しているか。	△		
	(3) 与信の承認体制の明確化及び与信承認機能の独立	(3) [GD、CD] 少なくとも年1回以上、取引先の信用リスクを分析しているか。また、頻繁・継続的に取引が行われている場合は、予めクレジット・リミットを設定しているか。 クレジット・リミットの設定、見直し等の管理は、市場関連部門から独立した与信審査部門で行っているか。また、設定されたクレジット・リミットは、他の与信基準との整合性を図っていることが望ましい。 [EU] 取引相手先の選択に当たっては、取引相手先の信用リスク等を十分検討しているか。	△		
	(4) クレジット・リミットに係る規定の整備及びクレジット・リミットの適切な管理	(4) クレジット・リミットに接近した際の管理方針（信用リスク補完策等）やクレジット・リミットを超えた際の管理者への報告体制、権限、手続き等の規定を明確に定めているか。 また、規定に従って適切にクレジット・リミットを管理しているか。 [GD、CD] 信用リスク額がクレジット・リミットに達した場合には、新たな信用の供与に繋がるような取引を停止し、規定に従い管理者（必要に応じて代表取締役及び取締役会）へ報告の上、クレジット・リミットの見直し等の対応方針を管理者（必要に応じて代表取締役及び取締役会）の承認を得た上で決定し、実施しているか。また、既存取引についても担保の追加徴求等のリスク軽減策を講じていることが望ましい。 なお、取引先に対する信用リスク額が上限に達する前の段階に適切なアラーム・ポイントを設け、アラーム・ポイントに達した場合に、取引先と信用リスクの補完策に対する協議を開始するなどの規定を設け、クレジット・リミットを管理することも有効である。	△		
	(5) リスク軽減措置の活用	(5) 信用リスクの軽減のため、契約の法的有効性を確認した上で、ネットィング契約、担保徴求、保証等を活用していることが望ましい。	△		
⑨マーケット・リスク	内部モデルの確認検査用				

検 査 マ ニ ュ ア ル 等			(注1)	(注2)	評 定 に お け る 着 眼 点 (例) (注3)
項 目	チ ェ ッ ク 項 目	チ ェ ッ ク 項 目 に 係 る 説 明			
規制関連及びその他の内部モデルを使用したリスク管理	チェックリストを参照		◎		
②ALM管理 ①ALM組織の体制	(1) ALM委員会等の設置	(1) ALM委員会等を、資産・負債を総合管理し、戦略目標等の策定に関わる組織として位置付け設置しているか。	○	内部管理	<ul style="list-style-type: none"> ALM委員会等については、その活用状況・機能発揮の実態に応じた評価を行う必要があることに留意する。
	(2) ALM委員会等と関連部門との連携	(2) ALM委員会等において、金利・為替予測、リスク把握、ヘッジ取引等を実施する関連部門での分析・取引内容を検討データとして有効に利用しているか。 また、各関連部門での重要な情報（重要な情報の定義は、規定により明確にされているか。）がALM委員会等へ報告される体制となっているか。	△		
	(3) ALM委員会等への取締役の参加	(3) ALM委員会等には、関連部門の取締役や管理者が毎回出席し（市場環境の大幅な変動時等は代表取締役を含む。）、検討を行っているか。	◎		
	(4) ALMシステムの整備	(4) 金利改定リスク、イールドカーブリスク、ベースリスク等の金利リスクの主要な発生源や為替リスク、価格変動リスク等の市場リスクをカバーし、かつ多面的な分析手法を備えたシステムを整備していることが望ましい。	○		
②金利リスクの把握	(1) 複数の手法を利用した多面的なリスク管理	(1) オン・オフを統合し、異なる分析手法（ギャップ分析、シミュレーション分析等）を併用するなど、多面的な管理を行っているか。	○		
	(2) 金利リスクの分析及びその分析結果の活用	(2) 金利改定期に従ったマチュリティ・ラダーを定期的に（最低限四半期に1回）に作成し、分析を行っているか。また、多面的な分析手法（例えば、シミュレーション分析や金利感応度分析等）により定期的に（最低限四半期に1回）リスクの把握を行い、ALM委員会等で活用しているか。なお、定期的に（四半期に1回以上が望ましい）ストレス・テストを行い、ALM委員会等で活用していることが望ましい。	○		
③為替リスクの把握	(1) 為替リスクの適切な把握	(1) 保有外貨資産（円投外貨資産含む）・負債の為替リスクについて、適切な金融手法を利用するなど、自らの有するリスクに応じた適切な管理を行っているか。	○		
	(2) 為替リスクの分析及びその分析結果の活用	(2) 定期的に（最低限四半期に1回）リスクの把握を行い、ALM委員会等で活用しているか。 なお、定期的に（四半期に1回以上が望ましい）ストレス・テストを行い、ALM委員会等で活用していることが望ましい。	○		
④ALMの運用	(1) ポジション枠等の適切な設定及び見直し	(1) 資産・負債の総合管理に関するポジション枠、リスク・リミットの設定は、取締役会が決定したリスク管理の基本方針に沿ったもので、かつ、自己資本や業務純益等を考慮したものとなっているか。また、ポジション枠等は、定期的（最低限半期に1回）あるいは必要に応じ随時見直している	◎		<ul style="list-style-type: none"> ポジション枠、リスク・リミットの設定等についてその内容の明確性を検証する必要があるが、経営判断に係る部分については、過度に立ち入ることのないよう留意する。

検査マニュアル等			(注1)	(注2)	評価における着眼点(例)(注3)
項目	チェック項目	チェック項目に係る説明			
		か。			
	(2) 適切なリスク・コントロールの実行	(2) 金利・為替・価格変動リスク等市場リスクのコントロールは、取締役会が決定したリスク管理の方針に従っているか。	◎		<ul style="list-style-type: none"> 仕組債等の複雑なリスク特性を持つ商品へ投資を行っている場合は、商品のリスク特性を把握した上で、経営体力を勘案し、戦略目標やリスク管理方針と整合的なポジション枠等の設定を行っているかという点に留意する。
	(3) ALM委員会等での検討結果の経営戦略への活用	(3) 取締役会における戦略目標やリスク管理方針の策定の際に、ALM委員会等での分析結果を勘案しているか。 また、リスク管理部門において、取締役会が決定したリスク管理方針に沿ってリスク・コントロール等の業務運営が行われているかどうかを検証し、取締役会に報告しているか。なお、方針に沿った業務運営が行われていない場合には、速やかに改善措置をとっているか。	◎		
(3) 特定取引関連 (特定取引(トレーディング)勘定設置金融機関のみ検証)	(1) 規定の整備	(1) 区分経理において恣意性を排除し透明性を確保する観点から、取締役会等において明確な規定等を制定し、継続的に使用することが必要であり、上記Ⅱ. 2. (1)③(1)に加え、少なくとも下記の事項について定めているか。 また、当該規定等は、重要な規定として取扱い、その変更の際にも制定の際に準じた手続きをとっているか。 ① 府令上の「特定取引目的」の定義に基づく、区分経理に係る明確な運用ルール <ul style="list-style-type: none"> 特定取引目的の定義 取引目的による明確な組織区分(ユニット単位による人的な区分)と独立した意思決定権限 特定取引を行う組織とそれ以外の組織との間のディーラーの兼務の制限 勘定間の振替の禁止(但し、法令に基づき当局に届出した範囲内で行う場合を除く) 特定取引有価証券の取引相手のマーケットへの限定やヘッジ目的の認識 ② 特定取引を行う部署の管理者の権限と義務 ③ 規定の遵守義務及び変更手続 ④ 内部取引を行う場合のルールと管理の方法 <ul style="list-style-type: none"> 内部取引の定義と対象 内部取引を行う場合の基本方針 フロント組織から独立した他の組織による内部取引の承認 内部取引を行う場合の承認手続きと保存書類 ⑤ 委託取引を行う場合のルール <ul style="list-style-type: none"> 内部取引に関するルールの遵守状況に係る内部監査の実行 	◎	経営陣による統制	
	(2) 組織及び人員の分離	(2) 特定取引勘定に係る取引を行う組織(少なくともいわゆるフロント機能を有する組織)は、ユニット(例えば、室、課、グループ等)単位以上の組織として、同様の取引を行うが取引目的が異なる非特定取引勘定に係る			

検 査 マ ニ ュ ア ル 等			(注1)	(注2)	評 定 に お け る 着 眼 点 (例) (注3)
項 目	チ ェ ッ ク 項 目	チ ェ ッ ク 項 目 に 係 る 説 明			
		取引を行う組織とは組織的にも、また、人的にも別に構成していることが望ましい。 なお、特定取引及びその対象となる財産がその他の取引及び財産と客観的かつ明確に区別されており、経理操作のおそれがないと認められる場合（例えば、特定取引部署で特定取引に列挙した取引以外の取引を併せ行う場合など）には、必ずしもこの組織区分は求めない。	○		
	(3) 帳簿の管理	(3) 特定取引勘定に係る帳簿は、特定取引及びその対象財産とその他の取引及び財産を明確に区別して管理することができるものとなっているか。	△		
	(4) 特定取引勘定に係る取引を行う組織における非特定取引勘定に係る取引の禁止	(4) 特定取引勘定に係る取引を行っている組織において、非特定取引勘定に係る取引を行っていないか（その逆も）。（ただし、特定取引及びその対象となる財産がその他の取引及び財産と客観的かつ明確に区別されており、経理操作のおそれがないと認められる場合を除く。）	△		
	(5) 恣意的な勘定選択の禁止	(5) 本来、非特定取引勘定で処理すべき取引について、マーケット・リスク対策等の理由により特定取引勘定における取引として処理するなど、恣意的に勘定を決定していないか。	○		
	(6) 内部取引の適正性	(6) 同一金融機関内における内部取引については、会計制度の違いを利用した損益の計上がなされ得るため、恣意的取引を排除する観点から、内部取引は、特定取引勘定設置の届出をした際の「内部取引を行う場合の取扱いに関する事項を記載した書類」（又は特定取引勘定に関する規定）等に沿って適正に行っているか。	△	内部管理	
	(7) 時価算定の客観性の確保	(7) 特定取引勘定における時価算定の客観性を確保するため、内部管理の際の留意点として特に以下のものが含まれているか。 (イ) 府令で限定された取引範囲に違反していないか。（取引所取引、有価証券関連取引、金銭債権の取得及び譲渡は、勘定間取引ができない。） (ロ) 内部取引が時価により行われるなど、規定等に基づき適切に行われ、内部牽制が効果的に発揮されているか。 (ハ) 内部取引であることが伝票上明示され、区分保管されているか。 (ニ) 意図的な損益調整が行われていないか。	△		
	(8) 情報の開示	(8) ディスクローチャーの観点から、適切な区分経理、客観的な時価の把握・管理について以下の点を開示しているか。 ① 特定取引勘定の枠組み（「特定取引目的の取引」の定義、具体的な対象商品、組織区分等） ② 時価の客観性確保手段等 ③ 特定取引勘定に係る財務情報	△		
3. 職責の分離	相互牽制体制の構築	リスク管理部門は、市場部門、事務管理部門が複数のシステムで運営している場合には、ポジション情報等を市場部門と事務管理部門の双方から			● 相互牽制体制の構築については、金融機関の規模・特性を踏まえ、実効性のあるものとなっている

検 査 マ ニ ュ ア ル 等			(注1)	(注2)	評 定 に お け る 着 眼 点 (例) (注3)
項 目	チ ェ ッ ク 項 目	チ ェ ッ ク 項 目 に 係 る 説 明			
		<p>取り、両者に齟齬が無いことを確認し（一体のシステムで運営されている場合には必要ない）、ポジション枠等の管理規程の遵守状況をモニターするほか、リスク管理に係る体制の整備・運営、情報を収集・加工し取締役会等へ報告する等の役割を適切に実施しているか。また、リスク管理部門には取引のモニターに必要な人員を確保しているか。</p> <p>リスク管理部門では、期中損益（評価損益を含む）の出方に異常がないかどうか定期的に精査・分析を行っているか。</p> <p>[GD] 市場取引及びリスク管理手法の専門家を集めた独立のリスク管理部門を設置しているか。</p> <p>[CD、EU] 市場取引及びリスク管理手法の専門家を集めた独立のリスク管理部門を設置していることが望ましいが、そうでない場合には、例えば、企画部の中にリスク管理グループ等を設置していることなどにより対応しているか。</p> <p>※ 相互牽制機能の発揮のために次の点に留意しているか。</p> <p>① チーフ・ディーラーと事務管理部門担当者との馴れ合い等により、ディーラーが直接勘定系の操作をしたり、指示したりし得る立場になっていないか。</p> <p>② ベテラン・ディーラーであることから、上司（支店長や担当役員）から個人的にも信頼が厚く、他の行員から聖域化されていないか。特定の人材に依存する場合には、人的リスクが高くなることを認識し、注意深く管理しているか。</p> <p>③ 市場部門の責任者の下にコンファメーション班を置いたり、同一人が市場部門と事務管理部門の責任者を兼務するなど、組織上の分離が機能しないような運用になっていないか。</p> <p>④ 全ての情報が迅速、かつ正確にリスク管理部門に伝達されているか。リスク管理上、何か問題が発生した場合には、担当者又は部門内で処理されず、リスク管理部門等へ迅速、かつ正確に伝達されているか。</p> <p>⑤ 独立したリスク管理部門を設置し、また、専門性を持ったスタッフを配置しているなど、リスク管理情報が取引部門からの影響を受けることなく、担当取締役等に報告される体制となっているか。</p> <p>⑥ デイラーの取引状況については、24時間録音され、定期的に抽出等の方法により録音内容と取引記録の照合等を行っているか。</p> <p>録音済のテープは一定期間保管されているか（テープの保管・管理は、市場部門、事務管理部門から分離されたセクション（リスク管理部門等）、又は職責が分離された事務管理部門の他のセクションが担当しているか。）。なお、事務管理部門の電話も後日の確認のために、録音していることが望ましい。</p>	◎	内部 管 理	<p>る必要があることに留意する。</p>

検 査 マ ニ ュ ア ル 等			(注1)	(注2)	評 定 に お け る 着 眼 点 (例) (注3)
項 目	チ ェ ッ ク 項 目	チ ェ ッ ク 項 目 に 係 る 説 明			
		<p>なお、ディーラーの取引状況の録音内容とディーリング・チケット（取引記録）との照合を行う際には、ディーリング・チケットを録音内容によりチェックしていくのではなく、録音内容に該当するディーリング・チケットが全てあるかどうかチェックしているか。</p> <p>⑦ 在宅ディーリングは、営業時間外のリスク回避等のために限定された条件の下で行われているか。取引量、種類、ディーラーを特定して管理されているか（規定上も明文化されているか。）。また、アンサー・フォンの設置等により取引記録を録音管理しているか。</p> <p>⑧ ディーラーの取引状況の録音内容は、定期的にディーリング・チケットと照合していることをディーラーに周知徹底しているか。</p>	◎		
4. 情報伝達	(1) リスク管理部門の情報へのアクセス	(1) リスク管理部門は、各市場部門から直接、適切かつ包括的な取引情報等の内部データ及び市場データが入手できる体制となっているか。また、リスク管理部門は、各部門のミドル・オフィス等に対し直接、指揮・監督を行える体制となっているか。	○	内部 管 理	<ul style="list-style-type: none"> システムリスクに関する項目としての色彩が強いため、「市場関連リスク管理態勢」の評定上の優先度としては、低くなることに留意する。
	(2) ディーリング・サポート・システム等の整備	(2) [GD] 携わっている全ての主要商品について、ディーラー（又はユニット）毎、拠点毎のポジションがリアルタイム又は日次ベースで時価評価できるディーリング・サポート・システムを確保しているか。 [CD] 携わっている全ての主要商品について、ディーラー（又はユニット）毎、拠点毎のポジションについて、少なくとも日次ベースで時価評価できるディーリング・サポート・システムを確保しているか。	△		
	(3) 事務処理等に対応したコンピュータシステムの整備	(3) 携わっている全ての取引に係る基本的な事務処理、決済及び管理に十分対応できる勘定系・情報系のコンピュータシステムを確保し管理しているか。	△		
	(4) バックアップ体制の整備	(4) 実効性あるコンティンジェンシープランを含むバックアップ体制を整備しているか。	△		
	(5) システムの安全性確保	(5) システムの安全性確保について、システムへ権限のない者がアクセスすることを排除するため、入室制限やパスワードによるアクセス制限等の対策を講じているか。	△		
	(6) 情報のリスク管理部門への伝達	(6) 市場部門等は、全ての情報を、迅速、かつ、正確にリスク管理部門に伝達しているか。リスク管理上、何か問題が発生した場合には、担当者又は部門内で処理されず、リスク管理部門等へ迅速、かつ、正確に伝達されているか。	○		
	前回当局検査指摘事項の改善状況等			内	<ul style="list-style-type: none"> 経営陣が率先垂範して、実効性ある改善策の策定・実行に取り組むことが重要。弥縫策に留まっている場合には、改めて、経営陣の認識や不十分な

検 査 マ ニ ュ ア ル 等			(注1)	(注2)	評 定 に お け る 着 眼 点 (例) (注3)
項 目	チ ェ ッ ク 項 目	チ ェ ッ ク 項 目 に 係 る 説 明			
			◎	部 管 理	改善策に留まっている要因・背景を把握し、評定を行う。 ● 本項目に対する評価は、今回検査における指摘事項に対して金融機関による自主的な対応が期待できるかを判断する際の一要素となる。

評 定 段 階

8. 流 動 性 リ ス ク 管 理 態 勢

A :

流動性リスク管理態勢について、金融機関の規模や特性、特に資金繰りの逼迫度に応じた強固な管理態勢が経営陣により構築されている。認識される弱点は軽微であり、金融機関としての資金繰りに対する影響は小さい。

B :

流動性リスク管理態勢について、金融機関の規模や特性、特に資金繰りの逼迫度に応じた十分な管理態勢が経営陣により構築されている。軽微な弱点はあるものの、金融機関としての資金繰りに重大な影響を及ぼすものではなく、既に自主的に適切な対応がなされている、または、今後なされることが期待できる。

C :

流動性リスク管理態勢について、金融機関の規模や特性、特に資金繰りの逼迫度に応じたリスク管理としては不十分な管理態勢となっている。経営陣のリスクに対する管理能力は不十分であり、金融機関としての資金繰りに対する影響も認められるため、改善の必要がある。

D :

流動性リスク管理態勢について、金融機関の規模や特性、特に資金繰りの逼迫度に応じた経営陣によるリスクに対する管理態勢に欠陥がある、または、重大な欠陥が認められる。その結果、金融機関としての存続が脅かされるような資金繰り上の問題の発生が懸念される、または、そのような資金繰り上の問題が発生している状況にある。

流動性リスク管理態勢

(注1)：【評定上の優先度】◎最優先項目 ○優先項目 △それ以外の項目

(注2)：【ガバナンス上の位置付け】網掛け部分は、経営陣による統制に係る項目であり、ガバナンスを重視する観点からは特に評定上留意すべき部分である。

(注3)：「評定における着眼点(例)」に掲げられた項目は、実際に評定を行う際に特に着眼すべき事項を例示したものであり、検査で見るべき点を全て網羅しているものではない。検査においては、実態をよく見極めながら、例示されていない事項についても勘案していくことが必要である。

検査マニュアル等			(注1)	(注2)	評定における着眼点(例)(注3)
項目	チェック項目	チェック項目に係る説明			
○流動性リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト					
I. リスク管理に対する認識等 1. 取締役の認識及び取締役会等の役割	(1) 資金繰りリスクに対する理解	(1) 取締役は、資金繰りに支障をきたせば、場合によっては経営破綻に直結し、システミックリスクが顕在化するおそれがあることを理解しているか。	◎	経営陣による統制	<ul style="list-style-type: none"> 適切な流動性リスク管理態勢の確立に向けた代表取締役によるリーダーシップの発揮状況や他の取締役による牽制機能の発揮状況等については、取締役会等における議論の内容を踏まえた上で評定を行う必要があることに留意する。 経営陣の資金繰りリスクに対する理解を検証するために、まず経営陣が金融機関の資金繰りの逼迫度を把握しているかどうかを確認することが重要である。取締役会、経営会議、流動性リスクに関する委員会、ALM委員会等諸会議議事録の内容を確認する。 その上で、経営陣が、資金繰りの逼迫度を踏まえた戦略目標を定めているかどうか、金融機関の規模・特性に応じた実効性のある資金繰りリスク管理態勢を整備しているかどうか等に着眼する。
	(2) 資金繰りリスクを考慮した戦略目標	(2) 取締役会は、戦略目標を定めるに当たり、資金繰りリスクを考慮しているか。	◎		
	(3) 資金繰りリスク管理体制の整備	(3) 取締役会は、資金繰りリスクの管理に当たり、例えば、資金繰り管理部門とリスク管理部門を分離するなど、適切な資金繰りリスク管理を行うため、牽制機能が十分発揮される体制を整備しているか。 なお、資金繰り管理部門が、リスクの状況に応じて直接代表取締役に流動性確保のための方策を申し立てることが出来る体制となっているか。	◎		
	(4) リミットの設定及び見直し	(4) 代表取締役は、適切な資金繰り管理を行うため、資産運用の内容、調達状況等により、必要に応じ、リミットの設定及び見直しを行い取締役会に対して報告を行っているか。 また、取締役会は、報告を受けた内容が流動性リスク管理方針を遵守したものであったかを検証しているか。	◎		
2. 管理者の認識及び役割	(1) 資金繰りに関する規定の整備	(1) 資金繰り管理部門及びリスク管理部門の管理者は、資金繰りの状況をその資金繰りの逼迫度に応じて区分（例えば、平常時、懸念時、危機時等）し、各区分時における管理手法、報告方法、決裁方法等の規定を取締役会等の承認を得た上で整備しているか。	◎	内部管理	<ul style="list-style-type: none"> 資金繰りに関する規定の中で定められている逼迫度区分の認識基準が現実的なものかどうか、逼迫度区分に応じて定められている管理方法等が適切かつ現実的なものかどうかという点に着眼する。
	(2) 適切な資金繰り管理の実行	(2) 資金繰り管理部門の管理者は、流動性リスク管理方針及びリスク管理の規定に従い、資金繰りを適切に管理しているか。	◎		
II. 適切なリスク管理態勢の確立 1. リスクの認識と評価	(1) 資金繰りリスクに関する要因分析及び対応策の整備	(1) 資金繰り管理部門は、資金調達に影響を及ぼすと思われる自行の株価、風評等の情報を収集、分析し、対応策を策定しているか。 また、円貨・外貨別、国内拠点・海外拠点別に資金繰り管理部門が分かれている場合は、それぞれの資金繰りリスクを統合して管理しているか。	◎	内部管理	<ul style="list-style-type: none"> 資金繰りリスクに関し収集した情報を、現在の逼迫度区分の判定に反映させているかという点も踏まえた上で、評定を行う。
	(2) 連結対象子会社の流動性の状況把握	(2) 資金繰りリスクの管理に当たっては、連結対象子会社が資金繰り悪化により破綻した場合においても、当該金融機関に影響を与える可能性が大きいことから、その状況を把握・考慮した対応を行っているか。	◎		
2. 資金繰りリスク管理	(1) 流動性評価の実施及び資産・負債両面からのリスク	(1) 資金繰り管理部門は、資産・負債の両面から流動性についての評価を行うとともに、調達可能時点と金額、担保差入可能額と金額などの流動性の	◎		<ul style="list-style-type: none"> 貸出金や有価証券等の資産サイドと預金や市場調達等の負債サイドの運用・調達期間のミスマツ

検査マニュアル等			(注1)	(注2)	評価における着眼点(例)(注3)	
項目	チェック項目	チェック項目に係る説明				
	管理	確保状況を把握しているか。			子状況等の観点から見た流動性リスクを評価しているかどうかという点に着眼する。ALM委員会の議事録等の内容を確認する。	
	(2) 資金繰り管理の適切性	<p>(2)① 資金繰り管理部門は、下記の項目について必要に応じ管理し、資金繰りに対する影響を早期に把握した上で、円貨・外貨について、日次の資金繰り表、週次及び月次の資金繰り見通しを作成しているか（国際統一基準適用金融機関にあっては、これに加え、四半期ベースの資金繰り見通しをも作成しているか。また、国内基準適用金融機関にあっては、四半期ベースの資金繰り見通しを作成していることが望ましい。）。</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 大口資金移動の集中管理 ロ 市場性資金の調達管理 ハ 運用、調達の商品別、期間別構成の管理 ニ 担保繰りの管理 ホ 預金等の期落ち管理 ヘ 契約上の受信及び授信枠の残高管理 ト 支払準備資産の管理 チ キャッシュの管理（ATM等を含む） リ 各国通貨毎の資金繰りの管理 ヌ 各国通貨間の融通も考慮した資金繰りの管理 等 <p>② リスク管理部門は、下記の項目について必要に応じ管理し、資金繰りに対する影響を早期に把握した上で、取締役会等及び資金繰り管理部門に情報を提供するとともに、資金繰り管理部門を牽制しているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 預貸金計画と実績の管理並びにその分析 ロ 市場性資金の調達枠の管理 ハ 資金ギャップ枠の管理 ニ 契約上の受信及び授信枠の残高管理並びにその分析 ホ 特定先へ依存した調達状況の管理 ヘ 日銀への調達依存管理 等 	◎	内部管理	<ul style="list-style-type: none"> ● 資金繰り管理が、資金繰りの逼迫度に照らして適切なものであるかどうか、金融機関の規模・特性に応じた実効性のある資金繰り管理となっているかどうかという点に着眼する。 	
	(3) 資金繰りリスクの管理方法の適切性	<p>(3) 資金繰り管理部門は、各業務部門等の報告等を基に、運用予定額（ローン・保証等の実行予定額）、調達可能額（インターバンク・オープン市場における調達可能額、預金受入・解約見込額等）を把握しているか。</p> <p>また、運用予定額、調達可能額を把握するに当たっては下記の項目について考慮しているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① オフバランス取引（通貨スワップ等含む） ② コミットメントライン ③ 当座貸越契約 ④ 実態に応じた運用期間の把握（例えば、形式的には短期の運用となっているが、実態は長期の運用となっているものなど） ⑤ 特定先への調達依存状況（集中リスク） 	◎	経営陣による統制	<ul style="list-style-type: none"> ● 市場性資金調達を行っている金融機関においては、①市場性資金調達金額が減少傾向にないか、②市場性資金調達期間が短くなっていないか、③市場性資金調達先数が減少傾向にあり、特定先に集中していないか、という点をリスク管理部門が把握しているかということ踏まえて評価を行う。 ● 具体的な資金繰り管理方法については、資金繰りの逼迫度に照らして適切なものであるかどうか、金融機関の規模・特性に応じた実効性のある資金繰り管理方法となっているかどうかという点に着眼する。 	
				◎	内部管理	

検 査 マ ニ ュ ア ル 等			(注1)	(注2)	評 定 に お け る 着 眼 点 (例) (注3)
項 目	チ ェ ッ ク 項 目	チ ェ ッ ク 項 目 に 係 る 説 明			
		⑥ 日銀への調達依存状況 ⑦ 資金繰りの逼迫度（例えば、平常時、懸念時、危機時等） なお、マネーポジションの金融機関にあっては、資金ギャップ限度の設定・見直しを随時行っているか。			
	(4) 流動性リスクを考慮した業務運営等	(4) 各業務部門は、資金繰り管理部門が把握した資金繰りの状況に応じて、流動性リスクを考慮した業務運営を行っているか。	○	内部 管理	
	(5) 支払準備金及び資金調達手段の確保	(5) 資金繰り管理部門は、資金繰りの逼迫度（例えば、平常時、懸念時、危機時等）に応じた調達手段を確保しておくとともに、預金の払い戻し等に対する支払準備資産（手許現金、預け金等）を確保しているか。	◎		
3. 情報伝達	(1) 各業務部門等の資金繰り管理部門、リスク管理部門に対する報告	(1) 各業務部門等は、資金繰り管理部門、リスク管理部門との連携を密にし、大口の資金移動等の報告を迅速・的確に行っているか。 また、資金繰りに大きな見込み違いが生じないよう、営業店等が回金予想額を把握し、資金繰り管理部門に報告しているか。なお、リスク管理部門は随時直接情報を入手出来る権限、システム等を装備していることが望ましい。	◎		
	(2) リスク管理部門の取締役会等に対する報告	(2) リスク管理部門は、Ⅱの2の(2)の②により把握した情報を定期的及び状況に応じ随時、代表取締役及び担当取締役に報告し、取締役会等に対しても定期的及び状況に応じ随時、報告しているか。	◎	経営 陣 に よ る 統 制	
	(3) 資金繰り管理部門の取締役会等に対する報告	(3) 資金繰り管理部門は、資金繰りの現状及び予測について、定期的（週一回）及び逼迫度の状況に応じ随時、代表取締役、担当取締役に報告し、取締役会等に対しても定期的及び状況に応じ随時、報告しているか。	◎		
	(4) 資金繰りリスク管理のためのシステムの整備	(4) 資金繰り管理部門及びリスク管理部門は、適切な状況把握及びリスク管理を行うためのシステムを装備していることが望ましい。	○	内部 管理	
4. 危機管理体制の確立	(1) 流動性危機時の対応策の整備	(1) 資金繰り管理部門及びリスク管理部門は、流動性危機時の対応策の策定、重要な見直しに当たっては、取締役会の承認を受けているか（上記以外の見直しに当たっては、取締役会等の承認を受けているか。）。 対応策の内容としては、連絡・報告体制（直接代表取締役に報告される体制等）、対処方法（調達手段の確保）、決裁権限・命令系統等を含んでいるか。また、適時対応策を見直し、常時対応可能なものとしているか。	◎	経営 陣 に よ る 統	<ul style="list-style-type: none"> 流動性危機時には、一般的に市場性資金調達が困難な状況に陥っており、資産サイドでは、新規貸出の抑制や貸出金の回収、資産流動化取引の実施、政策保有株式の売却等の対応策がとられ、負債サイドでは大口預金の流出防止等の対応策がとられるが、当該金融機関の資産負債の内容から考えて現実的な対応策が設けられているかという点

検 査 マ ニ ュ ア ル 等			(注1)	(注2)	評 定 に お け る 着 眼 点 (例) (注3)
項 目	チ ェ ッ ク 項 目	チ ェ ッ ク 項 目 に 係 る 説 明			
	(2) 調達手段の確保	(2) 資金繰り管理部門は、国内外において即時売却可能あるいは担保として利用可能な資産（国債など）の保有や円投入、円転換等による調達可能時点・金額を常時把握するとともに、各中央銀行、市中金融機関から調達が行えるよう借入枠を設定するなど、危機時を想定した調達手段を確保しているか。 また、危機時において、有価証券の処分など、資金調達のための資産の流動化が円滑に行えるよう、常時、取引環境等に配慮しているか。	◎	制 内部 管理	に着眼する。
	前回当局検査指摘事項の改善状況等		◎	内部 管理	<ul style="list-style-type: none"> ● 経営陣が率先垂範して、実効性ある改善策の策定・実行に取り組むことが重要。弥縫策に留まっている場合には、改めて、経営陣の認識や不十分な改善策に留まっている要因・背景を把握し、評定を行う。 ● 本項目に対する評価は、今回検査における指摘事項に対して金融機関による自主的な対応が期待できるかを判断する際の一要素となる。

評 定 段 階

9. オペレーショナル・リスク管理態勢

A :

オペレーショナル・リスク管理態勢について、金融機関の規模や特性に応じた強固な管理態勢が経営陣により構築されている。認識される弱点は軽微であり、金融機関としての健全性等に対する影響は小さい。

B :

オペレーショナル・リスク管理態勢について、金融機関の規模や特性に応じた十分な管理態勢が経営陣により構築されている。軽微な弱点はあるものの、金融機関としての健全性等に重大な影響を及ぼすものではなく、既に自主的に適切な対応がなされている、または、今後なされることが期待できる。

C :

オペレーショナル・リスク管理態勢について、金融機関の規模や特性に応じたリスク管理としては不十分な管理態勢となっている。経営陣のリスクに対する管理能力は不十分であり、顧客に影響を及ぼすシステムダウンや、軽微ではない事務過誤等が認められるなど、金融機関としての健全性等に対する影響も認められるため、改善の必要がある。

D :

オペレーショナル・リスク管理態勢について、経営陣によるリスクに対する管理態勢に欠陥がある、または、重大な欠陥が認められる。その結果、金融機関としての存続が脅かされるような重大なシステムダウンや事務過誤等の発生が懸念される、または、そのようなシステムダウンや事務過誤等が発生している状況にある。

オペレーショナル・リスク管理態勢

(注1)：【評定上の優先度】◎最優先項目 ○優先項目 △それ以外の項目

(注2)：【ガバナンス上の位置付け】網掛け部分は、経営陣による統制に係る項目であり、ガバナンスを重視する観点からは特に評定上留意すべき部分である。

(注3)：「評定における着眼点(例)」に掲げられた項目は、実際に評定を行う際に特に着眼すべき事項を例示したものであり、検査で見るとすべき点を全て網羅しているものではない。検査においては、実態をよく見極めながら、例示されていない事項についても勘案していくことが必要である。

検査マニュアル等			(注1)	(注2)	評定における着眼点(例)(注3)
項目	チェック項目	チェック項目に係る説明			
○事務リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト					
I. リスク管理に対する認識等 1. 取締役の認識及び取締役会等の役割	取締役のリスク管理の理解と認識	取締役は、全ての業務に事務リスクが所在していることを理解し、事務リスクを軽減することの重要性を認識し適切な方策を講じているか。	◎	経営陣による統制	<ul style="list-style-type: none"> 適切な事務リスク管理態勢の確立に向けた代表取締役によるリーダーシップの発揮状況や他の取締役による牽制機能の発揮状況については、取締役会等における議論の内容を踏まえた上で評定を行う必要があることに留意する。
2. 管理者の認識及び役割	管理者のリスク管理の理解及び認識	管理者は、事務リスクを軽減することの重要性を自覚し、各部門の担当者に事務リスク軽減の重要性及び軽減のための方策を認識させ適切な方策を講じているか。 また、事務リスクを把握するに当たっては、業務上の損失の潜在的規模と業務上の損失の発生可能性との観点等から分析し、例えば、予想損失額を計量化するなど、リスクを適切に評価していることが望ましい。	○		<ul style="list-style-type: none"> 予想損失額等リスク量の計測等が難しい中小規模の金融機関については、業務上の損失額の把握を行っていることが望ましい。
II. 監査及び問題点の是正 1. 内部監査	内部監査の手法及び内容	① 内部監査部門は、事務リスク管理態勢を監査するための内部監査の実施要領等を作成しているか。また、内部監査部門は、事務部門等が作成した各業務部門等の本部部門及び営業店等による自店検査等の実施基準、実施要領について確認しているか。 ② 内部監査部門は、内部監査の結果等を分析し、これを的確に各業務部門及び営業店へ通知しているか。 また、各業務部門管理者及び営業店長等は、内部監査の結果等を事務水準の向上に役立てているか。	○	内部管理	<ul style="list-style-type: none"> 内部監査に係る評定に当たっては、単に事務不備の指摘に留まらず、事務不備が発生した原因の分析等プロセスチェックを実施しているかどうかという点に着眼する。
2. 問題点の是正	取締役会及び管理者への問題点の報告	取締役会に対して、内部監査結果、その他必要な事項を定期的（必要に応じ随時）に報告しているか。特に経営に重大な影響を与える不祥事件については、その都度報告しているか。 また、代表取締役に対し、事務ミス の頻度、重要度、原因、改善策等について正確かつ具体的に記載した報告を行っているか。	○		
3. 不祥事件等	(1) 不祥事件	(1)① 不祥事件については、監督当局への報告を行い、さらに法令に従い適切に処理しているか。なお、刑罰法令に抵触している恐れのある事実については速やかに警察等関係機関等への通報を行っているか。			<ul style="list-style-type: none"> 不祥事件については、「法令等遵守態勢」における項目とする。

検 査 マ ニ ュ ア ル 等			(注1)	(注2)	評 定 に お け る 着 眼 点 (例) (注3)
項 目	チ ェ ッ ク 項 目	チ ェ ッ ク 項 目 に 係 る 説 明			
		② 経営に重大な影響を与えるような問題については、速やかに事務部門、内部監査部門へ報告するとともに、取締役会に報告しているか。 ③ 不祥事件の調査・解明は、事件とは独立した部門（内部監査部門等）で行っているか。 また不祥事件の発生の原因を分析し、未然防止の観点から各業務部門長及び営業店長に分析結果を還元するとともに、再発防止のための措置を速やかに講じているか。 ④ 不祥事件の事実関係の調査、関係者の責任追求、監督責任の明確化を図る体制を整備しているか。	◎	内部 管 理	<ul style="list-style-type: none"> 顧客からの苦情等については、「顧客保護等管理態勢」における項目とする。
	(2) 顧客からの苦情等	(2)① 顧客からの苦情等（不祥事件につながる恐れのある問い合わせ等も含む）については、その処理の手続を定めているか。 ② 顧客からの苦情等（不祥事件につながる恐れのある問い合わせ等も含む）は、処理の手続に従い事務部門及び関係業務部門と連携のうえ、速やかに処理を行っているか。 ③ 顧客からの苦情等（不祥事件につながる恐れのある問い合わせ等も含む）の内容は、処理結果も含めて、記録簿等により記録・保存するとともに、定期的に事務部門、内部監査部門に報告しているか。 ④ 経営に重大な影響を与えるような問題については、速やかに事務部門、内部監査部門へ報告するとともに、取締役会に報告しているか。	◎		
Ⅲ. 事務リスク管理態勢 1. 事務部門の役割	(1) 事務部門の組織整備	(1)① 事務規定等を整備する部署を明確化しているか。 ② 事務指導及び研修を行う部署を明確化し、その機能を十分に発揮できる体制を整備しているか。 ③ 事務部門では、事務処理に係る営業店からの問い合わせ等に迅速かつ正確に対応できる体制を整備しているか。 ④ 事務部門は、営業推進部門から独立し、十分に牽制機能が発揮される体制を整備しているか。	○	内部 管 理	<ul style="list-style-type: none"> 事務部門の組織整備については、金融機関の規模・特性を踏まえた上で、実効性のある組織整備が行われているかという点に着眼する。
	(2) 規定の整備状況	(2)① 事務規定は、網羅的にかつ法令等に則ったものとなっているか。 また、規定外の取扱及び規定の解釈に意見の相違があった場合の処理手続を明確化しているか。 ② 事務部門は、業務内容についての分析を行い、事務リスクの所在を確定し、そのリスクが生じないような規定を整備しているか。 ③ 事務規定は、特に、現金・現物・重要書類・便宜扱い等の異例扱い等について、明確に定めているか。 ④ 事務規定は、営業店の事務だけではなく、その他各業務部門の事務についても定めているか。 ⑤ 事務規定を、監査結果、不祥事件、苦情・問い合わせ等で把握した問題点を踏まえ、必要に応じて見直し、改善しているか。	○		
					<ul style="list-style-type: none"> 金融機関の規模・特性を踏まえた上で、実効性

検 査 マ ニ ュ ア ル 等			(注1)	(注2)	評 定 に お け る 着 眼 点 (例) (注3)
項 目	チ ェ ッ ク 項 目	チ ェ ッ ク 項 目 に 係 る 説 明			
		⑥ 事務規定を、法令等の外部環境が変化した場合等についても、必要に応じて見直し、改善しているか。			<p>のある内部管理態勢が構築されているかという点に着眼する。</p> <p>自店検査や内部監査で不備が露見している場合や異例扱いが多発しているような場合には、事務不備等の原因分析等のプロセスチェックを行った上で、適切な改善策がとられ、結果として、事務不備等が減少傾向にあるかという点にも着眼する。</p> <p>● 適切な事務リスク管理態勢の確立に向けた営業店長によるリーダーシップの発揮状況を踏まえた上で評価を行う。</p> <p>● 顧客保護については、「顧客保護等管理態勢」における項目とする。</p>
	(3) 内部管理	(3) 事務部門は、 ① 営業店の事務管理態勢を常時チェックする措置を講じているか。 ② 営業店長が、不正なことを隠蔽しないような体制を整備しているか。 ③ 内部監査部門等と連携して営業店の事務水準の向上を図っているか。 ④ 外部委託事務について、その委託した事務の内容等に応じ、事務リスクを適切に管理しているか。	○		
2. 営業店の役割	(1) 営業店長の役割	(1) 営業店長は、 ① 事務処理について生ずるリスクを常に把握しているか。 ② 適正な事務処理・規定等の遵守状況、各種リスクが内在する事項についてチェックを行っているか。 ③ 精査・検印担当者自身が業務に追われ、精査・検印が本来の機能を発揮していないことがないように努めているか。 ④ 自店の事務処理上の問題点を把握し、改善しているか。 ⑤ 特に便宜扱い等の異例扱いについて、厳正に対処しているか。 ⑥ 規定外の取扱を行う場合については、事務部門及び関係業務部門と連携のうえ責任をもって処理をしているか。	○	内部管理	
	(2) 厳正な事務管理	(2)① 事務処理を、厳正に行っているか。 ② 精査・検印は、形式的、表面的であってはならず、実質的で厳正に行っているか。 ③ 現金事故は、発生後直ちに営業店長へ連絡し、かつ事務部門・内部監査部門等必要な部門に報告しているか。 ④ 取引の開始、大口現金取引等に当たっては、当局の定める基準に従い、厳格に本人確認を行っているか。 ⑤ 便宜扱い等異例扱いについては、必ず営業店長又は役席等の承認を受けた後に処理しているか。 ⑥ 規定外の取扱を行う場合には、事務部門及び関係業務部門と連携のうえ、必ず営業店長の指示に基づき処理をしているか。	○		
	(3) 顧客保護	(3)① 顧客に対して公正な事務処理を行っているか。 ② 顧客との取引に当たっては、取引の内容等を顧客に対し、適切かつ十分な説明を行っているか。 ③ 特に、顧客自身がリスクを負っている商品の販売に当たっては、顧客に対し、適切かつ十分な説明を行い、必要に応じて顧客から説明を受けた旨の確認を行っているか。 ④ 顧客情報は法的に許される場合及び顧客自身の同意がある場合を除き、第三者に開示していないか。	◎		

検 査 マ ニ ュ ア ル 等			(注1)	(注2)	評 定 に お け る 着 眼 点 (例) (注3)
項 目	チ ェ ッ ク 項 目	チ ェ ッ ク 項 目 に 係 る 説 明			
		⑤ さらに、融資先の財務情報など、個別企業に関わる情報については、特に厳重かつ慎重に取り扱っているか。			<ul style="list-style-type: none"> 顧客管理については、「法令等遵守態勢」、「顧客保護等管理態勢」における項目とする。
	(4) 顧客管理	(4) 顧客の本人確認を行うなど、顧客管理体制を整備しているか。 ① 顧客管理に関する責任者を置くなど責任体制を確立しているか。 ② テロ資金供与又はマネー・ロンダリングに係る疑いのある取引に関する情報について、本部の統括部門に対し速やかに報告しているか。 ③ 顧客管理の方法等に関し、例えば、マニュアルを各職員に配布するとともに、定期的に研修を実施するなど職員等に対し周知徹底を図っているか。 ④ 顧客の本人確認に関する記録及び顧客との取引に係る記録を速やかに作成し、法令に定められた期間、適切に保存しているか。 なお、本部において、各営業店で作成された顧客の本人確認に関する記録及び顧客との取引に関する記録が保存されている場合には、各営業店から本部にそれらの記録が確実に移送され、本部において適切に保存されているか検証する。	◎	内部管理	
	(5) 自店検査の機能発揮	(5) 実施基準、実施要領に基づき、実効性ある自店検査を実施しているか。また、その結果を内部監査部門へ報告しているか。	○		
IV. 事務取扱等	(1) 内部業務 (2) 渉外業務 (3) 預金関係業務 (4) 貸出金関係業務 (5) 証券関係業務 (6) 保険関係業務 (7) その他	【省略】		△	

■ 関連項目					
○ 市場関連リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト					
II. 適切なりスク管理態勢の確立 2. 管理業務 (1) 市場リスクの管理 ⑦ 事務管理	(1) 規定に従った事務処理	(1) 為替、資金、証券取引等及びこれらの派生商品取引については、各取引の規定・マニュアルに沿った取扱いを行っているか。例えば、 ① 事務管理部門が、全ての取引を漏れなく把握しているか。(例えばシステム入力の最終確認、チケットの打刻や連続番号による確認等) ② 取引内容の入力は遅滞なく行われているか。 ③ 確認・調整段階で検出されたディーリング・チケットの誤りの修正は管理者によって承認されているか。 ④ 処理が将来行われるため未完扱いとされているディーリング・チケットは、適切に管理・記録されているか。 ⑤ 取引担当者以外の者がコンファーマーションを送受しているか。	○	内部管理	<ul style="list-style-type: none"> 市場取引の規模・特性を踏まえた上で、実効性のある内部管理態勢が構築されているかという点に着眼する。

検 査 マ ニ ュ ア ル 等			(注1)	(注2)	評 定 に お け る 着 眼 点 (例) (注3)
項 目	チ ェ ッ ク 項 目	チ ェ ッ ク 項 目 に 係 る 説 明			
		⑥ コンファーマーションとディーリング・チケットの照合は適切に行われているか。 ⑦ ディーリング・チケット、ディーリング・シート、コンファーマーション等の保存・保管状況は適切か。 なお、市場部門及び事務管理部門の個々の取引記録等の証拠書類については、内部監査部門のチェックを受けることとし、規定に定められている保存年限（最低限1年以上）に基づいて保存しているか。	○	内部 管 理	
	(2) データの突合	(2) 市場部門と事務管理部門における取引データの突合を行うとともに、誤差等がある場合には、速やかにその原因究明を行い、予め定められた方法に基づき補完しているか。例えば、証券取引においては、市場部門でのディーリング・システムによるポジションと事務管理部門での証券会社及びカストディ部門等との確認後の勘定系の証券保有残高との照合を定期的（最低限月1回）に行っているか。	○		

○システムリスク管理態勢の確認検査用チェックリスト

I. リスク管理に対する認識等 1. 取締役の認識及び取締役会等の役割	(1) リスクに対する認識等	(1) 取締役会は、コンピュータシステムのネットワーク化の進展等により、リスクが顕在化した場合、その影響が連鎖し、広域化・深刻化する傾向にあるなど、経営に重大な影響を与える可能性があるということを十分踏まえ、リスク管理体制を整備しているか。	◎	経営 陣 に よ る 統 制	<ul style="list-style-type: none"> 適切なシステムリスク管理態勢の確立に向けた代表取締役によるリーダーシップの発揮状況や他の取締役による牽制機能の発揮状況については、取締役会等における議論の内容を踏まえた上で評定を行う必要があることに留意する。 システムリスクの管理については、他のリスク管理に比し特に規模やリスク特性、金融機関の目指すビジネスモデル(ネット専業銀行等)、業務の外部委託の形態によって大きく管理体制・管理レベル・手法に差異が生じるものと考えられるが、実効性のある管理態勢が構築されているかという点に着眼する。 金融業の情報産業化に伴い、経営戦略とシステム戦略とは不可分の関係となっているが、システム戦略方針の検証に当たり、経営判断に関する事項に過度に立ち入らないように留意する。 過去のシステムリスク上の問題点を踏まえた上で、適宜セキュリティポリシー等の見直しを行い、より実効性のあるリスク管理方針を確立しているかという点に着眼する。
	(2) 金融機関全体の経営方針に沿った戦略目標の明確化	(2) 取締役会は、戦略目標を定めているか。戦略目標には、情報技術革新を踏まえ、経営戦略の一環としてシステムを捉えるシステム戦略方針を含んでいるか。 システム戦略方針には、①システム開発の優先順位、②情報化推進計画、③システムに対する投資計画等を定めているか。	◎		
	(3) リスク管理の方針の確立	(3) 取締役会は、リスク管理の基本方針を定めているか。リスク管理の基本方針には、セキュリティポリシー（組織の情報資産を適切に保護するための基本方針）及び、外部委託に関する方針を含んでいるか。 セキュリティポリシーには、①保護されるべき情報資産、②保護を行うべき理由、③それらについての責任の所在等を定めているか。	◎		

検 査 マ ニ ュ ア ル 等			(注1)	(注2)	評 定 に お け る 着 眼 点 (例) (注3)
項 目	チ ェ ッ ク 項 目	チ ェ ッ ク 項 目 に 係 る 説 明			
		外部委託に関する方針は、委託業務に関する事故であっても顧客に対しては、責任を免れない可能性があることが十分認識されたうえで定められているか。			
Ⅱ. 適切なリスク管理態勢の確立 1. リスクの認識と評価	(1) 管理すべきリスクの所在、種類の特定	(1)① 勘定系・情報系・対外系・証券系・国際系といった業務機能別システムのリスクの評価を含め、システム全般に通じるリスクを認識・評価しているか。 ② システム部門以外において独自にシステムを構築する場合においても当該システムのリスクを認識・評価しているか。 ③ ネットワークの拡充（インターネット、電子メール）及びPC（パソコン）の普及等によりリスクが多様化・増加していることを認識・評価しているか。	○	内部 管 理	● 相互牽制体制の構築については、金融機関の規模・特性を踏まえ、実効性あるものとなっている必要があることに留意する。
	(2) インターネットを利用した取引に係るリスクの認識と評価	(2) インターネットを利用した取引においては、非対面性、トラブル対応、第三者の関与等の問題が特に顕在化する可能性があるなど、インターネットを利用した取引のリスクの所在を理解し、当該リスクを認識・評価しているか。	◎		
2. 職責の分離	相互牽制体制の構築	① 国際統一基準適用金融機関にあつては、個人のミス及び悪意を持った行為を排除するため、システム開発部門と運用部門の分離分担を行っているか。また、海外拠点においては、下記②によるものとしてもよい。 ② 国内基準適用金融機関にあつては、上記①により分離分担を行っていることが望ましいが、要員数の制約から業務部門を開発部門と運用部門に明確に分離することが困難な場合には、開発担当と運用担当を定期的にローテーションすること等により相互牽制を図っているか。 ③ また、上記①、②に関わらず、EUC（エンドユーザーコンピューティング）等開発と運用の組織的分離が困難なシステムについては、内部監査部門等により牽制を図っているか。	◎		
Ⅲ. 監査及び問題点の是正 1. 内部監査	(1) 内部監査部門の体制整備	(1)① システム部門から独立した内部監査部門が定期的にシステム監査を行っているか。 ② 内部監査部門は、システム関係に精通した要員を確保しているか。また、必要に応じてシステム監査とシステム以外の監査を連携して行うことができる体制となっているか。	○	内部 監 査	● システムリスクに対する内部監査については、実質的に内部監査の外部委託が行われている場合があるが、内部監査機能を専門性の観点からの強化を図るために外部委託を行うことを明確にした上で、外部委託先に全てを任せるのではなく、外部委託先の監査内容について適切な管理を行っているかという点に着眼する。
	(2) 内部監査部門の監査の手法及び内容	(2)① 監査対象は、システムリスクに関する業務全体をカバーしているか。 ② システム部門及び独自にシステムを構築している部門におけるリスクの管理状況を把握した上、リスクの種類・程度に応じて、定期的に内部監査を行っているか。 ③ 営業店等システム部門以外でのコンピュータ機器（端末機・ATM等）の使用に対する手続きは、システムリスクの観点からのチェックをしているか。	○		

検 査 マ ニ ュ ア ル 等			(注1)	(注2)	評 定 に お け る 着 眼 点 (例) (注3)
項 目	チ ェ ッ ク 項 目	チ ェ ッ ク 項 目 に 係 る 説 明			
		④ 内部監査を行うに当たっては、監査証跡（処理内容の履歴を跡付けることができるジャーナル等の記録）の確認等、システムの稼働内容について裏付けをとっておくことが望ましい。			<ul style="list-style-type: none"> 経営陣に、システムに精通した人材が確保されていない場合は、専門性を補うために効果的な対策をとっているかという点に着眼する。
2. 外部監査	外部監査の活用	国際統一基準適用金融機関にあつては、システムリスクについて、定期的に会計監査人等による外部監査を受けているか。（国内基準適用金融機関にあつても受けていることが望ましい。）	○	外部監査	
IV. 企画・開発体制のあり方 1. 企画・開発体制	(1) 企画・開発体制	(1)① 信頼性が高くかつ効率的なシステム導入を図る企画・開発のための規定を整備しているか。 ② 機械化委員会等の横断的な審議機関を設置していることが望ましい。 ③ 中長期の開発計画を策定しているか。 ④ システムへの投資効果を検討し、システムの重要度及び性格を踏まえ、必要に応じ（システム部門全体の投資効果については必ず）、取締役会に報告しているか。 ⑤ 開発案件の検討・承認ルールが明確になっているか。 ⑥ 本番システムの変更案件も承認のうえ実施しているか。	◎	経営陣による統制	
	(2) 開発管理	(2)① 開発に関わる書類やプログラムの作成方式は、標準化されているか。 ② 開発プロジェクトごとに責任者を定め、システムの重要度及び性格を踏まえ取締役会等が進捗状況をチェックしているか。	◎		
	(3) 規定・マニュアルの整備	(3)① 設計、開発、運用に関する規定・マニュアルが存在しているか。 ② 業務実態に即した見直しを実施しているか。 ③ 設計書等は開発に関わる書類作成の標準規約を制定し、それに準拠して作成していることが望ましい。 ④ 開発に当たっては、監査証跡（処理内容の履歴を跡付けることができるジャーナル等の記録）を残すようなシステムとすることが望ましい。 ⑤ マニュアル及び開発に関わる書類等は、専門知識のある第三者に分かりやすいものとなっているか。	△	内部管理	
	(4) テスト等	(4)① テストは適切かつ十分に行われているか。 ② テストやレビュー不足が原因で、長期間顧客に影響が及ぶような障害や経営判断に利用されるリスク管理用資料等の重大な誤算が発生しないようなテスト実施体制を整備しているか。 ③ テスト計画を作成しているか。 ④ 総合テストには、ユーザー部署も参加していることが望ましい。 ⑤ 検収に当たっては、内容を十分理解できる役職員により行われているか。	○		
	(5) 人材の養成	(5)① 人材の養成に当たっては、開発技術の養成だけでなく、開発対象とする業務に精通した人材の養成を行っているか。	○		

検 査 マ ニ ュ ア ル 等			(注1)	(注2)	評 定 に お け る 着 眼 点 (例) (注3)
項 目	チ ェ ッ ク 項 目	チ ェ ッ ク 項 目 に 係 る 説 明			
		② デリバティブ業務、電子決済、電子取引等、専門性の高い業務分野や新技術について、精通した開発要員を養成していることが望ましい。			
2. 新規分野への進出	新規分野への進出	新規分野・新技術について、情報収集・研究等が行われ、経営戦略上の位置づけについて検討していることが望ましい。	△		
V. 体制の整備 1. 管理体制	(1) セキュリティ管理体制	(1)① 定められた方針、基準、及び手順に従ってセキュリティが守られているかを適正に管理するセキュリティ管理者を設置しているか。 (注)【省略】 ② セキュリティ管理者は、システム、データ、ネットワーク管理体制を統括しているか。	◎		<ul style="list-style-type: none"> セキュリティ管理体制については、金融機関の規模・特性を踏まえ、実効性あるものとなっている必要があることに留意する。 データ管理体制については、金融機関の規模・特性を踏まえ、実効性あるものとなっている必要があることに留意する。
	(2) システム管理体制	(2)① システムの安全かつ円滑な運用と不正防止のため、システムの管理手順を定め、適正に管理するシステム管理者を設置しているか。 ② システム管理者は、システム単位あるいは業務単位で設置していることが望ましい。 ③ それぞれシステムの資産調査は定期的に行い、適正なスクラップアンドビルドを行っているか。 ④ 本部・営業店・コンピュータセンターについて、それぞれの設備・機器も適切かつ十分に管理する体制を整備しているか。 ⑤ 社外に持ち出すコンピュータに対する適切かつ十分な管理体制を整備しているか。 ⑥ システム部門以外で独自にシステムを構築しているシステムについても、システム管理者を定めているか。	△	内部 管 理	
	(3) データ管理体制	(3)① データについて機密性、完全性、可用性の確保を行うためにデータ管理者を設置しているか。 ② データの管理手順及び利用承認手続等を規定・マニュアルとして定め、関係者に周知徹底させることにより、データの安全で円滑な運用を行っているか。 ③ データ保護、データ不正使用防止、不正プログラム防止策について適切かつ十分な管理体制を整備しているか。	◎		
	(4) ネットワーク管理体制	(4)① ネットワーク稼働状況の管理、アクセスコントロール及びモニタリング等を適切に管理するために、ネットワーク管理者を設置しているか。 ② ネットワークの管理手順及び利用承認手続等を規定・マニュアルとして定め、関係者に周知徹底させることにより、ネットワークの適切かつ効率的で安全な運用を行っているか。 ③ ネットワークがダウンした際の代替手段を考慮しているか。	○		
	(5) インターネットを利用した取引の管理体制	(5)① 顧客からの苦情・相談等を受け付ける体制を構築しているか。 ② システムのダウンまたは不具合により、適正な処理がなされなかった場合、それを補完する体制を整えているか。また、システムダウン等が			

検 査 マ ニ ュ ア ル 等			(注1)	(注2)	評 定 に お け る 着 眼 点 (例) (注3)
項 目	チ ェ ッ ク 項 目	チ ェ ッ ク 項 目 に 係 る 説 明			
		<p>発生した場合の責任分担のあり方についても、明確に示しているか。</p> <p>③ リンク等によって生じうるサービス提供主体についての誤認を防止するための対策を講じているか。</p> <p>④ 自行の財務や業務の内容に関する情報及びインターネットを利用した取引において提供するサービスの内容について、例えばホームページにおいて開示しているか。</p> <p>⑤ マネー・ローンダリング防止等の観点から本人確認を行っているか。</p> <p>⑥ 顧客情報の漏洩、外部侵入者及び内部の不正利用による顧客データの改竄、書き換え等を防止する体制を整えているか。</p> <p>⑦ インターネットを利用した取引が非対面であるということに鑑み、顧客との取引履歴等について改竄・削除等されることなく、必要に応じて一定期間保存されているか。</p> <p>⑧ 利用者自身が使用状態を確認できる機能を設け、利用者を不正使用から守っているか。</p>	○		
2. システム 運用体制	(1) 職務分担の明確化	(1)① データ受付、オペレーション、作業結果確認、データやプログラムの保管の職務分担は明確になっているか。 ② 運用担当者が担当外のデータやプログラムにアクセスすることを禁じているか。	△	内部 管理	
	(2) システムオペレーション 管理	(2)① 所定の作業は、スケジュール表、指示表などに基づいてオペレーションを実施しているか。 ② 承認を受けた作業スケジュール表、作業指示書に基づいてオペレーションを実施しているか。 ③ オペレーションは、全て記録され、かつ管理者は、チェック項目を定め点検しているか。 ④ 重要なオペレーションは、複数名による実施が可能となることが望ましく、また、可能な限り自動化することが望ましい。 ⑤ オペレーションの処理結果を管理者がチェックするためのレポート出力機能や、作業履歴を取得し、保存する機能を備えているか。 ⑥ 開発担当者によるオペレーションへのアクセスを原則として禁じているか。障害発生時等でやむを得ず開発担当者がアクセスする場合には、当該オペレーションの管理者による開発担当者の本人確認及びアクセス内容の事後点検を行っているか。	○		
	(3) トラブル管理	(3)① トラブル発生時には、記録簿等に記入し、必要に応じ本部に報告が行われる体制を整備しているか。 ② トラブル内容の定期的な分析を行い、それに応じた対応策をとっているか。 ③ 経営に重大な影響を与えるような重要なトラブルの場合には、速やか	○		

検 査 マ ニ ュ ア ル 等			(注1)	(注2)	評 定 に お け る 着 眼 点 (例) (注3)
項 目	チ ェ ッ ク 項 目	チ ェ ッ ク 項 目 に 係 る 説 明			
		に本部と連携し、問題の解決を図るとともに取締役会に報告しているか。			
	(4) 顧客等のデータ保護	(4)① 法的に許される場合及び顧客自身の同意がある場合を除き、原則として顧客データを第三者に開示することを禁止しているか。顧客データの取扱については、管理責任者、管理方法及び取扱方法を定め、適切に管理しているか。 ② 顧客データへの不正なアクセス又は顧客データの紛失、破壊、改ざん、漏洩等の危険に対して、適切な安全措置を講じているか。 ③ 顧客データ以外の重要な情報についても、管理責任者、管理方法等を定め、適切に管理しているか。	◎	内部 管 理	● 顧客等のデータ保護については、「顧客保護等管理態勢」における項目とする。
	(5) 不正使用の防止	(5)① 不正使用防止のため、業務内容や接続方法に応じ、接続相手先が本人若しくは正当な端末であることを確認する体制を整備しているか。 ② 不正アクセス状況を管理するため、システムの操作履歴を監査証拠として取得し、事後の監査を可能とするとともに、定期的にチェックしているか。 ③ 端末機の使用及びデータやファイルのアクセス等の権限については、その重要度に応じた設定・管理方法を明確にしているか。	○		
	(6) コンピューターウイルス等	(6) コンピューターウイルス等の不正なプログラムの侵入を防止する方策を取っていると同時に、万が一侵入があった場合速やかに発見・除去する体制を整備しているか。 【例示：省略】	△		
VI. 外部委託管理	(1) 外部委託業務に関する計画・実行	(1) システムにかかる外部委託業務の計画・実行に当たっては、外部委託を行う範囲の決定及びリスク管理の具体策を策定しているか。	○		● 共同センター等を利用している場合等システムを外部委託している場合は、システムダウン等で当該金融機関の顧客利便に支障が生じることを十分に認識した上で、外部委託に係る管理者の設置、モニタリング、検証体制等の外部委託に係る管理態勢が整備されているかという点に着眼する。
	(2) 外部委託業務のリスク管理	(2)① 外部に委託しているシステム及び業務を適切に管理する管理者を設置しているか。 ② 外部に委託している業務についてリスク管理が十分できるような体制（リスクの認識・評価体制、是正等）を契約等によって構築しているか。 ③ 委託先と守秘義務契約を締結しているか。 ④ 委託先社員等が接することができるデータには、必要に応じて一定の制限を設けているか。 ⑤ 外部委託した業務及び業者について定期的に評価を行っているか。 なお、外部委託した業務について、業務の内容等に応じ、第三者機関の評価を受けていることが望ましい。	○		
	(3) 問題点の是正	(3) 認識された問題点については、外部委託先と連携して速やかに是正しているか。	○		
VII. 防犯・防災・バックアップ・不	(1) 防犯対策	(1)① 犯罪を防止するため、防犯組織を整備し、責任者を明確にしているか。 ② コンピュータシステムの安全性を脅かす行為を防止するため、入退室管理・重要鍵管理等、適切かつ十分な管理を行っているか。	◎		● 経営陣が自らリーダーシップをもって、防犯・防災対策等の危機管理対策を講じ、業務継続体制の整備を図っているかに着眼する。

検 査 マ ニ ュ ア ル 等			(注1)	(注2)	評 定 に お け る 着 眼 点 (例) (注3)
項 目	チ ェ ッ ク 項 目	チ ェ ッ ク 項 目 に 係 る 説 明			
正利用防止	(2) コンピュータ犯罪・事故等	(2) コンピュータ犯罪およびコンピュータ事故（ウィルス等不正プログラムの侵入、CD/ATMの破壊・現金の盗難、カード犯罪、外部者による情報の盗難、内部者による情報の漏洩、ハードウェアのトラブル、ソフトウェアのトラブル、オペレーションミス、通信回線の故障、停電、外部コンピュータの故障等）に対して、十分に留意した体制を整備し、点検等の事後チェック体制を整備しているか。	◎	経営陣による統制	
	(3) 防災対策	(3)① 災害時に備え、被災軽減及び業務の継続のための防災組織を整備し、責任者を明確にしているか。 ② 防災組織の整備に際しては、業務組織に即した組織とし、役割分担毎に責任者を明確にしているか。 ③ 防火・地震・出水に対する対策を確保しているか。 ④ 重要データ等の避難場所をあらかじめ確保しているか。	◎		
	(4) バックアップ	(4)① 重要なデータファイル、プログラムの破損、障害等への対応のため、バックアップを取得し、管理方法を明確にしているか。 ② バックアップを取得するに当たっては、分散保管、隔地保管等保管場所に留意しているか。 ③ 国際統一基準適用金融機関にあっては、重要なシステムについてはオフサイトバックアップシステムを保有しているか。（国内基準適用金融機関にあっては、保有することが望ましい。） ④ バックアップ取得の周期を文書化しているか。	◎		
	(5) コンティンジェンシープランの策定	(5)① 災害等によりコンピュータシステムが正常に機能しなくなった場合に備えたコンティンジェンシープランを整備しているか。 ② コンティンジェンシープランの策定及び重要な見直しを行うに当たっては、取締役会による承認を受けているか。（上記以外の見直しを行うに当たっては、取締役会等の承認を受けているか。） ③ コンティンジェンシープランの整備に当たっては、「金融機関等におけるコンティンジェンシープラン要綱」及び「金融機関等におけるコンティンジェンシープラン策定のための手引書」（財団法人金融情報システムセンター編）を参照しているか。 ④ コンティンジェンシープランの整備に当たっては、災害による緊急事態を想定するだけでなく、金融機関の内部に起因するものや金融機関の外部に起因するものも想定しているか。 ⑤ コンティンジェンシープランの整備に当たっては、決済システムに及ぼす影響や、顧客に与える被害等を分析しているか。 ⑥ コンティンジェンシープランを使用した訓練を定期的に行っているか。	◎		

○システム統合リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト

システム統合リスク

I. 経営陣のリスク管理に対する協調した取組み

● システム統合リスク管理の不備は、システムミッ

検査マニュアル等			(注1)	(注2)	評価における着眼点(例)(注3)
項目	チェック項目	チェック項目に係る説明			
		i. 経営統合に係るリスク管理態勢のあり方 ii. システム統合に係るリスク管理態勢のあり方 II. 協調したシステム統合リスク管理態勢のあり方 i. セキュリティ管理体制の整備 ii. 協調した事務リスク管理態勢のあり方 iii. 協調したシステムリスク管理態勢のあり方 iv. 協調した業務運営態勢のあり方 v. 外部委託業務管理態勢のあり方 III. 不測の事態への対応 IV. 監査及び問題点の是正 i. 内部監査 ii. 第三者機関による評価	◎	内部管理	ク・リスクを惹起させることがあり得ることから、システム統合を控えている金融機関においては、当該項目の評価上の優先度を高くする。
	前回当局検査指摘事項の 改善状況等		◎	内部管理	<ul style="list-style-type: none"> 経営陣が率先垂範して、実効性ある改善策の策定・実行に取り組むことが重要。弥縫策に留まっている場合には、改めて、経営陣の認識や不十分な改善策に留まっている要因・背景を把握し、評価を行う。 本項目に対する評価は、今回検査における指摘事項に対して金融機関による自主的な対応が期待できるかを判断する際の一要素となる。

(別 添)

評定制度研究会 報告書

平成17年5月25日

評定制度研究会

評定制度研究会メンバー名簿

平成17年4月20日現在

座長	岩原 紳作	東京大学大学院法学政治研究科教授
座長代理	野村 修也	中央大学大学院法務研究科教授
メンバー	秋山 をね	(株)インテグレックス代表取締役社長
	梅森 徹	日本銀行信用機構局参事役 兼 考査局参事役
	大槻 奈那	スタンダード・アンド・プアーズ (S&P) 主席アナリスト
	川上 陸司	A. T. カーニー(株)ヴァイスプレジデント
	佐久間 守	(株)東邦銀行総合企画部部長
	柴田 敏彦	城北信用金庫総合企画部部長
	福沢 俊彦	(株)みずほ銀行経営企画部部長
	細田 弘	(株)格付投資情報センター (R&I) チーフアナリスト
	本田 修	(株)東日本銀行経営企画部副部長
	村本 孜	成城大学社会イノベーション学部長
	森 公高	公認会計士 (公認会計士協会常務理事)
	渡辺 悟	江東信用組合監査室長
	厚木 進	金融庁検査局審議官
	木村 耕三	金融庁検査局審査課長
	目黒 謙一	金融庁検査局検査監理官
	若杉 治幸	金融庁検査局市場リスク検査室長
	古谷 雅彦	金融庁検査局総務課企画調整室長
	上條 崇	金融庁検査局検査指導官
	窪寺 信	金融庁検査局総務課専門検査官 (公認会計士)
	桑原 茂裕	金融庁監督局総務課長
	吉澤 守	金融庁監督局銀行第一課課長補佐 (銀行第1係)
	樋口 茂雄	金融庁監督局銀行第二課課長補佐 (第二地方銀行係)
	杉原 茂彦	金融庁監督局総務課課長補佐 (協同組織金融室)
オブザーバー	其田 修一	関東財務局検査監理官
	郷 佳也	近畿財務局検査監理官
事務局	黒澤 利武	金融庁検査局総務課調査室長

評定制度研究会の日程・議事内容

第1回：平成17年1月26日

－研究会の今後の進め方、考えられる論点等、金融検査の概要

第2回：平成17年2月9日

－民間格付機関の格付、旧評定制度

第3回：平成17年2月17日

－米国における評定制度(CAMELS)

第4回：平成17年2月23日

－英国における金融機関の監督手法 (ARROW)、日本銀行の評定制度

第5回：平成17年3月2日

－検査の濃淡、金融監督の概要

第6回：平成17年3月16日

－評定制度に係る論点

第7回：平成17年3月24日

－CSR評価、法令等遵守態勢（顧客保護等管理態勢を含む）、リスク管理態勢（共通）

第8回：平成17年3月30日

－地域密着型金融の機能強化の推進に関するアクションプログラム（平成17～18年度）、流動性リスク管理態勢、市場関連リスク管理態勢

第9回：平成17年4月13日

－事務リスク管理態勢、システムリスク管理態勢、信用リスク管理態勢

第10回：平成17年4月20日

－自己資本管理態勢、資産管理態勢、中小企業融資、各評定段階及び着眼点（例）

第11回：平成17年4月27日

－COSOレポートの概要等、各評定段階及び着眼点（例）

第12回：平成17年5月11日

－各評定段階及び着眼点（例）

第13回：平成17年5月18日

－米国連銀の検査報告書例、評定段階及び着眼点（例）、報告書（案）

第14回：平成17年5月25日

－金融検査に関する基本指針（案）、報告書（案）

以上

評定制度研究会 報告書

目 次

はじめに	・・・	1
1. 金融検査の基本的考え方	・・・	1
2. 評定制度の意義	・・・	4
3. 評定制度のあり方	・・・	5
(金融機関の規模や特性を踏まえた評価)	・・・	5
(収益力の評価)	・・・	6
(ガバナンスの評価)	・・・	7
4. 評定制度の具体的枠組み	・・・	8
(評定項目等)	・・・	8
(評定基準等)	・・・	8
(選択的行政対応とのリンク)	・・・	9
(評定手順等)	・・・	10
5. 実施時期	・・・	10
別添 「評定段階及び着眼点 (例)」	・・・	(略)

はじめに

1. 金融庁は、昨年12月、今後2年間の金融行政の指針となる「金融改革プログラムー金融サービス立国への挑戦ー」を策定・公表し、今後実行すべき改革の道筋を示した。同プログラムは、現在の金融システムを巡る局面を「不良債権問題への緊急対応から脱却し、将来の望ましい金融システムを目指す未来志向の局面（フェーズ）に転換しつつある」とした上で、望ましい金融システムを「官」の主導ではなく、「民」の力により実現することを目指すものである。そして、その具体的施策の1つとして、「財務状況のみならず、様々な観点からの、検査における評定制度の導入等によるメリハリの効いた効果的・選択的な行政対応」を提案している。
2. 以上を踏まえ、本年1月、金融庁は、検査局内に、外部の有識者を加えた「評定制度研究会」を発足させ、爾来14回にわたり、検討を重ねてきた。本報告書はその結論をとりまとめたものである。

1. 金融検査の基本的考え方

3. わが国の金融システムを巡る局面は1つの転換点を迎えている。バブル崩壊後、日本経済全体のリスクと損失が集積され、長らく身動きをとれなくなっていた金融セクターにもようやく出口の光が兆してきている。十分なリターンに裏付けられない信用リスクを過剰に抱え込んでしまった結果積み上がった不良債権の山ーこれもようやく管理可能なレベルにまで収束しつつある。他方、規制緩和、技術革新、グローバル化の波は、新たなリスク・リターンのパターンに基づくビジネス・モデルの可能性を拓きつつあるように見える。
4. こうした中、金融機関には、守りのリスク管理一辺倒から、攻めのリスク管理への転換が1つの選択肢として提示されつつあるともいえる。もとより「リスク管理」とは、リスクをリターンとの関係において正確に評価することであり、そして、リスクを制御しつつ相応のリターンを確保していくことでもある。リスクはまた、金融機関ひとりで負担するべきものでもない。それは、債務者や投資家等とシェアするべきものである。リスク管理とは、活きた経済や市場の中で金融機関が自らのビジネス・モデルを見出していく過程でもある。

5. 市場と金融機関のいま1つの結節点は、経営管理のあり方、即ち、ガバナンスである。いまや、ガバナンスは、企業価値を支えるものという以上に、企業価値そのものであるといえる。安定した収益力が自己資本を強化するように、堅牢なガバナンスは企業価値を創出し、企業の市場価値を高める。規制緩和とグローバル化の流れの中で「企業価値」は再定義されつつあり、その中核的要素がガバナンスなのである。外に向かって開かれたガバナンスは、内部の管理態勢と外からの市場規律を結ぶ点となる。
6. リスク・リターン特性とガバナンスを結びつけるキーワードは「戦略」である。刻々と変容する環境の中で、自らのリスク選好度（許容度）を見極め、それに直結した戦略を打ち立て、それを確実かつ効果的に実行に移し、企業価値を創出していくこと — それが内部統制に期待される現代的な機能なのである。
7. しかし、以上のような金融機関経営のあり方は、まずもって「民」の自己責任により決定されるのが基本であることを忘れてはならない。当局の関与は、金融庁の任務である、金融機能の安定、利用者の保護、金融の円滑の観点から必要な範囲においてのみ正当性を有する（金融庁設置法第3条）。例えば銀行であれば、「銀行の業務の健全かつ適切な運営を確保するため」のみに検査・監督が必要となる（銀行法第1条）。そして、それとても出発点があくまでも、金融機関自身の内部管理と外部監査そして市場規律による監視なのである。「官」の関与は限定的であるべきである。
8. このような流れの中で、改めて金融検査の基本的考え方を確認しておくことは重要である。
9. 金融検査は、金融機関の財務の健全性と業務の適切性を確保するために実施される。ただ、それもあくまで金融機関自身の内部管理と外部監査そして市場規律による監視を前提に、それらを補完するものにとどまり（補強性の原則）、実効性を確保しつつ効率的に実施することを旨としなければならない（実効性の原則、効率性の原則）。このような考えに基づく新たな検査方式（「新検査方式」）への転換を促したのが「金融検査マニュアル」であった。それが実施に移されてから6年、金融検査の進化はいまだ現在進行形にある。不良債権問題への緊急対応の中で新検査方式への移行は続いている。ただ、翻ってみれば、この数年間の歳月は、不良債権問題の嵐の中を突き進まざるを得なかった金融制度改革の産みの苦しみの過程であったと捉えることもできる。もとより、新検査方式は、金利自由化、業務自由化、そして参入・退出の自由化といった規制緩和がすべて進展した局

面を想定し、なればこそ、事前指導に替わる事後チェック、そして金融機関の自己責任に基づく内部管理態勢（ガバナンス）に焦点を合わせたプロセス・チェックを目指していたのである。規制緩和の最終段階でもあった、参入・退出の自由化過程に時間を要したのも、事柄の性格上、そして内外の状況に鑑みれば、やむを得なかった面はあろう。いずれにせよ、本年4月のいわゆるペイオフ全面解禁により、金融自由化は1つの段階を越える。新たな局面の中で、改めて原点を確認し、新検査方式への移行に推進をかける時期が来ているのである。

10. まず金融検査は、あくまでも金融機関自身の自己責任原則に基づく自己管理を前提にした上で、これを「補強」するものにとどめなければならない（補強性の原則）。それは、「民」が自らの発意で活力を見出していく過程を側面から支えるものでなければならない。もとより金融検査マニュアルは、検査の「当局による指導型から金融機関による自己管理型への転換」を目指したものであり、この方向性をさらに揺るぎないものとして定着させていく必要がある。
11. また、当局のみならず金融機関の限られた資源を有効利用する観点から、検査は、効率的・効果的に行われる必要がある（効率性の原則）。特に、局面が「危機対応」から「未来志向」に転換しつつある中であって、検査のあり方も、これまでのように信用リスクに重点を置いたものから、より多面的でありながらメリハリの利いたものへと多様化・高度化させていく必要がある。
12. さらに、多様化・高度化する検査を踏まえ、検査部局は、これまで以上に監督部局との連携を強化し、金融機関の業務の健全性と適切性の確保に努めていく必要がある（実効性の原則）。もとより、オンサイトの立入検査とオフサイトのモニタリングとの間には、自ずと役割分担がある。オンサイト検査は、金融機関の営業所等に立ち入って実施するものである以上、効率的な運用が強く要請され、従って敢えて現場において確認する必要性の高い項目、例えば態勢面の整備状況などの検証が中心となる。他方、オフサイトのモニタリングは、むしろ、総合的・業態横断的な観点からの、財務上のデータ等を中心とする分析において、比較優位を発揮するのである。
13. 以上要すれば、「金融検査において、すべてを検査することは、可能でもなければ、必要でもない」ということなのである。

2. 評定制度の意義

14. 金融検査を巡る情勢が、「官」から「民」へ、そして「不良債権問題への緊急対応」からの脱却へ、と局面転換する中であって、検査のあり方も、「民」、即ち、金融機関自身による自主的な経営改善の動機付け（インセンティブ）に資するようなものに転換していかなければならない。また、金融検査マニュアルが施行されてから6年、累次に亘る検査の結果、金融機関と検査官の目線にも、ある程度の統一感が生まれつつあり、金融機関の自己責任に基づくリスク管理の態勢も整備されつつあるといえる。こうした状況を踏まえると、金融検査の結果について、これまでのような指摘事項の記載に加えて、何らかの段階評価を示すようにすれば、金融機関自身の経営改善に向けて大きな動機付けになるものと考えられる。それはとりもなおさず、検査官にとっても、金融機関との双方向の議論を尽くし、自らの検査結果について説明責任をより一層果たしていく重要な契機となる。評定制度の意義はまずこうした点にある。
15. また、評定結果を、検査の濃淡など、その後の選択的な行政対応に結びつけていけば、動機付けの意味合いが高まるばかりでなく、より効率的かつ実効的な検査を実施できるようにもなる。さらに、金融行政の透明性も高まり、金融機関にとっての予見可能性の向上にも大きく資することが期待される。
16. 金融機関を評価することは、格付機関の格付のように民間においても行われているが、その目的やあり方は異なる。民間格付の目的は、投資家や債権者等に対し債務者の債務履行能力を示すことであるのに対し、当局の評定制度の目的は、金融機関の自主的・持続的な取組みによる経営改善に向けた動機付け等を行うとともに、その結果を検査の濃淡等に反映させていくことにある。従って、当局の評定制度の目的を達成するためには、2つのプロセスが必要となる。まず1つは金融機関を評価することであり、2つ目は評定結果を選択的行政対応に結びつけることである。双方のプロセスが相まって、評定制度の意義が高められるのである。
17. 検査に濃淡をつける場合、考えられる項目は、検査頻度、検査範囲、検査深度である。そして、濃淡をつける評価基準のあり方としては、「不良債権問題への緊急対応」から脱却しつつある現在の局面を踏まえれば、資産内容の健全性に偏ることなく、広く、コンプライアンスやリスク管理態勢の要素も取り込んでいく必要がある。

18. さらに、監督上の対応を評定制度と連携させていくことは検査の実効性確保の観点から重要である。例えば、評定結果を、オフサイト・モニタリングの濃淡や報告徴求その他の監督上の対応を検討するための基準や判断要素として用いていくことが考えられる。

3. 評定制度のあり方

19. 以上を踏まえると、評定制度のあり方を考えるに当たっては、以下の視点が特に重要である。まず、評定制度が、金融機関の自主的な経営改善に向けた動機付けとなっているかという視点である。次に、金融庁、特に金融検査に期待される任務に則った評定制度となっているかという視点、さらに、真に検査の効率性と実効性の向上に資するような制度となっているかという視点である。

(金融機関の規模や特性を踏まえた評価)

20. 金融検査は、金融機関の規模や特性、特にリスク・リターン特性に応じたリスク管理のあり方を評価するものであり、機械的・画一的な判断に陥ってはならないのは当然である。また、検査は、金融機関の抱えるリスクの最小化を求めるものでもない。金融機関はむしろ適切なリスク管理を行いながら必要なリスク・テークを行うことが期待されているのである。金融機関がまず自らビジネス・モデルを確立しているか、そして、そのリスク選好度や体力に整合的な戦略目標を設定しているかがポイントなのである。
21. 地域の中小企業に対する円滑な資金供給に向けた地域金融機関の取り組みやこれらを通じた地域貢献等についても、上述の文脈において理解されるべきものである。いわゆる「地域密着型金融（リレーションシップバンキング）」の本質は、金融機関が長期的な取引関係により得られた情報を活用し、対面交渉を含む質の高いコミュニケーションを通じて融資先企業の経営状況等を的確に把握し、これにより、中小企業等への金融仲介機能を強化するとともに、金融機関自身の収益向上を図ることにある。金融当局としては、オフサイト・モニタリングを通じて、こうした地域金融機関による自主的な取り組みを含む多面的な評価に基づき総合的に監督するのが基本となる。ただし、検査に際しても、「金融検査マニュアル別冊（中小企業融資編）」を踏まえ、地域金融機関が、中小企業等と緊密なリレーションシッ

プを築くことなどにより、適切なリスク管理態勢確立に向けて努力を重ねているかを検証していくべきである。

(参考)「リレーションシップバンキングの機能強化に向けて」(平成15年3月27日 金融審議会金融分科会第二部会報告 抜粋)

リレーションシップバンキングのあるべき姿が、質が高くアクセスが容易なリレーションシップバンキングの展開による地域経済の活性化にあるとすれば、中小・地域金融機関が、その健全性を確保しつつ、主要な顧客である中小企業に対する円滑な資金供給や各種サービスの提供等の役割を適切かつ持続可能(サステイナブル)な形で果たしていくことが、地域貢献の本来のあり方であると考えられる。

22. いずれにせよ、検査に際しては、これまで以上に監督との連携を強化し、オフサイト・モニタリング等を通じて得た、各金融機関のリスク・リターン特性を十分踏まえる必要があることは言うまでもない。

(収益力の評価)

23. 金融機関経営者がリスクに見合ったリターン確保に努めるべきであるのは当然である。しかし、それを当局が、敢えて検査という手法をもってチェックすべきかどうかは別問題である。金融庁の任務はあくまでも金融機能の安定、利用者の保護、金融の円滑にある。金融当局が個々の金融機関の収益力に関心を持つのは、あくまでもそれが財務の健全性に大きな影響を与えるからである。したがって、金融機関の財務の健全性に改善の必要が認められる場合には、これを改善できるだけの十分な収益力があるか否か、金融システムの中で安定的に存在し得るか否かが検証される必要がある。
24. さらに進んで、各金融機関のリスク・リターン特性のあり方そのものに立ち入ることには一定の慎重さが求められる。今日においては、規制緩和、技術革新、グローバル化等の急進展を背景に、金融機関の戦略的な「選択と集中」の幅は急拡大してきており、金融業を機能ごとに、金融製造業、金融流通業、金融情報業等に、アンバンドリング(あるいはリバンドリング)して、金融機関自ら、望むべきリスク・リターンのモデルを選び取る時代となってきたからである。ただ、そのような時代であるからこそ、金融機関には、自らのリスク・リターン特性を正確に見きわめる眼力の強さが要求される。例えば、大規模かつ複雑なリスクを抱える金融機関にとっては、いわゆる「統合リスク管理」等の手法により、自らの抱えるリスクの総体を正確に把握するとともに、リターン獲得に向けたタイムリーな

経営戦略設定ができるような態勢を構築することが不可欠となってきた。もちろん、各金融機関にとってどのようなリスク・リターン特性が望ましいかは、一義的に当局が関与するところのものではない。ただ、各金融機関が自らの体力を見据え、自ら望ましいと考えるリスク・リターン特性を自主的にかつタイムリーに選び取ることのできる能力があるかどうかは、財務の健全性確保の見地から重要な意味を有している。そして、当局の評価はそのような見地から行う必要がある。

(ガバナンスの評価)

25. 金融機関の経営管理（ガバナンス）の質は、金融機関経営上も、金融監督上も、決定的重要性を有する。あらゆる経営体は、営利・非営利を問わず、何らかの価値を創造し、その価値をステークホルダー（利害関係者）に対して提供するために存在している。そのようなプロセスの確実性を保証するのが、まさにガバナンスなのである。金融機関として例外ではない。金融機関のステークホルダーは、まずは預金者であり株主等であり、そしてその利用者等である。ステークホルダーと正面から向き合い、期待される価値を確実に実現し還元していくことこそが、金融機関経営陣に課せられた責務なのである。堅牢なガバナンスが企業価値を創出し企業の市場価値を高める所以であり、外に向かって開かれたガバナンスが金融機関経営の適切性を保証し健全性を高める所以でもある。
26. 強固な法令等遵守態勢及びリスク管理態勢を構築する責任は、第一義的に経営陣にある。経営陣による内部統制とは、金融機関のリスク・リターン特性を的確に見極め、明確な戦略目標を設定し、付随するリスクを正確に評価しながらタイムリーに制御することを通じて、期待される価値を実現し、ステークホルダーに還元していくことである。このような経営陣主導の内部統制は、内部管理態勢の隅々にまで行き渡っていなければならない、それがどこまで貫徹されているかが、まさにガバナンスの評価の目線となるのである。
27. ガバナンスが有効に機能するためには、その組織の構成要素がそれぞれ本来求められる役割を果たしていることが前提となる。具体的には、取締役会、監査役会といった組織が経営をチェックできていること、部門間の牽制が健全に機能していること等が重要である。更に、各取締役が職務を遂行できる資質（知識、経験、社会的信用等）を備え、十分な責任感やモラルを有していることが前提となる。

4. 評価制度の具体的な枠組み

28. 以上を踏まえると、評価制度の具体的な枠組みは、別添「評価段階及び着眼点（例）」のとおりとなる。その基本的枠組みは以下のとおりである。

（評価項目等）

29. これまでの、いわゆる「マニュアル検査」の結果、金融機関と検査官の目線にも統一感が生まれつつあること等を踏まえれば、運用の統一性を確保する観点からも、評価制度の基本的枠組みは現行の金融検査マニュアルに沿ったものとするのが妥当である（別紙「イメージ図」）。
30. 同様に、例えば「自己資本比率」や「顧客保護等」などのように、既に法令等により基準が明確化されており、預金者保護等の観点から特に重要な項目についても、評価項目として取り込むことが妥当と考えられる。

（評価基準等）

31. 評価基準の目線については、プロセス・チェックを基本とする金融検査マニュアルの考え方に則り、管理態勢面に評価の重点を置くものとし、結果としてどの程度の事故・損失等が生じているかは副次的な判断要素にとどめるものとする。
32. さらに、ガバナンス重視という観点から、評価に際しては、経営陣による内部統制がどこまで及んでいるかを十分勘案するものとする。
33. 評価段階については、A、B、C、Dの4段階とする。このように偶数段階評価とする方が、5段階等の奇数段階評価よりも、甲乙を明確に示すことができ、経営改善に向けた動機付けやメリハリのある行政対応に資するものと考えられる。
34. 各段階の大まかな水準感は以下のとおりである。
- ① A評価は、強固な管理態勢が経営陣により構築されている状態、
 - ② B評価は、十分な管理態勢が経営陣により構築されている状態、
 - ③ C評価は、経営陣による管理態勢の構築が不十分で、改善の必要が認められる状態、そして、
 - ④ D評価は、管理態勢に欠陥または重大な欠陥が認められる状態。

35. 各項目の評定に際しては、各金融機関の規模や特性を踏まえ、機械的・画一的な判断に陥らないように留意するべきである。特に、オフサイト・モニタリング等を通じて得た、各金融機関のリスク・リターン特性を踏まえ、これに見合った実効的な管理態勢が経営陣により構築されているか否かを評価することが肝要である。
36. なお、総合評価については、当面、これは導入しないものとする。評定制度導入当初においては各評価項目のウェイトづけが必ずしも容易でなく、また、総合評価がひとり歩きした場合、無視し得ない風評リスクが生じる可能性も現状では排除し切れないからである。

(選択的行政対応とのリンク)

37. 検査は、金融機関の規模や業況等を勘案し、必要に応じて、適時適切に実施するものであるが、その際、評定結果も、その後の検査の濃淡に反映させていくものとする。まず検査頻度については、例えば、
- ① 個別項目において、低評価項目がない場合（例えば、AとB評価しかなく、C以下の評価がない場合）は、平均よりも長い検査周期とする。
 - ② 個別項目において、低評価項目が少ない場合（例えば、A、B、C評価しかなく、かつ、C評価も2つ以下にとどまる場合）は、平均的な検査周期とする。
 - ③ 上記以外の場合は、平均より短い検査周期とする。
 - ④ いずれにせよ、具体的な基準については、評定制度を一定期間実施した上で実態（分布状況等）を踏まえ、最終決定するのが望ましい。
38. また、検査範囲等についても、前回検査で高い評価を受け、その後の監督部局のモニタリング等においても問題が認められない項目については、次回検査において検証範囲から除くというように、評定の結果を検証範囲に反映させる。さらに、例えば、自己査定に関連する内部管理態勢について、高い評価結果が得られた場合に、自己査定の検証における抽出率を低下させる等、前回検査で評価の高い項目については、検証深度を限定的なものとし、低い項目については深く掘り下げるというように、評定の結果を検査深度に反映させることとする。
39. 評定結果と監督上の対応のリンクについては、まず、検査において何らかの指摘事項があれば、評定結果如何に関わらず、常に銀行法第24条等に基づく報告徴求が行われるが、評定結果は、この24条報告等も踏まえ、

金融機関の業務の健全性や適切性確保に向けた自主的な取組みを早期に促していくための判断要素として用いられることとなる。

(評定手順等)

40. 検査に際しては、まず検査官が、立入検査期間中に、評定に係る事実関係及びその評価について、被検査金融機関と十分に意見を交換することが重要である。その上で、主任検査官は、立入検査終了の際に行われる、被検査金融機関の経営陣との意見交換（エグジット・ミーティング）において、評定結果についても十分な意見交換を行い、意見の一致点及び相違点を確認するものとする。
41. 被検査金融機関は、立入検査終了後、評定結果について意見相違がある場合は、意見申出制度に則り、その旨を検査局長に申し出て審理を求めることができるものとする。
42. 最終的な評定結果は、検査結果通知の一部として、被検査金融機関に通知されることとなる。各金融機関の評定結果は、検査結果そのものであり、対外的には開示されないものとする。

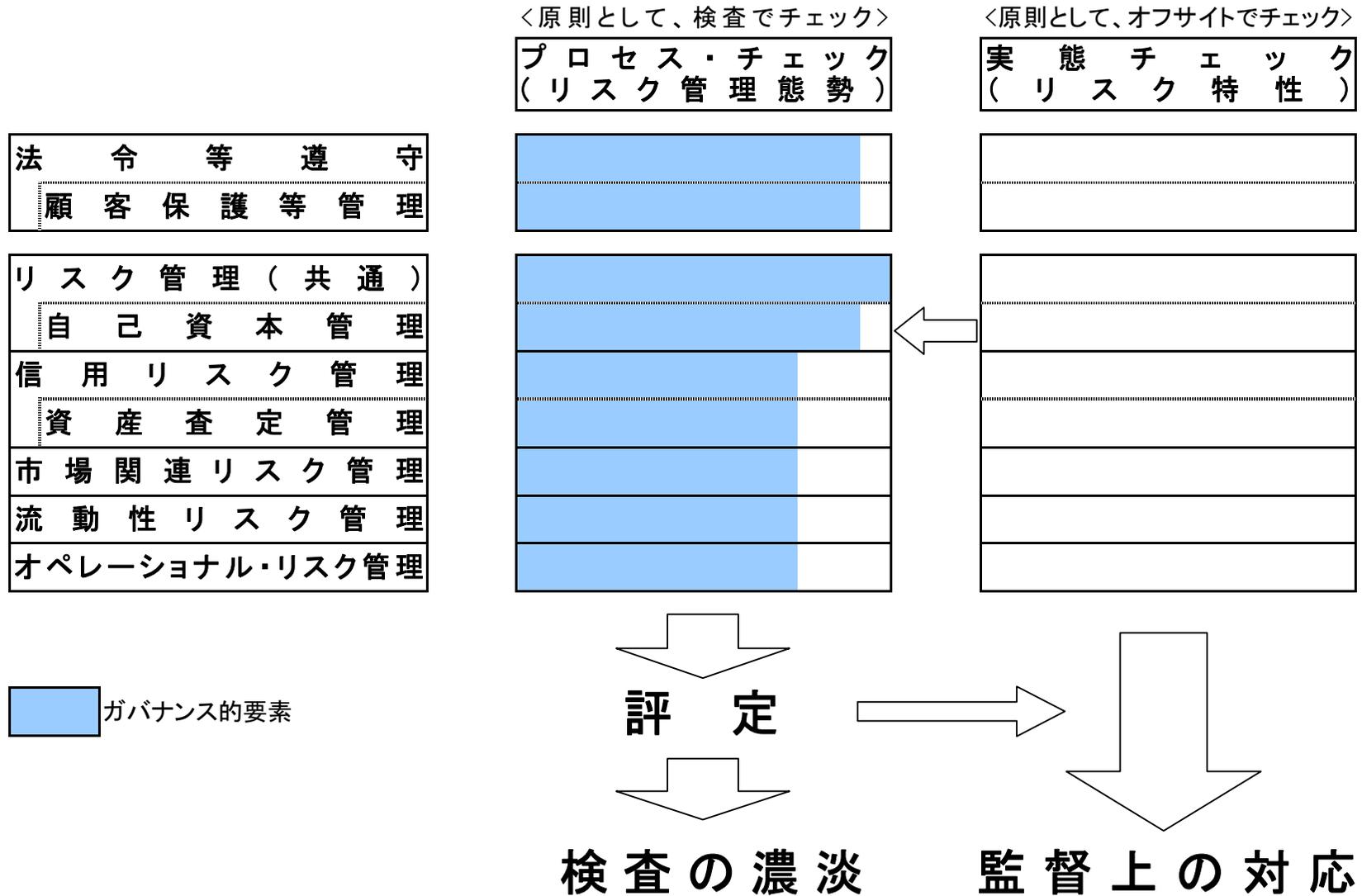
5. 実施時期

43. 預金等受入金融機関に係る検査評定制度は、平成17検査事務年度中に試行を開始し、平成18検査事務年度以降、速やかに施行に移すのが適切と考える。試行期間中は、評定に係るデータやノウハウの蓄積に重点を置くこととし、評定結果そのものは、金融機関に通知されるものの、選択的な行政対応には反映させないものとする。

以上

(別紙)

評価制度のイメージ図



(注) 「中小企業融資」は、金融検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕に沿い「信用リスク管理態勢」及び「資産査定管理態勢」の中で評価する。